

# 福岡歯科大学の現状と課題 '16

福岡歯科大学 自己点検・評価委員会

2017年10月

## 目 次

はじめに	1
1. 理念・目的	2－3
2. 内部質保証	4－6
3. 教育研究組織	7－11
4. 教育課程・学習成果	12－28
5. 学生の受け入れ	29－38
6. 教員・教員組織	39－46
7. 学生支援	47－52
8. 教育研究等環境	53－64
9. 社会連携・社会貢献	65－70
10. 大学運営・財務	
(1) 大学運営	71－77
(2) 財務	78－83

## はじめに

本学は学則第1条に定める「教養と良識を備えた有能な歯科医師を育成することを目的とし、社会福祉に貢献すると共に歯科医学の進展に寄与する」ことを建学の精神とし、この使命に基づいて、高齢社会において社会から信頼される歯科医師を育成するため、「口腔の健康を通して全身の健康を守る」歯科医師を養成すべく、従来の歯学に一般医学・福祉の要素を取り入れた、より総合的な「口腔医学」教育を実践しています。

現在、歯学教育を取り巻く環境は、18歳人口の減少、歯科医師需給問題、国家試験の難化等に起因する志願者の減少等大変厳しい状況にあり、本学もまたその影響下にあります。こうした状況の中では、自己点検・評価に基づく現状と課題をしっかりと認識・分析し、本学の未来を描く努力を継続することが必要であるとの思いから、学則第2条に基づき、自己点検・評価を実施しています。

体制として1991年に学内組織を設け（現在は自己点検・評価委員会に改組）、翌年度から自己点検・評価報告書「福岡歯科大学の現状と課題」をほぼ2年毎に発行して、説明責任を果たすため、学内外に公開してきました。

2008年からは改善・改革を推進するため、「福岡歯科大学の現状と課題」の中で改善すべき事項等としてあげた項目に対する改善実績や取り組み状況等を同冊子が刊行された翌年に「福岡歯科大学の現状と課題 改善報告書」としてまとめ、自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムを確立しています。

2013年には大学基準協会および日本高等教育評価機構の二つの認証評価機関の認証評価を受け、両機関から大学評価基準適合の2回目の認定を受けました。

また、2014年からは文部科学省に採択された「大学教育再生プログラム」に基づき建学の精神達成に向け「学修成果の可視化」に取り組んでいます。

以上のとおり「口腔の健康を通して全身の健康を守る」歯科医師の養成に向け、自己点検・評価に基づく改善・改革を堅実に進めることが、社会に対する本学の責任であり、一層の信頼を得る道であることをしっかりと認識して、今後も建学の精神の達成に向けて、教職員の皆様と尽力していく所存です。

2017年10月

福岡歯科大学 学長 石川 博之

## 1. 理念・目的

### 【現状説明】

点検・評価項目①：大学の理念・目的は、適切に設定されているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

#### 大学全体・口腔歯学部

##### ・大学の理念・目的の設定等

福岡歯科大学口腔歯学部は、「福岡歯科大学学則」（以下、「学則」という。）第1条で「教育基本法及び学校教育法に基づき、歯学に関する専門の学術を教授研究し、教養と良識を備えた有能な歯科医師を育成することを目的とし、社会福祉に貢献すると共に歯科医学の進展に寄与することを使命とする」と定め（資料1-1）、これを建学の精神としている。この建学の精神に基づいて、高齢社会において社会から信頼される歯科医師を育成するため、「口腔の健康を通して全身の健康を守る」歯科医師を養成すべく、従来の歯学に一般医学・福祉の要素を取り入れた、より総合的な「口腔医学」教育を実践している。

ついで、2013年4月から教育の基本組織である学部学科名を、本学が実践している教育に即した「口腔歯学部・口腔歯学科」に変更した。

#### 歯学研究科

##### ・研究科の目的の設定等

歯学研究科（博士課程後期）は、福岡歯科大学の建学の精神に基づき「福岡歯科大学大学院学則」（以下、「大学院学則」という。）第1条において「歯学に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする」と定め（資料1-2）、これを教育目標としている。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

#### 大学全体・口腔歯学部

##### ・人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示及び周知・公表

建学の精神は「学則」第1条に記載している。建学の精神を達成するため「福岡学園第三次中期構想」（以下、「第三次中期構想」という）を策定し（資料1-3）、同構想の中で教育、研究、学生の支援等に関する目標等を掲げている。学則および「第三次中期構想」はホームページに掲載し、学内外に周知・公表している。また、卒業までに身に付けるべき能力をディプロマ・ポリシーとして定め、同ポリシーを含む三ポリシーは全学生に配布する学生便覧、入学試験要項、ホームページ等で学内外に周知・公表している（資料1-4、5）。

#### 歯学研究科

##### ・人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示及び周知・公表

歯学研究科は、福岡歯科大学の建学の精神に基づき、歯学に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的（教育目標）とし、このことを「大学院学則」第1条に記載している。また、修了までに身につけるべき能力

をディプロマポリシーとして定め、同ポリシーを含む三ポリシーは全院生に配布する学生便覧、授業要項、ホームページ等で学内外に周知・公表している（資料 1-4、6）。

**点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。**

**大学全体・口腔歯学部**

**歯学研究科**

・中・長期の計画の設定

2017年4月から2023年3月までの6年間に口腔医学の理念のもと建学の精神達成に向け、学校法人福岡学園が取り組むべき課題、目標として「第三次中期構想」を策定し、同構想の中で教育、研究、学生の支援等に関する目標等を掲げている。

### 【点検・評価】

#### ① 長所・特色

建学の精神達成に向け、2014年度に文部科学省に採択された「大学教育再生加速プログラム」に基づき、「学修成果の可視化」に取り組んでいる。2016年度は、各授業の行動目標がどのディプロマ・ポリシーに関連するか明示する等、学生の学修ガイドとしての内容を充実させた2017年度シラバスの作成、収集・蓄積したデータを分析した結果に基づく教育内容・方法の改善および修学支援に活用できる情報提供等の取り組みを推進している。

#### ② 問題点

なし

#### ③ 全体のまとめ

建学の精神に基づき、人材育成方針等を適切に定め公表しており、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切であると思われる。

### 【根拠資料】

- 資料 1-1 「福岡歯科大学学則」
- 資料 1-2 「福岡歯科大学大学院学則」
- 資料 1-3 福岡学園第三次中期構想
- 資料 1-4 平成 29 年度学生便覧
- 資料 1-5 ホームページ（福岡歯科大学三ポリシー）
- 資料 1-6 ホームページ（福岡歯科大学大学院三ポリシー）

## 2. 内部質保証

### 【現状説明】

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

- ・内部質保証に関する基本的な考え方および内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の役割

「第三次中期構想」の具体的な目標の一つに評価システムの充実を掲げ、内部質保証に関する基本的な方針として「本学園の組織運営にかかる内部質保証の確立に向け、効果的な自己点検・評価を実施する」と明記している。

内部質保証の推進に責任を負う中核組織として自己点検・評価委員会を置き、その役割を同委員会規則により「福岡歯科大学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行う」と規定している（資料 2-1）。

- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針 (PDCA サイクルの運用プロセスなど)

自己点検・評価委員会は、大学基準協会の評価基準に準拠して教育の企画・設計、運用を検証し、自己点検・評価報告書として「福岡歯科大学の現状と課題」（以下、「現状と課題」という。）を作成する（資料 2-2）。さらに課題等がどのように改善されたかを「福岡歯科大学の現状と課題 改善報告書」（以下、「改善報告書」という。）にまとめ（資料 2-3）、自己点検・評価から改善・向上に繋がるシステムを構築している。

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備

自己点検・評価委員会を設置し、内部質保証の推進に責任を負う中心的な組織として運営している。

- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成

自己点検・評価委員会は、全学的な自己点検・評価および内部質保証等を推進するため、学務を管掌する学生部長を委員長として、役職教員や事務局主要課長のほか委員長が必要とする者等、18名で構成している（資料 2-4）。

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に整備しているか。

- ・学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定

本学では「口腔の健康を通して全身の健康を守る」歯科医師の養成を目指し、従来の歯学に一般医学・福祉の要素を取り入れた口腔医学教育を実践するため、全学的な学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針を定めている。

- ・内部質保証の推進に責任を負う組織による教育の PDCA サイクルを機能させる取り組み

自己点検・評価委員会は、各種委員会（学務委員会、FD 委員会、教育支援・教学 IR 室運営委員会等）が推進する教育の企画・設計（P）、運用（D）について、事務局との連携・協力のもと大学基準協会の評価基準に準拠し検証（C）を行い、2年ごとに「現状と

課題」を作成している。さらに同報告書で示された課題等がどのように改善（A）されたかを、その翌年に「改善報告書」としてまとめ、PDCA サイクルを機能させるシステムを確立している。

- ・行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する対応
- ・点検・評価における客観性、妥当性の確保

自己点検・評価の客観性および妥当性の確保に関する取り組みとして、2013年に大学基準協会および日本高等教育評価機構による2回目の認証評価を受審し、両認証評価機関から基準適合の認定を受けた。

その際、大学基準協会から努力課題として「①学位論文審査基準を学生に明示すること、②単位取得後に退学した者への課程博士としての学位授与を規定することは適切でない」の2点が提言された。この努力課題に対して、①については、具体的な学位審査基準項目を整備し、「大学院の手引き」に明示した。②については、学位規程を改正し、論文の審査は論文を受審した後1年以内に終了するとともに、単位取得後に退学した者に課程博士を授与する条文は削除した。これらを「提言に対する改善報告書」として、同協会に提出、同協会からは「意欲的に改善に取り組んでいる。その成果も満足できるものである。」との検討結果通知を受信した（資料2-5）。

また、調査研究中の歯学教育認証評価の受審についても検討中である。

#### 点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

- ・教育研究活動、自己点検・評価結果、財務等の公表

情報公開に関しては、学校教育法施行規則に規定する教育研究活動等に関する情報、自己点検・評価にかかる情報（現状と課題、改善報告書、認証評価結果および点検・評価報告書等）、財務情報を常時ホームページで公表（資料2-6）するとともに、必要に応じ学園広報誌を通じて日常的に、かつ継続的に学内外に公表している。

- ・公表する情報の正確性、信頼性

公開する情報はすべて、客観的データ等により裏付けられた信頼性のある情報である。

- ・公表する情報の適切な更新

公開する情報はすべて、設定された基準日等に沿って必要の都度更新している。

#### 点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

- ・全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性

自己点検・評価委員会は、各種委員会（学務委員会、FD委員会、教育支援・教学IR室運営委員会等）が推進する教育の企画・設計（P）、運用（D）について、事務局との連携・協力のもと大学基準協会の評価基準に準拠し検証（C）を行い、2年ごとに「現状と課題」を作成している。さらに同報告書で示された課題等がどのように改善（A）されたかを、その翌年に「改善報告書」としてまとめ、PDCA サイクルを機能させるシステム

を確立している。

・適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価

自己点検・評価委員会は、客観的データ等により裏付けられた信頼性のある情報に基づいて「現状と課題」および「改善報告書」を作成し、内部質保証の向上に務めている。

・点検・評価結果に基づく改善・向上への取り組み

2017年3月に自己点検・評価の客観性および妥当性を高めるため、口腔歯学部および研究科における口腔医学教育課程の編成等について、福岡県歯科医師会から貴重な意見を聴取した。また、管理運営体制の強化に向け、経営企画委員会の設置や内部監査室を設けた。

【点検・評価】

① 長所・特色

なし

② 問題点

・内部質保証への取り組みをより強化するため、内部質保証のための方針および手続きを明文化することを検討したい。

・点検・評価（「現状と課題」）に基づく改善をより確実にするため、「自己点検・評価委員会規則」にある評価結果への対応条文等の改正等を検討したい。

③ 全体のまとめ

「現状と課題」および「改善報告書」の作成により、概ね内部質保証は担保されていると思われるが、さらに内部質保証への取り組みを強化するため、上記問題点として掲げた項目の改善に努めたい。

【根拠資料】

- 資料 2-1 「福岡歯科大学自己点検・評価委員会規則」
- 資料 2-2 福岡歯科大学の現状と課題' 14
- 資料 2-3 福岡歯科大学の現状と課題' 15 改善報告書
- 資料 2-4 福岡歯科大学自己点検・評価委員会委員名簿
- 資料 2-5 大学基準協会からの検討結果通知
- 資料 2-6 ホームページ（自己点検・評価／認証評価）



### 3. 教育研究組織

#### 【現状説明】

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

#### ・大学の理念と学部構成との適合性

本学は、「学則」第1条の建学の精神に謳われている「教養と良識を備えた有能な歯科医師を養成する」ために、計画的に教育体制を整備してきた。そのための教育理念として、「口腔医学」教育を大学のブランドとして掲げ、学部名を2013年から口腔歯学部として、教育組織並びに附属施設を充実させてきた。教育の中核は、大きく4部門（口腔・歯学部門、全身管理・医歯学部門、社会医歯学部門、基礎医歯学部門）に分かれ、13講座37分野からなり、建学の精神と口腔医学の理念を見据えた体系となっている。中でも医科臨床の分野では2015年に皮膚科学分野を開設して計8分野となり、他の歯学部にはない充実を示している（資料3-1）。

また、歯学研究科には研究科長を置き、学長をもって充てている。大学院学生の授業および研究指導は基本的に口腔歯学部専任教員が当たることが定められており、教授を大学院指導教授、准教授を大学院授業担当者として委嘱している。従って、口腔歯学部と同様、建学の精神並びに口腔医学の理念に適った組織となっている。

歯学研究科の教員体制は、口腔歯学部の教員に加え、先端科学研究センター、再生医学研究センターおよび老化制御研究センターの教員が大学院生の教育に携わり、成果を上げている。研究業績として、専任教員の総論文数（著書、総説、原著論文、症例報告等）は、前年度191編が233編（うち欧文93編）になった（資料3-2）。

#### ・大学の理念と附属組織との適合性

口腔歯学部教育を支える附属施設として、医科歯科総合病院（医科14科、歯科12科）、情報図書館、アニマルセンター、口腔医療センター、先端科学研究センター、再生医学研究センター、老化制御研究センター、地域連携センター並びに教育支援・教学IR室を設置し、有能な歯科医師を育成するための、医療人としての態度・人間性、基礎医学知識、臨床技能、地域・多職種との連携能力、をそれぞれ支える施設を配している（資料3-3）。

医科歯科総合病院および口腔医療センターは、学生に臨床実習の場を提供し、態度・知識・技能の総合教育を担っている。また、医科歯科連携や多職種連携の学習の場でもある。一例として、小児科と小児歯科が隣接し、医科歯科連携を円滑に行っている。また、2014年に第2総合診療室を新設し、そこに同年、最新IT診療システムを導入して、学生が最先端の歯科治療を学習できる環境を整えた（資料3-4）。外来患者数1日平均673.3人、入院患者数26.2人で、災害歯科対策、在宅歯科医療、周術期ケアなどの地域医療の教育機会が増加している。

口腔医療センターは、開院から6年目を迎え、新たに研修歯科医（複合型プログラム）の受入れを開始するなど、実習・研修施設としての充実を図り、年間患者数27,371人、1日平均患者数103.1人となり、教育資源としても充実してきている（資料3-5）。

情報図書館は、歯学に関する蔵書数では西日本有数の図書館であり、教育研究に必要な情報提供サービスを行うとともに、学園全体のICT基盤整備と管理を行っている（資料3-6）。

先端科学研究センター、再生医学研究センターおよび老化制御研究センターは教員の研究環境を整備し、教員の研究力を向上させることによって学生教育の基盤づくりに貢献している（資料 3-7）。また、学生の研究マインドの醸成にも関わっている。地域連携センターは地域自治体等との交流を介して学生の地域貢献力の醸成に貢献している（資料 3-8）。そして、教育支援・教学 IR 室は 2014 年に設置され、学生のディプロマポリシーの達成レベルを「見える化」することによって学生支援を行っている（資料 3-9）。

さらに同じ敷地内には、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、福岡看護大学、歯科衛生士・介護福祉士養成の福岡医療短期大学があり、建学の精神に適った歯科医師養成に利するように医療・保健・福祉に特化したユニークなキャンパスを構成している（資料 3-10）。

また、歯学研究科との関わりからみると先端科学研究センターでは、5 年計画の研究「疾患の発症と進展を抑制する分子基盤」の 3 年目にあたり、基盤を確立する研究を活発に行い、環境ストレスによる突然変異や遺伝子の発現異常を抑える機構を分子レベルで解明し、がんや口腔疾患の診断や治療に役立つ研究へと展開している。

再生医学研究センターでは、文部科学省の新規研究ブランディング事業の核として、採択に向け新しい組織再生法の開発や治療法を柱としたプロジェクトの具体化を検討している。

老化制御研究センターは、「老化の抑制と疾患の制御における環境ストレスとゲノムの応答」の研究を実施し、文部科学省の事業支援の最終年度にあたる 2016 年度は、5 年間の実績（原著論文・総説 145 報、図書 16 冊、学会発表 237 報）を報告書として出版した。

これらの研究センターは、分子生物学的実験や細胞培養に必要な機器および形態学的な研究に必要な機器を備え、全学の大学院生や研究者が横断的に施設を共有できる体制を敷いている。

同様にアニマルセンターは、主にマウス・ラット・犬等の教育研究用小実験動物の飼育・管理を行っており、SPF 飼育室、実験室を有し、歯学研究科での教育・研究に貢献している（資料 3-11）。

#### ・教育研究組織と社会的要請、大学を取り巻く環境等への配慮

我が国の社会構造、疾病構造および医療体制の 3 つの変化に伴って、高齢者の全身管理、地域包括ケアシステム並びに多職種連携に対応できる歯科医師の養成が必要となっている。また、これからの歯科医師は、地域の居宅や福祉施設で診療を行う機会が益々増えてくると思われる。その際の診療の要は医科歯科連携である。連携のためには、歯科医師の医学レベルを向上させる必要がある。「口腔医学」はこのような社会ニーズを先取りした学問であり、本学では医師教員による講義・実習を増やして医科歯科連携力を養成できる教育環境を構築してきた。

また、歯学研究科における研究面で重要な課題は、口腔組織再生による口腔機能の改善や高齢者にみられる口腔疾患の診断・治療法の開発を通じて、豊かな食生活と口腔の健康をもたらすことによって我が国の超高齢社会に貢献することであろう。このような社会ニーズを自覚し、先端科学研究センター、再生医学研究センター、老化制御研究センターを中心にして大学院生を指導している。

**点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。  
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

**・適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価**

大学全体の点検・評価は、自己点検・評価委員会が中核的組織として大学基準協会の評価基準に準拠し、2年ごとに「現状と課題」を作成している。さらに同報告書で示された課題等がどのように改善されたかを、その翌年に「改善報告書」としてまとめ、PDCAサイクルを機能させるシステムを確立し、ホームページで公表している。

また、その結果は、6年に1回策定される「学校法人福岡学園 中期構想」中の該当項目において、教育研究組織に関わる項目については学長を中心にして、評価と改革案を掲げ、PDCAサイクルを回している。教育研究組織の適切性を検証する場として、「教員組織検討委員会規則」等に基づき学長を委員長とする教員組織検討委員会を設置し、役職教員等で組織する部長会と連携して教員の配置や組織の改編等その適切性を検討している（資料 3-12、13）。

医科歯科総合病院の組織の適切性や教育との関連性については、病院運営検討会があり、法人理事長、常務理事、学長、病院長、副病院長、病院長・副病院長経験者が構成員となって、現状の改革および将来構想を総合的に協議している。新病院建設に向けた医科歯科総合病院建替え委員会も現状の問題点を解決できる病院づくりを目指して大学組織の改革に寄与するものである（資料 3-14）。

各種センターの点検・評価においても、それぞれのセンターに委員会があり、そこで協議した内容を「自己点検・評価委員会」や「教員組織検討委員会」を中心に点検・評価を行っている。

**・点検・評価結果に基づく改善・向上**

口腔歯学部においては、教員組織検討委員会で検討し、2017年に新しい分野として内視鏡センターを設置することとした他、教員定数の見直しを行った（資料 3-15）。病院組織においては、臨床能力の優れた教員を評価し、病院教授・病院准教授の称号を定め、2015年度に病院教授2名、病院准教授2名を選考した（資料 3-16）。

歯学研究科においては、学長を研究科長として、その下に研究科委員会と研究科運営委員会を置いて、歯学研究科の現状を点検・評価している。口腔歯学部と同様に、「自己点検・評価委員会」にて定期的に点検・評価を行い、「現状と課題」および「改善報告書」としてまとめ、ホームページで公表している。このようなPDCAサイクルの結果、コースワークとリサーチワークを整備し、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを改訂し（資料 3-17）、歯学研究科の新しい奨学金制度や特待生制度が誕生した（資料 3-18、19）。

**【点検・評価】**

**① 長所・特色**

・「口腔医学」の教育理念のもと、我が国の医療状況（超高齢社会、在宅医療、多職種連携）に適合し、社会に必要な歯科医師を養成するために歯学と医学とが有機的に連携でき

る教育組織を構築している。大学附属組織の医科歯科総合病院と口腔医療センターも臨床としての医科歯科連携・多職種連携を通じて、大学教育を支えている。

・地域連携センターを通じて地域自治体および近隣の連携大学に大学資源を提供し、病院を通じて医療機関や福祉施設と連携して地域医療を支えている。各種研究センターは、学内横断的に研究環境を整え、教員と大学院生の研究レベルを向上させている。

## ② 問題点

・先端科学研究センター、再生医学研究センター、老化制御研究センターを統括して評価するしくみがないため、各研究センターの役割を横断的に分析して、センターの改革を弾力的・迅速に対応できる機構がない。

・医科歯科総合病院における周術期口腔管理教育を実施できる患者数が少ない。そのため、協力病院を開拓するしくみとして地域連携センターや病診連携室の権限付与やスタッフの充実が必要である。

## ③ 全体のまとめ

・大学口腔歯学部は学長のリーダーシップがいかに発揮されて、口腔歯学部を中心に、1) 教員組織を支える地域連携センター、教育支援・教学 IR 室および情報図書館、2) 研究環境を整えて大学院研究を支える先端科学研究センター、再生医学研究センター、老化制御研究センターおよびアニマルセンター、3) 口腔歯学部生の臨床教育の場である医科歯科総合病院と口腔医療センターが、効率的かつ有機的に連携されて教育研究組織が構築されている。

### 【根拠資料】

- 資料 3-1 福岡歯科大学教員定数表
- 資料 3-2 平成 28 年度研究業績一覧
- 資料 3-3 福岡学園組織図
- 資料 3-4 第 2 総合診療室写真
- 資料 3-5 口腔医療センターパンフレット
- 資料 3-6 情報図書館案内
- 資料 3-7 先端科学研究センター、再生医学研究センター、老化制御研究センター案内
- 資料 3-8 「福岡歯科大学・福岡看護大学・福岡医療短期大学 地域連携センター設置要綱」
- 資料 3-9 「福岡歯科大学教育支援・教学 IR 室規則」
- 資料 3-10 アニマルセンター案内
- 資料 3-11 敷地配置図
- 資料 3-12 「福岡歯科大学教員組織検討委員会規則」
- 資料 3-13 「福岡歯科大学部長会規則」
- 資料 3-14 「福岡歯科大学医科歯科総合病院建替え委員会規則」

- 資料 3-15 福岡歯科大学教員定数表の見直し資料
- 資料 3-16 「福岡歯科大学医科歯科総合病院における病院教授等の称号付与等に関する規則」
- 資料 3-17 ホームページ（福岡歯科大学大学院三ポリシー）（既出 1-6）
- 資料 3-18 「福岡歯科大学大学院奨学規程」
- 資料 3-19 「福岡歯科大学大学院特待生規程」

## 4. 教育課程・学習成果

### 【現状説明】

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

#### 大学全体・口腔歯学部

##### ・学位授与方針の適切な設定及び公表等

本学部は歯学を履修する6年制の学士課程である。本学は総合的な口腔医学を推進する目的で、学部学科名を2013年4月に「歯学部・歯学科」から「口腔歯学部・口腔歯学科」に変更したが、与えられる学位名は、学士（歯学）のまま変更していない。従来から教育目標の下に学位授与方針（ディプロマポリシー）を定め、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーと合わせて3つのポリシーを運用してきたが、2016年度にこれら3つのポリシーの改定を行った。改定に当たっては、アウトカム基盤型教育を推進し、卒業時において必要な資質を教育課程で確実に身につけることを目的に、ディプロマポリシーを再検討し、これとアドミッションポリシーとカリキュラムポリシーとの間での整合を図った。ディプロマポリシーは、

##### 1 医療人としてのプロフェッショナルリズム

歯科医師の社会に対する責務を理解し、高い倫理観と使命感のもとに歯科医療を実践する意欲を涵養するとともに、生涯学習の方法に関する知識と技能を修得し、意欲と科学的探究心を涵養する。

##### 2 医療人としてのコミュニケーション能力

教養と良識を涵養するとともに、コミュニケーションスキルを身につけ、他者との信頼関係を築きながらコミュニケーションをはかることができる。

##### 3 ライフステージを通じた包括医療・ケアに必要な口腔医学の知識の具有と応用

人の生涯の各段階における、包括医療・ケアに必要な歯科医学・医学および口腔衛生に関する知識を身につけ、これを応用できる。また公的・社会的支援が必要となる事案における歯科医学の役割を説明できる。

##### 4 ライフステージを通じた包括医療・ケアにおける口腔医学の実践

人の生涯の各段階における、包括医療・ケアに必要な歯科医学・医学および口腔衛生に関する知識・技能・態度を実践できる。

##### 5 超高齢社会における地域包括ケアの理解と実践

歯科医師として地域包括ケアに貢献し、地域の保健・医療・介護・福祉との連携を築くとともに、口腔ケアや歯科健診・歯科保健指導を実施できる。

##### 6 医療人としての国際力の涵養

他国の文化・医療の実際を理解し、医療人として国際活動を行う語学を修得するとともに、国際的な保健医療協力や学術活動を行う意欲を涵養する。

である。

詳細の中には、学生が習得することが求められる知識、技能、態度が明確に謳われている（資料4-1、2）。

学位授与の質保証を図るために、大学の教育課程は課程表に沿って厳密に行われており、現第6学年における6年間の総時間は8370時間、総単位は213単位である（資料4-3）。

学ではより幅広い知識、より高度なスキル、そして豊かな教養と人間性を備えた口腔医学のスペシャリストを育成すべく、独自のカリキュラムを構築している。その機軸となっているのが低学年から高学年に漸次行われる「教養・態度教育」「関連医学教育」「専門歯学教育」の3つの柱で、「6年間一貫教育」を実現している。具体的には、1学年で自然科学の基礎を含む教養科目を学んだのち、2学年では、人体の基本を形態（解剖学・組織学）と機能（生理学・生化学）の面から学習する。さらに、3学年と4学年では歯科臨床に必要な知識と技術の習得とともに、関連する一般医学を広範囲に習得する。4学年後期に開催される共用試験に合格すると、5学年から福岡歯科大学医科歯科総合病院で、1年半にわたる本格的な臨床実習が始まる。臨床実習は、治療技術の向上とともに、親身な患者ケアを行う態度教育にも重点がおかれている。本学の卒業認定は、学位プログラムの課程を修めすべての単位取得を充たした上で、知識・技能・態度の全ての面において、本学の定めるディプロマポリシーに合致した者に限られる。課程終了の質的・量的水準を具体的に設定した学位授与方針はホームページ等で学内外に広く公表されている（資料4-1～4）。

### **歯学研究科**

#### **・学位授与方針の適切な設定及び公表等**

本研究科は歯学を履修する4年制博士課程であり、授与する学位は博士（歯学）である。従来から教育目標の下に学位授与方針（ディプロマポリシー）を定めてきたが、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシーとの間に完全な整合性をとるために、2017年度にポリシーの全面的改定を行なった。ディプロマポリシーは、

- 1 研究者あるいは医療人に必要な倫理観と人類の健康と福祉に対する使命感を身につけている。
- 2 課題を解決するために、最新の生命科学・口腔医学情報を分析し自立的に研究計画を立て実行することができる。
- 3 口腔医学を実践するための先進的生命科学研究や高度専門医療を遂行する能力を身につけており、学位を取得する要件を満たす。
- 4 生命科学研究者として口腔医学領域の発展に寄与し、高度口腔専門医として先駆的な立場で地域社会や国際社会に貢献できる。

である。

その中には、学生が修得することが求められる知識、技能、態度が明確に謳われている（資料4-5～7）。

学位授与の質保証を図るために、本大学院の教育課程は研究基盤と専門研究に関する能力に対するコースワーク並びに特定の課題に対するリサーチワークに整備されている（資料4-7、8）。

コースワークでは、必須科目20単位、選択科目10単位の取得を条件にしている。リサーチワークでは、3年次には「中間発表会」での多様な研究領域の教員からの指導を受け、第4学年には「学位論文審査基準」に基づいた、公開発表会を含む予備審査と本審査の合格を条件にする。「学位論文審査基準」は研究目的と方法の適切性・結果の取扱いの正当性・論旨の妥当性・学術的意義・倫理的配慮・研究背景に関する知識・主体的関与を基準として明示したものである。以上の全てが学位授与のための要件である。課程修了の質的・量

的水準を具体的に設定した学位授与方針はホームページ等で学内外に広く公表されている（資料 4-7、9、10）。

**点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。**

**大学全体・口腔歯学部**

**・教育課程の編成と実施方針の設定と公表**

カリキュラムポリシーと教育課程の編成は学長のリーダーシップのもと部長会、教授会および学務委員会において包括的に検討してきた。2016年度に改定されたカリキュラムポリシーは、

- 1 「教養教育」を通じて、幅広い教養とともに、協調性、コミュニケーション能力、倫理観と社会的常識、責任感と医療・福祉に対する奉仕の精神を身に付けた人材を育成する。
- 2 「基礎医学教育」を通じて、口腔だけでなく、人の全身を理解するための基盤となる知識を身につけた人材を育成する。
- 3 「専門教育」を通じて、口腔医学を行うための知識、技能、態度を身に付けた人材を育成する。

と定められた。

必修全課程は、カリキュラムポリシーに基づいて5ブロックに分けられ、カリキュラムポリシーと授業科目配置の関連を明確化している。さらに、学修指針として卒業までに身につけるべき能力（コンピテンス・コンピテンシー）を設定し、これに基づいて全授業体系を見直すとともに、学生の学修状態を分析し、就学支援に活かす取り組みを推進している。また、各学年に配置されている科目を履修することで、「プロフェッショナルリズム」、「コミュニケーション能力」、「口腔医学の知識」、「口腔医学の実践」、「超高齢社会における地域包括ケア」、「国際力」にかかわる能力について修得し、本学卒業までに身につけるべき能力の獲得をもって卒業認定を行っている。以上のとおり設定した学位授与方針はホームページ等で学内外に広く公表されている（資料 4-2、4）。

**・学位授与方針との連関性**

2016年度に改定されたカリキュラムポリシーではディプロマポリシーとの完全な整合性が取られている。1「人間性を育てる教養教育」が、高い教養を基盤とした倫理観、協調性とコミュニケーション能力の獲得につながる。2「全身を理解する基礎医学教育」が、生命科学・医学・歯学を基盤とした口腔医学の専門知識・技能の習得につながる。3「口腔医学を背景とした専門教育」が、医学の進歩や社会の変化に対応できる自己研鑽につながる。さらにこれらのカリキュラムポリシー全てが、歯科医師として求められる社会的責任を自覚させる結果となる（資料 4-2、4）。

**歯学研究科**

**・教育課程の編成と実施方針の設定と公表**

カリキュラムポリシーと教育課程の編成は、学長のリーダーシップのもと「研究科委員会」と「研究科運営委員会」において包括的に検討してきた。2017年度から、カリキュラ



ムポリシーは、

- 1 生命科学に関する講義や演習を通じて、研究および医療に対する深い倫理観を育成する。
- 2 生命科学、総合医学並びにその他の基盤的な講義・実習及び大学院特別講義の履修を通じて、高い教養と研究・臨床を遂行するための科学的思考能力を育成する。
- 3 主及び副指導教員の直接的指導に加えて、多岐の研究領域の教員が助言する中間発表会や実験報告会等の多面的研究指導体制により、口腔医学に関する広範で高度な生命科学知識や先端的な専門医療技術を駆使できる能力を育成する。
- 4 国内外での研究成果の公表や研究研修を通じて、地域社会、国際社会に貢献する能力を育成する。

と定められた。

以上を具体化する本大学院の教育課程は、専攻横断的な教育である(1)コースワーク並びに専門性を高めた(2)リサーチワークに体系立てられている(資料4-7、8)。

コースワークにおいては、主に1~2年次に授業、演習、実習の形態をとりつつ、以下の科目別概要に応じて教育課程を編成している：①大学院生に必要な基盤的知識・技能の育成、②口腔医学に関する研究・臨床を遂行する能力の育成、③生命科学に関連する実験技能の育成、④特定の領域での研究・臨床を遂行する能力の育成(資料4-7、8)。さらに、コースワークで得た基盤的能力を、個別の課題での研究成果の習得(リサーチワーク)へと有機的に繋げている。研究科が各大学院生の研究プロセスを確認するために、毎年「研究計画書」の提出と実績評価のフィードバック、3年次に「中間発表会」での発表などを求めている。これらは、複数教員による組織的な教育・研究指導体制の構築に寄与している。

#### ・学位授与方針との関連性

2017年度に改定されたカリキュラムポリシーではディプロマポリシーとの完全な整合性がとられている。1.「研究・医療に対する倫理観を育成する」教育が「倫理観と健康・福祉に対する使命感」の獲得につながる。2.「講義・実習などにより科学的思考能力を育成する」教育が「自立的に研究計画を実行するための課題解決能力」の獲得につながる。3.「生命科学知識や専門医療技術を駆使する能力を高める」教育が「先進的生命科学研究や高度専門医療を遂行する能力」の獲得につながる。4.「成果公表や研修を通じてコミュニケーション能力を育成する」教育が「地域社会や国際社会に貢献できる能力」の獲得につながる(資料4-7、9)。

**点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。**

**大学全体・口腔歯学部**

#### ・適切な教育課程の編成(整合性、順次性、体系性)

教育課程の編成・実施方針と教育課程整合性については、教育支援・教学IR室を中心に、個々の学生の意欲・成績等に応じた個性的で特色ある教育の実践とアウトカム基盤型教育を推進するため、学修指針として卒業までに身に付けるべき能力(コンピテンス・コ

ンピテンシー)を設定した上で、2016年度にディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッションポリシーの改訂を行った。改訂されたカリキュラム・ポリシーと教育課程の整合性については、学生部長を中心とする学務委員会、学長を中心とする部長会及び教授会において課程表及び各学年の時間割編成等で適宜検証されている。

教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮については、本学の教育の最大の特徴は、社会医療環境の変化を踏まえた「口腔医学の確立」を目指していることであり、これをディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーにも反映させて、体系的な教育課程を編成している。歯学コアカリキュラムを包含する「口腔医学」を修得した歯科医師を養成するために、従来から「系統的な6年一貫教育」の枠組みの中で、教育課程を教養教育、基礎医学・基礎口腔医学教育、臨床口腔医学教育、一般医学教育、総合臨床教育の5つのブロックに分け、体系化している。また、授業科目の位置づけとして、本学の教育課程は殆どの課目が必修科目であるが、2013年より、教養科目の充実の一環として、教養科目の選択科目化を実施し、選択科目と必修科目とに区分し標記している他、各授業科目の授業内容を示すため、学部、学年水準、履修区分、通し番号の科目番号で構成する授業科目のナンバリングを整備し、科目コードおよび科目番号を別表で詳細に分類することで、教育課程の体系が容易に理解できるようにしている。

#### ・高大接続への配慮等

高校教育と大学教育とのギャップ解消のため、第1学年で行われる「基礎理科」は、高校時代に修得していない理科科目や苦手理科科目の補強を目的としたリメディアル教育科目として、理科3科目の中から2科目を選択し、必修単位として義務づけている。また、AO入試I期及び推薦・指定校推薦入試合格者に対する入学前教育として、2017年度入学予定者には勉強合宿(2回)と到達度確認テスト(2回)を実施した。

#### ・社会的及び職業的自立を図る教育

本学キャンパス内にある介護施設を利用した介護実習(第1学年、3学年、5学年に実施)や、学外の歯科医院や病院に赴き歯科医療現場にて研鑽を積む臨地体験実習、および開業歯科医師や卒業生による歯科医師の社会貢献や将来像に関するキャリアパス講演会等を実施し、歯科医療・介護医療の現場や患者との接遇を体験・学習することで、歯科医師に向けての社会的・職業的な自覚や自立心の醸成に取り組んでいる。

### 歯学研究科

#### ・適切な教育課程の編成(整合性、順次性、体系性)

カリキュラムポリシーと教育課程の整合性をとるためにコースワークを整備してきた。本研究科のカリキュラムは体系化されており、基本的に標準修業年限4年の在学期間内に履修することを求めている。特に基盤的な科目においては、1~2年次に全て履修して、続いて特定の課題の修得(リサーチワーク)に繋げることを薦めている。単位制に基づいてカリキュラムが編成されており、修了要件である30単位以上のうち、主科目は20単位以上、副科目は10単位以上を履修することを求めている(資料4-5、4-11)。

単位の設定、必修・選択の別：授業科目(主科目)の内訳は、①大学院生に必要な基盤的知識・技能を高める「生命科学概論」(2単位、必修)と「生命科学演習」(2単位、必修)、②口腔医学に関する研究・臨床を遂行する能力を高める「総合医学概論」(2単位、必修)

と「総合医学演習」(2単位、必修)、続いて④特定の領域での研究・臨床を遂行する能力を高める「所属講座の講義・実習」(12単位、半期ごと、選択)である。授業科目(副科目)において、③生命科学実験の技能習得に該当する「生命科学実験入門」(4単位以上、選択必修)では、生命科学に関連する実験手技の紹介として専門性の高い実験技術を大学院生の研究内容に応じて自由に選択できるようにしている。その他、特定の研究領域のみに偏らないようにするために、所属講座以外の講義・実習(6単位以上、半期ごと、選択)を履修する必要がある。また、基礎・臨床研究者による特定の研究活動を見聞する機会になる「大学院特別講義」への参加も単位(選択)として認定される。以上のように、口腔医学、医学、生命科学、社会・倫理学を基盤にして、専門性を高めつつ体系的な履修を可能にする教育体系としている(資料4-7、8)。

#### ・個々の授業科目の内容と方法

「生命科学概論」には、研究実験計画法、研究倫理とミスコンダクト、統計処理法、動物実験の倫理、ヒトを対象とした研究倫理、バイオハザードなど、大学院生が理解すべき必須の内容を網羅している。さらには、文献検索法、実験動物の取扱法やEBM入門など、興味を持って意欲的に学べるような内容を演習形式にて提供している。「生命科学実験入門」では、電子顕微鏡操作法、遺伝子操作法、免疫染色法などの8つのテーマを用意して、専門性の高い知識・技能を大学院生の研究内容に応じて4テーマ以上選択できるようにしている。「総合医学概論」では、「口腔医学」に関する理解をさらに深めるため、外科学・内科学・耳鼻咽喉科学・心療内科学・小児科学・整形外科学・画像診断学を必須科目として、医科疾患の診断・治療の過程を理解した上で医科と連携した歯科医療ができるような特色ある取組みを行っている。また、「総合医学演習」(内科、外科、耳鼻咽喉科、皮膚科・形成外科、心療内科、眼科、小児科、整形外科)では、演習形式によって医科各科との連携を深めて「口腔医学」の質向上に努めている(資料4-8)。

#### ・社会的及び職業的自立を図る教育

本大学院の多くの学生は歯学部・歯科大学出身であり、歯科医師免許を既に取得している者が大半である。臨床講座が開講する「所属講座の講義・実習」や「大学院特別講義」では、高度専門医療を実践する能力を育成する内容が盛り込まれており、大学院生の社会的及び職業的自立を図るために有益である(資料4-8、12)。

### 点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

#### **大学全体・口腔歯学部**

##### ・授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置・取り組み

授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置・取り組みとして、臨床実習に入るうえで必須な学修到達レベルまで総合学習力を引き上げる目的で、各教科の単位認定とは切り離れた「必須学力統合試験(総合試験)」の導入に向けて、昨年度に引き続き第1～3学年において総合試験トライアルを実施し、その試験結果を学生及び教員へフィードバックした。2017年度からの必須学力統合試験の本格実施を決定し、規則の改正を行った。

また、歯科医師国家試験合格率の上位定着へ向けた取り組みとして、国家試験の模擬試験結果について、全国の正答率と乖離がある問題を各分野へフィードバックし、第6学年の指導に活用した。国家試験合格に向け、より高い意識で学習を行うことを目的に卒業試験の合格基準を2017年度から引き上げることとした。

さらに共用試験の全員合格に向けた取り組みとして、2016年度より第4学年については、前期にもe-learningシステム及びe-learning用コンテンツを活用した授業を実施し、学生にCBTの早期取り組みの意識づけを行った他、卒業試験同様、共用試験においても高い意識で学習を行うことを目的に本試験の合格基準を2017年度から引き上げることとした。

#### ・学生の主体的参加を促す授業

学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法の中でも特色ある教育として以下のものが挙げられる。①キャンパス内にある介護老人保健施設と介護老人福祉施設を利用した「ブラッシング体験実習」(第1学年)、「介護実習」(第3学年)、「臨床実習Ⅰ・高齢者歯科実習」(第5学年)を継続し、コミュニケーション能力の開発や奉仕精神の涵養を目指している。②学外の歯科医院や病院への臨地体験および開業歯科医師によるキャリアパス講演会の実施、姉妹校である上海交通大学(中国)、中国医科大学(中国)、慶熙大学(韓国)、ブリティッシュコロンビア大学(カナダ)での国際研修を臨床実習の中で行っている。③2012年と2013年に導入された患者型ロボットを用いた救急時対応医科歯科統合トレーニング、診療参加型臨床実習の充実などを通し歯科医師として必要な知識と技能の獲得に取り組んでいる。

#### ・単位の実質化を図るための措置等

単位の実質化を図るための措置及び単位取得に必要な学習時間の確保のため、学生が1学年に履修を登録できる総単位数に上限を設定するCAP制を導入している。このような教育内容について、FD委員会は学生授業アンケートを実施し、その内容を分析した結果を各教員に配布してフィードバックするとともに、教員は「学生の評価をどのように捉えているか」「今後どのような改善・工夫をするか」等について回答し、授業ごとにアンケート結果と改善方策を教員へ公表し、学生部長を中心とする学務委員会が内容の検証や改善に対する教員の個別指導を行っている。シラバスには、授業科目名、評価責任者、担当教員、一般目標、教育方法、学習方法、評価方法、教科書・参考書、授業日と授業担当者、ユニット、ユニットごとの学習目標、行動目標、予習項目、歯学教育モデル・コア・カリキュラムとの対応を記載し、全教科統一された書式で作成している。

#### ・シラバスの内容

シラバスの内容はカリキュラム・ポリシーに基づいて策定され、基礎医学教育の主要な部分と臨床歯学の大部分は歯学教育コア・カリキュラムと重なる内容となっている。これらのシラバス作成に関しては、教育支援・教学IR室によるシラバスの第三者チェックを行い、カリキュラム・ポリシーとの整合性、並びに一般目標、評価方法、学習目標、行動目標等の明確性の確認を行っている。臨床実習では計画的な実習内容の設定が困難であるので臨床実習のシラバスには、一般目標、行動目標、教育方法、評価法の記載にとどめ、詳細な内容や評価項目・方法については、実習手帳や評価シートに記載している。臨床実習を除く全ての講義・演習・実習においては、授業内容・方法はシラバスに沿って実施し

ており、授業内容・方法とシラバスとの整合性は保たれている。

## **歯学研究科**

### **・歯学博士課程における単位の実質化**

コースワークにおいては、標準修業年限（4年）内に体系的なカリキュラムの履修を求め、修了要件として規定の単位数（30単位以上）を修得することを求めている（資料4-5, 11）。規定の単位数は、個別の専門性を持つ研究活動を進めていくうえで必要とされる基盤的で体系的なコースワークの実施に十分な設定である。2単位の科目では30時間から60時間の授業、演習、実習が実施されている。シラバスにおける予習の項目と参考資料の記載によって、授業等の時間以外の自主的な学習・研究活動を促しており、単位の実質化を図っている。

2014年度までは、各講座・分野が実施する講義と実習は通年科目としての設定（それぞれ4単位と6単位）であり、年度途中の学外研修などの履修の多様性に応じた単位設定になっていなかった。各講座・分野の講義と実習を段階的に履修させ、実施時期に応じて成績を適切に評価する仕組みをつくるために、講義、実習を半期以内のブロックに分割して、およそ2単位ずつの科目に編成している（資料4-8）。

その他、各年度初頭に実施する履修ガイダンス（大学院オリエンテーション）、成績判定の厳密化（優・良・可・不可）、授業評価アンケート、Webの活用などの教育方法の導入も単位の实質化に資するものと考えられる（資料4-13、14）。

### **・シラバスの内容**

大学院授業要綱はこれまで研究科委員会において度々改訂を重ねてきた。年度始めに全学生と大学院指導教員に配布し、学生が修得すべき学力と教員による指導内容を明確にしてきた（資料4-8）。2014年度からは、科目を必修／選択必修、主科目／副科目、科目の段階的履修を明示する分割番号①、②・・・を付した。科目全般として、授業科目名、評価責任者、担当教員、一般目標、授業到達目標などを統一された書式で記載し、全ての科目で教科書・参考書名、成績評価の方法と基準を明確にした。各授業実施日の学習目標、行動目標を明記し、予習の項目と参考資料の記載によって学生の主体的な学習を促している。

大学院の授業も、内容・方法ともにシラバスに記載されたとおりに実施しており、授業とシラバスとの整合性は確保されている。

### **・学生の主体的参加を促す授業**

「生命科学実験入門」では大学院生の希望に応じて、電子顕微鏡操作法、遺伝子操作法、免疫染色法などの8つのテーマを用意して、専門性の高い知識・技能を基礎的なレベルから学ぶことができる（資料4-8）。また、「大学院特別講義」は基礎・臨床研究者による特定の研究活動を見聞する機会になるため、主体的に参加するように促している（資料4-12）。

### **・研究計画に基づく研究指導の実施**

研究の進捗状況と指導の適切性を検証するために、年度初めに全ての大学院生に「研究計画書」の提出を義務付けた。「研究計画書」は当該年度及び大学院課程修了までの研究計画を指導教員と大学院生が協議して作成することになっており、研究指導のスケジュールを研究科として確認できるようにした。また、「大学院活動ポートフォリオ」として、各年度終了時には指導教員と面談の上で一年間の研究活動実績・成果を報告する必要がある（資

料 4-7)。これは、教員による研究指導計画の具体化とともに、学生自身にも研究スケジュールを確認させて学位取得に向けての意識向上を図るためである。

#### 点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

##### **大学全体・口腔歯学部**

##### ・成績評価と単位認定の適切性

成績評価は、定期試験・再試験・追試験（1～6 学年）、総合必修学力試験・再試験・追試験（1～3 学年）、共用試験・再試験・追試験（4 学年）、卒業試験・再試験・追試験（6 学年）で行っている。この中で、定期試験・再試験・追試験は単位認定の試験である。総合必修学力試験は臨床実習に入るまでに保有すべき学力を教科領域間でシームレスな学習成果を評価するものである。共用試験は文部科学省が行うもので診療参加型の臨床実習を行う上で必要な能力を評価する試験である。卒業試験は卒業資格判定の試験として設定している。

第 1 学年から第 5 学年の定期試験・再試験・追試験の成績評価は、合格基準点は 60 点以上として各授業の評価責任者が個別に対応している。総合必修学力試験・再試験・追試験（第 1～第 3 学年）は多肢選択式の試験であり合格基準点は 60 点として成績評価を行っている。成績評価においては、各問題の正答率や識別係数を算出し問題の正当性について評価を行い、成績評価の客観性、厳格性を担保している。第 4 学年で行われる共用試験の合格基準は、2016 年から本試験は 70 点以上に引き上げ、再試験・追試験ではこれまでの 65 点以上とし総合力や修学意欲の向上に取り組んでいる（資料 4-15）。

第 6 学年で行われる定期試験・再試験・追試験および卒業試験・再試験・追試験は、すべて多肢選択式の試験であり、正答の提示と問題解説を行っている。問題解説時に学生の疑問点や疑義に対する回答や説明を行うとともに、各問題の正答率や識別係数を算出し評価を行うことにより公正な成績評価を担保している。定期試験・再試験・追試験の合格基準は 60 点以上（必修問題は 80 点以上）とし、卒業試験・再試験・追試験の合格基準は 65 点以上（必修問題は 80 点以上）としている（資料 4-15）。

総合必修学力試験・再試験・追試験および卒業試験・再試験・追試験の問題は、複数の分野の教員によりブラッシュアップを行っており、問題の適切性・質向上に努めている。

実習に関しては態度や成果により評価を行っている。臨床実習においては、歯学教育モデル・コア・カリキュラムに基づいた共通評価シートを用いた客観評価を行っている。共通評価シートは医療面接系、検査系、技能系総括評価の 11 項目で構成されており、適正かつ公平な客観的評価が行えるようになっている。実習における合格基準点は 60 点以上としている（資料 4-15）。

定期試験・再試験・追試験の受験資格は、講義については開講された授業時間の 2/3 以上、実習および演習並びに体育実技については 4/5 以上の出席を受験資格としており、遅刻は欠席として扱う等の厳格な出席管理を行っている（資料 4-15）。2 週間ごとに出席状況の途中経過を学務課掲示板や教室内に掲示し、学生に通知し注意を促すとともに出席管理の正確性の確認を行っている。

##### ・適切な学位授与

学士課程の習得のためには各学年においてすべての科目の履修を積み重ねていくことが重要であるため、進級条件として各学年ですべての科目を履修し、試験に合格することとしており、留級者に対しては当該学年での科目をすべて再履修させる学年制をとっている。

本学は、教養科目の選択科目を除くと、開設授業のほとんどが必修科目である。従って、自由な科目選択を積み重ねて個性を伸ばす単位制度の趣旨とは異なり、開設授業の履修順序は予め決められている。しかし、全授業科目にはそれぞれ講義は30時間、実習および演習は45時間の履修時間を基準とする単位を割り付けており、188単位以上の単位修得者を所定の課程を履修したものと認定し、卒業試験受験資格を与えている。定期試験・再試験・追試験においては、前述したごとく基準点の60点以上の成績を合格とし、合格した科目については教授会で単位を認定している（資料4-15）。

本学では、「学則」第10条の3で30単位までの範囲で他大学での既習得単位を認めることとするとしている。しかし、歯科医師養成を目的とする口腔歯学部として独自のカリキュラムを組んでいること、また、一般教育についても歯科医師養成を念頭に置いた授業内容であること、ほぼすべての授業科目が必修であることから、本学の授業科目と同等な内容と質を持つ既修得科目が確認できる場合に「学則」を適用することとしているが、基本的には全科目の履修を推奨している。学士等編入学試験入学者（2年次編入）についても同様な理由で、第2学年の全授業科目の受講を推奨している。国内外の大学等との単位互換は行っておらず、卒業に必要な全ての単位は本学が認定する単位である。

他大学との連携授業として実施している教養科目の「博多学」、「コミュニケーショントレーニング」（九州大学、西南学院大学、中村学園大学、福岡大学、本学の五大学共同開講）、「食と栄養と健康」（福岡大学、中村学園大学、本学の三大学共同で開講）および「医歯学連携演習」（北海道医療大学、岩手医科大学、昭和大学、鶴見大学、神奈川歯科大学、九州歯科大学、福岡大学、本学の八大学で共同開講）についても、単位認定は本学教授会が判定している。

### **歯学研究科**

#### **・成績評価と単位認定の適切性**

2014年度から、成績評価を厳格に実施するように規定を改め、「大学院の手引き」に明記した。各授業科目の評価は、各種試験、レポート、受講状況等によって、評価担当教員が学期末または学年末に成績認定を行なうことにした。成績は、優・良・可（以上、合格）・不可（不合格）とし、合格の場合に単位を認定するように改めた。研究科の課程修了要件は「大学院学則」第9条によって、原則として「4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び試験に合格しなければならない」と定めている（資料4-5、7）。

#### **・修了認定と学位授与の適切性**

審査基準の明示：ディプロマポリシーに基づき大学院の修了認定は所定単位の修得と学位論文審査によって行っており、両要件を満たした場合に学位が授与されるとしている（資料4-6）。また、学位請求の要件として、大学院在籍期間中に「学会発表等」と「中間発表」を義務付けている。

課程修了の質的・量的水準を具体化した「学位請求資格」には、将来学位請求をする上

で博士課程在学中に学生が必要な条件を定めている。「学位論文審査基準」は、予備審査と本審査から成る学位審査において、研究目的と方法の適切性・結果の取扱いの正当性・論旨の妥当性・学術的意義・倫理的配慮・研究背景に関する知識・主体的関与を基準として明示したものである。

博士論文のあり方についての検討として、2015年に「学位規程施行規則の実施に関する規則」の改定を行った。共著者の増員を可能にしたことによって、学外機関を含む複数の研究グループからなる共同研究を推進できるようになった。また、リサーチワークの一環として、研究指導上有益と判断される場合には、他大学・研究機関にて研究指導を受けることができることを明示した（資料4-5、16）。

#### ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性

予備審査ではそれぞれの項目について予備審査委員3～4名が評価を行ない、その評価に基づいて本審査で可否を決定する。なお、予備審査のうち1回は公開発表会の形式として実施される。早期修了者の学位審査には外部審査委員を加えることで、透明性を高めている（資料4-17、18）。以上の改善は、学位授与認定の明確化に寄与するのみならず、学位取得を目指す学生にとっての具体的な行動目標にもなる。

学位申請論文の形式は、指定する学術雑誌に印刷公表された原著論文、あるいは掲載が予定されている原著論文の校正刷原稿または未発表論文の原稿で、いずれも申請者が第一著者であることが条件である。また、すでに公表された原著論文に含まれる申請者自身によって得られた研究結果を系統的にまとめたテーシス形式の論文も審査の対象とされる。対象となる論文は原則としてインパクトファクターが付与された雑誌に発表されたものとし、質の高い論文が作成される仕組みになっている（資料4-19）。

#### ・学位授与に係る責任体制

リサーチワークにおいては、主たる研究指導は教授または准教授が行い、さらに複数の研究指導者を置き指導体制を充実させている（資料4-20）。指導教員は手当の関係上2名まで（主、副）としているが変更は可能である。他大学、他研究機関にて研究指導を受ける場合においても、本大学院の課程として行うものであるから、本研究科指導教員が当該大学院生の研究指導上の責任を負う仕組みになっている。

#### ・適切な学位授与

「学位規程」において、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、長期間在籍関係が無い状態で学位論文を提出した者に対して、「課程博士」として学位を授与するのは適切ではない。従来運用では、学術雑誌に投稿済みの論文を受理（予定）として、予備審査（仮）を受け付けていたが、論文内容が審査過程で修正されるなどの好ましくない状況が生じていた。そこで、2016年度から学位規程施行規則を厳格に運用して、学術雑誌に掲載または受理された論文のみを学位請求論文として受け付けている。その代わりに、学術雑誌に掲載しているが受理の通知を得ていない論文については、第4学年の3月初めに仮の学位請求をすることを可能にした。この場合、在籍中に一定の予備審査期間を確保することを条件にして、学術雑誌受理の上で、予備審査並びに本審査を学位（仮）申請後1年以内に終了すれば、本審査合格の月末に学位を授与することとした。この改正によって、修業年限内の学位授与を厳格化しつつも、事情により論文受理が間に合わない場合には一



定の条件付きで救済できるようにした（資料 4-6、16）。

**点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。**

**大学全体・口腔歯学部**

**・学習成果を測定するための指標の適切な設定**

本学は 2016 年度にこれまでのディプロマポリシーを改訂し、新たに 6 つディプロマ・ポリシーとして

- 1 医療人としてのプロフェッショナリズム
- 2 医療人としてのコミュニケーション能力
- 3 ライフステージを通じた包括医療・ケアに必要な口腔医学の知識の具有と応用
- 4 ライフステージを通じた包括医療・ケアにおける口腔医学の実践
- 5 超高齢社会における地域包括ケアの理解と実践
- 6 医療人としての国際力の涵養

を策定した。

さらに、これらのディプロマポリシーを達成するためにアウトプット基盤型教育に基づいた 6 つのコンピテンスと 65 のコンピテンシーをからなるカリキュラムポリシーの策定も行い、学生が修得すべき能力を明示した（資料 4-4、21、22）。2017 年度のシラバス作成にあたり、授業のコマごとにその授業で修得すべきコンピテンシーの記載を行い、各授業の特性と学習成果の目標であるディプロマポリシーの達成との関連を明示した。

また、2014 年度に採択された文部科学省大学改革推進等補助金（大学改革推進事業）の大学教育再生加速プログラム「学修成果の可視化」を推進しており、6 つディプロマ・ポリシーに関連するコンピテンシーの達成度の数値化を行い、学年終了時に 6 つディプロマ・ポリシーの達成度をレーダーチャートで可視化し、学生および教員が学習成果の把握や評価を行えるシステムの構築を行っており、2017 年度の学年末には、現時点での 6 つディプロマ・ポリシーの達成度を学生に提示する予定である（資料 4-23）。

大学教育再生加速プログラム「学修成果の可視化」の目標には、本学のディプロマポリシーの達成が社会においてどのように生かされているかを解析し、卒業生の質的保証を行うための授業内容の改善を行うことを挙げており、その一環として在学生および研修歯科医へのディプロマポリシーや学士力についての認知度や今後の課題についてのアンケート調査および医学・歯学教育に関する教員や地域の有識者・歯科医院長によって構成される外部評価委員会による外部評価を受審した（資料 4-24）

**・学習成果の測定**

学習効果の測定を目的とした学生調査は、全授業を対象に学生による授業アンケートを学務委員会が行っている。対象は当該授業に対して 10 時間（5 コマ）以上授業を行っている教員である。本アンケート結果に対して、教員は「この授業を行うにあたって、今までにどのような工夫をしてきましたか。」「今回の学生による評価結果をどのようにとらえていますか。」「今回の学生による評価結果をどのようにとらえていますか。」等について回答し、授業ごとにアンケート結果と改善方策を授業評価報告書やホームページ（学内専用）

で公開している（資料 4-25、26）また、カードリーダーを用いて各授業時間毎に授業アンケートを実施、迅速な改善に繋げている。

### **歯学研究科**

#### **学習成果を測定するための指標の適切な設定**

シラバス（授業要綱）には、授業科目ごとに一般目標、授業到達目標が示され、各学生の達成度を図るための成績評価の方法と基準を明確にしている。各授業科目の評価は、各種試験、レポート、受講状況等によって、評価担当教員が学期末または学年末に成績認定を行なうことになっているが、これまでは画一的な評価しか報告されてこなかった。平成 27 年度から合格成績を優・良・可の 3 段階で相対的に判定するように評価責任者へ依頼したことによって、評価方法の具体化への改善が徐々にみられるようになった（資料 4-16）。

#### **・学習成果を把握及び評価するための方法**

学習成果を漏れなく把握して公平に評価することは、大学院生の経済的なサポートに関わる奨学金等の選考基準にもなるため重要である。2015 年度から学習成果の評価基準を明確に設定した。各年度初頭に前年度の学業成績を点数化し、研究科運営委員会と研究科委員会で公開している。コースワークでは、第 2 学年以上は単位修得状況（単位数、成績）、第 1 学年は入学時の共通科目（英語）の試験、面接試験の成績に基づいている。リサーチワークでは、「大学院活動ポートフォリオ」として報告された研究活動実績・成果（論文、学会発表）に基づいている（資料 4-16）。

**点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

### **大学全体・口腔歯学部**

#### **・適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価等**

前述したごとく全授業を対象に学生による授業アンケートを行い、その結果を基に各教員が授業の改善策を提出している。また、授業アンケート結果は学務委員会で検証し、授業の点検・評価を行っている（資料 4-25～27）。

さらに、適切な授業評価を行うために客観試験問題ワークショップを FD 委員会が開催している。この問題作成ワークショップは、2006 年度から毎年開催をしており、学生を適正かつ厳格に評価するために必要な問題作成上の基本的な考え方やスキル向上に役立っている（資料 4-28）。

A0 入試および推薦入試で合格した入学予定者に対して、数学および理科の授業合宿を入学前の 12 月に行うとともに自己学習を行うための課題を課している。さらに、入学直前に数学および理科の試験を行い入学者の学力向上の程度を測り、1、2 年次の授業に役立てるとともに、さらなる修学支援講義を行う資料としている。本修学支援講義は学外講師による基礎学力の錬成強化特別補習（物理、化学、生物）であり、4 月～6 月の土曜日および日曜日に実施している（資料 4-29）。

また、第 1、2 学年の理科科目（数学、物理、化学、生物）および文系科目（英語、哲学）の評価責任者により 2014 年度に作成された「低学年教育改善にむけた提言」および第 1～

4 学年の助言教員により作成された「助言教員の役割」に基づき学生教育および指導を行っている（資料 4-30、31）。

前述したごとく、多肢選択問題である総合必修学力試験・再試験・追試験および卒業試験・再試験・追試験の問題は、複数の分野の教員によりブラッシュアップを行い問題の適正化を行うとともに、試験結果（問題の正答率、識別係数）の解析を行い、成績評価の資料として用いている。

#### ・点検・評価結果に基づく改善・向上

全授業を対象とした学生による授業アンケート結果に対して、科目担当教員は「評価結果をどう捉えたか、今後の改善策をどうするか」等を回答し、授業アンケート結果と共に、授業評価報告書や学内専用のホームページで公開している。A0 入試・推薦入試で合格した学生に対して、補強教育として入学前教育（12月～3月）実施しているが、複数の確認テストを実施し改善指導をするとともに、入学時に1年全員に実施する主要5科目プレースメントテストにて到達度の確認を行っている。これらのテスト結果を基に、初年次のリメディアル教育の選択科目を推奨し、弱点科目の改善・向上に努めている。また、2017年前から第1学年～第3学年対象に実施している必須学力総合試験のトライアル試験の結果をレーダーチャートにまとめ学生に弱点項目の確認と改善・向上に向けての個別指導を行っている。

### 歯学研究科

#### ・適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

研究科運営委員会は、卒業・進級判定時や入学判定時に履修状況資料あるいは試験資料等を用いて、次年度の授業要綱等作成などの機会に教育目標やカリキュラムの編成・実施方針の適切性について点検をしている（資料 4-32、33）。また、2014年度から予備審査（公開発表会を含む）と本審査から成る学位審査において、「学位審査基準」に基づいた審査の実施を確認している（資料 4-7）。さらに、2016年度には課程制大学院制度の趣旨と審査プロセス上の問題点を踏まえて、在籍期間内の博士論文提出の取扱いに関する見直しを図った。「現状と課題」、「改善報告書」で検証を行い、ホームページ等でその結果を公開している（資料 4-34～36）。

#### ・点検・評価結果に基づく改善・向上

これまで、教育目標の下にディプロマポリシーを定めてきたが、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシーとの間に整合性がとられていなかった。平成29年度には3つのポリシーの全面的改定を行ない、教員と学生への浸透を図った。コースワークとリサーチワークではそれぞれの目標と期待される到達度を明示することによって、ディプロマポリシーに示された能力をどのように身につけさせるかの基準を明確にした。コースワークとリサーチワークにおける適切な評価方法の導入も進めた。以上の改革によって、大学院教育カリキュラムに実効性を持たせるためのPDCAサイクルが回る構造を構築することができた。平成28年度までの点検・評価については、「現状と課題」、「改善報告書」で検証を行い、ホームページ等で公開している（資料 4-34～36）。

## 【点検・評価】

### ① 長所・特色

#### 大学全体・口腔歯学部

教育支援・教学 I R 室を中心に、個々の学生の意欲・成績等に応じた個性的で特色ある教育の実践とアウトカム基盤型教育を推進するため、学修指針として卒業までに身に付けるべき能力（コンピテンス・コンピテンシー）を設定した上で、2016 年度にディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッションポリシーの改訂を行った。改訂されたカリキュラム・ポリシーと教育課程の整合性については、学生部長を中心とする学務委員会、学長を中心とする部長会及び教授会において課程表及び各学年の時間割編成等で適宜検証し、2017 年度のシラバスやカリキュラムの策定に活用されている。また、本学の教育の最大の特徴は、社会医療環境の変化を踏まえた「口腔医学の確立」を目指していることであるが、これを前述のディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーにも反映させて、体系的な教育課程を編成している。

授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置及び取り組みとして、臨床実習に入るうえで必須な学修到達レベルまで総合学習力を引き上げる目的で、各教科の単位認定とは切り離れた「必須学力統合試験（総合試験）」の導入に向けて、昨年度に引き続き第 1～3 学年において総合試験トライアルを実施し、その試験結果を学生及び教員へフィードバックすることで、課題の把握や修学取組の向上に努めた。また、2017 年度からの必須学力統合試験の本格実施を決定し、規則の改正を行った。

#### 歯学研究科

従来から教育目標の下に 3 ポリシーを定めてきたが、2017 年度にアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーの各項目間が完全に整合したポリシーへと全面的に改定した。そのなかには、修了時に学生が修得することが求められる知識・技能・態度、それに向けての教育カリキュラム（コースワーク・リサーチワーク）、入学者として求められる要件を明確に示すことができている。

コースワークで履修が求められる科目は、①基盤的知識・技能、②口腔医学に関する能力、③生命科学実験技能、④特定領域研究・臨床能力に分けて設定され、リサーチワークでの個別課題での研究成果の習得へと有機的に繋げている。コースワークでの学修成果は適切に評価され、学生へフィードバックされる。リサーチワークでは、指導教員との話し合いによる「研究計画書」の提出と「ポートフォリオ」による振り返り、複数教員による組織的な教育・研究指導に基づく「中間発表会」での発表が有効な成果を挙げている。

適切な学位授与に向けて様々な実質的な改革を行ってきた。修業年限内の学位授与を厳格化しつつも、課程期間内での十分な審査を受けるという条件を付けて論文受理が間に合わない場合にも配慮した。また、博士論文のあり方についての検討により、学外機関を含む複数の研究グループからなる共同研究を推進することが可能になった。以上から、個々の大学院生の履修状況に配慮しながら、質の高い研究活動の推進を図ることができた。

### ② 問題点

#### 大学全体・口腔歯学部

歯科医師国家試験の合格率低迷への改善が喫緊の課題である。本年度も課題解決への改

善策を教育支援・教学 I R 室や学務委員会、及び部長会等で検討し、高学年のカリキュラム改革に取り組んでいるが、本質的な教育改善のためには時間を要すると考えられる。今後は低学年からの修学意欲の向上や有機的な知識の積み上げに取り組むためのカリキュラム改革が必要とされる。

#### **歯学研究科**

2016 年には、研究科運営委員会と研究科企画委員会の合同会議で、他大学院の状況を踏まえた基礎研究コース、臨床研究コースなどについての議論を行なった。今後、大学院進学希望者の多様な環境に配慮し、専門医を目指す大学院生や臨床研究による学位取得ができるコースを検討するなどの多面的な視点が必要である。

各科目担当教員から提出される成績については、既定の尺度に照らした相対的な評価になっているとは言い難い面がある。少人数の大学院生を評価する難しさがあることは理解できるが、大学院であっても評価を行なうことを前提として、シラバス作成時に適切な評価方法・基準を設定することが各科目担当教員に求められる。

### **③ 全体のまとめ**

#### **大学全体・口腔歯学部**

本学が「口腔医学の確立」を目指していく方針に変わりはないが、アウトカム基盤型教育を推進するためには、設定したコンピテンス・コンピテンシーに基づく口腔医学教育カリキュラムへの改革が必要と考えられる。このためには、教育支援・教学 I R 室や各種委員会にて全学年のカリキュラムの実績の検証とコンピテンス・コンピテンシーとの整合性や有効性を検討し、具体的な新カリキュラムを策定する必要がある。この取組は、中期的に歯科医師国家試験や共用試験の合格率の向上や、口腔歯学部教育の PDCA サイクルの向上に繋がると期待される。

#### **歯学研究科**

アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーの各項目間が完全に整合したポリシーへと全面的に改定した。コースワークとリサーチワークを有機的に繋げ、組織的な教育・研究指導によるカリキュラムを設計してきた。適切な学位授与に向けて様々な実質的な改革がなされてきた。今後、大学院進学希望者の多様な環境に配慮できる多面的な視点でのカリキュラム改革が必要である。また、歯学研究科での教育・研究で PDCA サイクルが回る構造を確実なものにしていくためには、公正で厳密な単位認定と学位審査の必要性に対する意識が各教員に求められる。

#### **【根拠資料】**

- 資料 4-1 「福岡歯科大学学則」 (既出 1-1)
- 資料 4-2 平成 29 年度学生便覧 (既出 1-4)
- 資料 4-3 福岡歯科大学課程表
- 資料 4-4 ホームページ (福岡歯科大学三ポリシー) (既出 1-5)
- 資料 4-5 「福岡歯科大学大学院学則」 (既出 1-2)
- 資料 4-6 「福岡歯科大学学位規程」

- 資料 4-7 平成 29 年度大学院の手引き
- 資料 4-8 平成 29 年度大学院授業要綱
- 資料 4-9 平成 30 年度大学院入学試験要項
- 資料 4-10 ホームページ（福岡歯科大学大学院三ポリシー）（既出 1-6）
- 資料 4-11 「福岡歯科大学大学院の単位認定に関する細則」
- 資料 4-12 平成 25～28 年度大学院特別講義実績
- 資料 4-13 大学院オリエンテーション資料
- 資料 4-14 大学院授業評価アンケート
- 資料 4-15 「福岡歯科大学試験、成績の評価及び進級に関する規則」
- 資料 4-16 平成 27 年度大学院の手引き
- 資料 4-17 平成 27～28 年度学位審査員候補者名簿、
- 資料 4-18 早期修了者の外部審査員委嘱状
- 資料 4-19 「福岡歯科大学学位規程施行規則の実施に関する細則」
- 資料 4-20 大学院指導教員一覧表
- 資料 4-21 2017 年度福岡歯科大学大学案内パンフレット
- 資料 4-22 平成 30 年度福岡歯科大学入学試験要項
- 資料 4-23 教育支援・教学 IR 室運営委員会議事録
- 資料 4-24 平成 26 年度採択 文部科学省大学教育再生加速プログラム
- 資料 4-25 平成 28 年度授業評価報告書
- 資料 4-26 ホームページ（平成 28 年度授業評価報告書）
- 資料 4-27 学務委員会議事録
- 資料 4-28 2016 年度 FD 事業記録
- 資料 4-29 2016 年度修学支援講義実施記録
- 資料 4-30 低学年教育改善作業部会報告書
- 資料 4-31 「助言教員の役割」ワークショップのプロダクト集
- 資料 4-32 授業要綱に係る研究科運営委員会議事録
- 資料 4-33 授業要綱に係る研究科委員会議事録
- 資料 4-34 福岡歯科大学の現状と課題' 14（既出 2-2）
- 資料 4-35 福岡歯科大学の現状と課題' 15 改善報告書（既出 2-3）
- 資料 4-36 ホームページ（自己点検・評価/認証評価）（既出 2-6）

## 5. 学生の受け入れ

### 【現状説明】

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

#### 大学全体・口腔歯学部

##### ・学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表、求める学生像

本学は、従来から教育目標の下に学位授与方針（ディプロマポリシー）、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーと合わせて3つのポリシーを運用してきたが、アウトカム基盤型教育を推進し、学生が卒業時において必要な資質を教育課程で確実に身につけることを目的に、2017年1月に3つのポリシーの改定を行い、ホームページで公表するとともに学生募集要項、学生便覧に掲載している。アドミッションポリシーは、以下のとおりである。（資料5-1、2、3、4、5）

「福岡歯科大学では、『口腔の健康を通して全身の健康を守る』歯科医師の養成を目指して、従来の歯学に一般医学・福祉の要素を取り入れた、より総合的な口腔医学教育を実践しています。また、より幅広い知識、より高度なスキル、そして豊かな教養と人間性を備えた口腔医学のスペシャリストを育成すべく、『教養教育』、『基礎医学教育』、『専門教育』を三つの柱とした独自のカリキュラムを構築し、実習重視の授業体制によって、本学ならではの6年間一貫教育を実現しています。この本学での教育を通じて修得した歯学および医学知識を駆使し、医科と連携して患者中心の医療を推進することで、人々の健康をトータルサポートできる歯科医師を養成します。このような歯科医師養成を実現するため、福岡歯科大学では、以下のような資質・能力・意欲をもつ学生を受け入れます。」と記載し、次の6項目を掲げ、それぞれの項目の末尾に、高等学校学習指導要領における分類に対応させた領域を表示している。（資料6、7）

- 1 入学目的が明確で、生命に対する適切な倫理観を持ち、入学後も生涯にわたり自己学習を継続する意欲と情熱を有している。＜関心・意欲・態度＞
- 2 柔軟性と協調性を有し、周囲の人と良好な関係を保つことができる基本的なコミュニケーション力を有している。＜技能、思考・判断・表現＞
- 3 基礎学力が体系的に身につけており、大学入学後の学習に必要な学力を有している。＜知識・理解、技能、思考・判断・表現＞
- 4 旺盛な知的な好奇心と探究心を持ち、自ら問題を発見し、解決に取り組むことができる資質を有している。＜思考・判断・表現、関心・意欲・態度＞
- 5 地域・社会への貢献を志し、奉仕する使命感を有している。＜関心・意欲・態度＞
- 6 医療を通じて国際活動を行う意欲を有している。＜関心・意欲・態度＞

#### 歯学研究科

##### ・学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

本研究科は、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー間の整合性をより図るため、2017年2月にポリシーの全面的改定を行い、ホームページで公開するとともに、募集要項に掲載している。（資料5-8、9）

学生の受け入れ方針（アドミッションポリシー）は、以下のとおり。

- 1 豊かな人間性と社会性を持ち、生命と医療に対する倫理観を有している

- 2 生命科学に関する基本的な知識と語学力を持ち、自ら課題を解決する資質を有している
- 3 リサーチ・マインドを持ち、科学的根拠に基づく口腔医療やそれを支える生命科学研究の遂行に強い意欲を有している
- 4 口腔医学の実践を通じて、地域社会、国際社会への貢献を目指している

以上の項目を大学院入学試験要項およびホームページに明示している。

#### ・求める学生像

修得しておくべき学力など求める学生像は、アドミッションポリシーに基づき、受験資格として入学試験要項に明示するとともにホームページにも掲載し、広く受験生に周知している（資料 5-8、9）。

求める水準等の判定方法：「生命科学に関する基礎的知識と語学力」は、英語試験と専門分野の試験で判定する。「人間性、社会性、倫理観、地域社会や国際社会へ貢献する志、生命科学研究への意欲」は、面接によって判定する（資料 5-8）。

### 点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

#### **大学全体・口腔歯学部**

##### ・入学者選抜実施体制及び学生募集方法

入学者選抜実施の体制については、学則第16条第2項に、入学者の選考は、別に定めるところにより入学試験委員会が行うと規定しており、これに基づき「入学者選抜規則」が制定されている（資料5-10、11）。

入学試験委員会は、大学長、病院長、情報図書館長、学生部長、学生部次長、各部門長及び事務局長で構成され、入学試験の実施及び入学者の選考に関し、①入学試験の企画に関する事項、②入学者選抜規則第6条に定める各種委員の人選に関する事項、③入学試験問題の作成及び採点に関する事項、④入学試験問題の管理及び試験の施行に関する事項、⑤入学者の選考に関する事項、⑥センター試験の実施に関する事項、⑦その他入学者の選考に関し必要な事項について処理している。

2009年に公表された学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、2010年度入試から、A0入試、推薦・指定校推薦入試、一般入試A日程、一般入試B日程、センター利用入試の五つの入試区分に応じて募集人員を設定し、多様で優秀な学生の確保に努めてきた。

入学者選抜の基本となる入学試験要項については、入学試験委員会において、例年、過去数年間の本学を含めた私立歯科大学の入試期日、入学者選抜状況等並びに近隣の私立大学医学部の入試期日等を参考にして、入試区分に応じた募集人員の設定、試験科目、小論文、面接試験、選考方法、試験期日等の検討を行ったうえで作成している。

2017年度入学試験においては、2016年度入試で募集人員（96名）より1名増の入学者があったことから、募集人員を1名減の95名とし、A0入試Ⅰ期13名、推薦・指定校推薦15名、一般入試A日程47名、センター試験利用入試Ⅰ期5名、一般入試B日程11名（1名減）、A0入試Ⅱ期2名、センター試験利用入試Ⅱ期2名に設定するとともに、A0入試Ⅰ期の試験期日を10



月2日（前年度は9月6日）に変更のうえ、入学試験要項を作成し、教授会等の審議を経て、理事会の承認を得た（資料5-2）。

学生募集に当たっては、入試情報取扱業者を介して、入学試験要項を受験希望者に配布するとともに、オープンキャンパスの開催、高校・予備校訪問、進学説明会への参加や新聞等の掲載を通じた募集活動を実施した。オープンキャンパスは年3回実施し、大学の教育方針の説明、教育施設や病院等の見学、模擬実習の体験、在学生との懇談等を実施した（資料5-12）。高校・予備校訪問では、年間延べ500校以上を訪問し、大学の教育方針や歯科医師の仕事内容等の説明を行った（資料5-13）。

2017年度入学試験の実施に当たっては、入学試験委員会委員の近親者が本学を受験する可能性があったため、出題・採点者及び監督者からの除外並びに入学試験委員会における2017年度入学試験に係る審議への除外の措置を講じた。

また、入試区分に応じて、試験及び面接の実施要領、監督要領を作成し、これに基づき公正な入学者選抜を実施した（資料5-14、15）。

このほか、2016年熊本地震で被災した受験生への特別措置として、福岡歯科大学志願者の受験料の免除措置を実施した（資料5-16）。なお、2017年度一般入試A日程において、熊本地震で被災した志願者で受験料の免除措置を申請した者が1名受験し合格したが、入学手続は行われなかった。

障がいのある学生の受け入れに関する方針は明文化していないが、歯科医師としての就業に影響を及ぼさない障害については、受け入れを妨げるものではない。これまで合理的な配慮を必要とする入学希望者はいなかった。

## **歯学研究科**

### **・学生募集方法及び入学者選抜制度**

学生募集は年2回実施し、必要に応じて追加募集を行っている。例年5月に入学試験要項を決定し、関係大学へ送付し対象学生への周知を依頼するとともに、ホームページに掲載し広く周知している。入学試験は、一次募集、二次募集および追加募集のいずれも、共通試験としての共通外国語(英語)、専攻科目および個人面接試験（本学出身者を除く）を実施することを入学試験要項等に明示している（資料5-8）。

### **・入学者選抜実施のための体制の適切な整備**

入試業務は研究科運営委員会のメンバーを中心に複数名の教員によって行っている。面接試験については、専攻科目の指導教員および研究科長と研究科運営委員長の名体制で行うなどの措置を取ることで適切に実施している。

### **・公正な入学者選抜の実施**

共通科目である英語試験の成績は、専攻希望科目の違いや本学出身か他大学出身かの別に関わらないため、公正な入学者選抜に重要である。作成した問題の保管や得点の集計は複数の教員の立会いの下で行われ、その結果は研究科運営委員会が確認している。以上のようなプロセスで公正な入学者選抜が行われている。また、他国からの入学希望者に対しての入学試験や面接に対しては英語で実施するなどの合理的な配慮をしつつ入学者選抜を実施している。その結果、1名の学生（現第4学年）が中国から入学した（資料5-17）。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

大学全体・口腔歯学部

・入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

本学では、文部省「歯学教育の改善に関する調査研究協力者会議」最終まとめに従い、1987年度から120名入学定員のところ、100名の募集人員により対応している。更に、2010年度からは、募集人員を96名に削減して対応している。

前記の調査研究協力者会議の最終まとめでは、20%の募集人員削減と合わせて、定員が多い大学は募集人員を120名以下にすることが望ましいとの提言がされていたが、未だこの提言を実施していない大学があることや、一方では、歯科医療のニーズは今後高まって行くことが予想されることを踏まえ、本学は、私立歯科大学協会に対して募集人員の必要数について検討するよう要望していた。

本学では、2010年度に募集人員を96名に削減して以降、やむを得ず募集人員を超える入学者が生じた場合（2013年度3名、2016年度1名）には、翌年度の入学試験において、前年度に募集人員を超えて入学した者の数を減じて募集人員を設定してきた。

入学定員及び募集人員に対する過去5年間の入学者数比率は、表1のとおりである。

表1

年 度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
入学定員 (a)	120名	120名	120名	120名	120名
募集人員 (b)	96名	93名	96名	96名	95名
入学者数 (c)	99名	93名	96名	97名	87名
入学者数比率 A (c) / (a)	0.825	0.008	0.8	0.8	0.725
入学者数比率 B (c) / (b)	1.031	1	1	1	0.915

編入学（第2年次）については、2015年度以降は、第2学年に欠員が生じた場合に実施することにし、2016年度には欠員が生じなかったため実施しなかった。2017年度は欠員が生じたため、編入学試験の募集を行っている。

なお、2018年度入学試験からは、新入生の募集人員を94名とし、第2年次編入学定員を2名に設定して、2019年度から編入学試験の募集を行うことにしている。編入学定員の設定に伴う募集は、2019年度から初めてであり、編入学定員を設定しないで実施した過去4年間の編入学者数は、表2のとおりである。

表2

年 度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
募集人員	若干名	若干名	若干名	若干名
編入学者数	7名	5名	2名	2名

本学では、2010年度から入学定員120名のところ、募集人員96名で対応していることから、収容定員に対する在籍学生数の比率並びに募集人員の6年間の合計数に対する在籍学生数の比率を明示した過去5年間の状況は、表3のとおりである。

収容定員及び募集人員の6年間の合計数に対する在籍学生数の過剰はなく、未補充に係る対応については、入学した学生が退学することなく卒業し、歯科医師となれるよう、第1学年からクラス分けを行い、学生の助言指導に当たる助言教員を配置する制度（資料5-18）を設けるとともに、上級生が下級生の勉学の支援を行うスチューデント・アシスタント制度（資料5-19）を設けて、学生の学力向上に努めている。

表3

年 度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
収容定員 (a)	720名	720名	720名	720名	720名
募集人員 6年間合計 (b)	576名	576名	573名	573名	573名
在籍学生数 3/31現在 (c)	472名	487名	492名	498名	528名
在籍学生数比率 A (c) / (a)	0.656	0.676	0.683	0.692	0.733
在籍学生数比率 B (c) / (b)	0.819	0.845	0.859	0.869	0.921

### 歯学研究科

#### ・入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

本大学の学生の多くは臨床歯科医志向であり、他大学に進学する学生を含めても潜在的な大学院進学者数は多くはない。本大学院の各学年の収容定員は18名、計72名である。この数年の大学院生募集の改善策により、大学院入学者が2013年度は10名、2014年度は17名となり、2015年度には7名に減少したが、2016年度以降には再度上昇に転じた（2016年度12名、2017年度16名）。単年度定員充足率の4カ年平均は72%である。また、2017年度の収容定員に対する在籍学生数比率は68%である（資料5-20）。女子の大学院生の入学者数は5年間で27名であり、全体の約44%を占めている。また、他大学からの入学は過去5年間で4名である。2014年度に国際交流提携大学（上海交通大学）からの留学生が1名入学した。以上、改善が見られながらも収容定員を充足していない状況は依然続いており、志願者を増やす方策が大きな課題となっている。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

### 大学全体・口腔歯学部

#### ・点検・評価

入学者選抜方法については、学生の進学動向等を見据えて、学長のリーダーシップのもと役職教員等で構成する入学試験委員会において、例年、入学試験の種類、妥当性、試験科目の検討、面接方法の見直し、AO入試の内容、指定校の選定などの改善案を検討している。試験方法や選抜方法等の改善案については、入学試験要項に反映させ、教授会等に諮り、理事会において決定している。面接の実施に関しては、入学試験委員会において、適正な判定ができるように面接票を細かく整備している。

また、学務委員会においては、留級者や退学者の発生要因などについて、入学試験種別との関係に対比しながら検討し、改善に向けての対応やアドミッション・ポリシー等の検

証に努めている。更に、自己点検・評価委員会においては、毎年、「現状と課題」若しくは「改善報告書」の作成に当たり、学生の受け入れの適切性について検証を行い、ホームページ等で公表している。

#### ・改善・向上への取組み

現在、学生募集に当たっては、高校・予備校訪問など全学を挙げて積極的に取り組んでいるが、「現状と課題『15 改善報告書』」で改善すべき事項に挙げられた、実質倍率（総合合格者数／総志願者数）を3倍以上とする水準まで志願者を確保する必要があるとの指摘に対しては、達成できていない状況である。

そのため、今後の方策として、2018年度入学試験から、福岡歯科大学スタート支援入試特待生制度（特待生20名：初年度納付金は入学金（50万円）のみ）を新設し、入学志願者の増加と優秀な学生の確保に取り組んでいる（資料5-21）。

過去5年間の総志願者と実質倍率は、表4のとおりである。

表 4

年 度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
募集人員	96名	93名	96名	96名	95名
総志願者数 (a)	226名	379名	306名	321名	281名
総合合格者数 (b)	176名	163名	160名	153名	167名
実質倍率 (a) / (b)	1.28	2.31	1.91	2.10	1.68
入学者数	99名	93名	96名	97名	87名

### 歯学研究科

#### ・点検・評価

学生募集や入学者選抜が適正に行なわれているが、入学定員の未充足が続いているため、研究科委員会において定員充足に向け検討を重ねている（資料5-20）。

入学定員の未充足の要因としては、大学院より臨床歯科医への関心が高い上に経済的な理由も相まって、臨床研修修了後は研究者より開業医・勤務医を目指す志向が強いことが挙げられる（資料5-22）。また、本学大学院へ進学する学生の多くが、本大学病院の臨床研修修了者であることも大きく影響している。この数年の国家試験合格率の低迷から、本大学病院の研修歯科医採用者が減少している（2014年度56名、2015年度48名、2016年度39名、2017年度40名）ことは、大学院への進学者数の減少を招く要因である。さらに、臨床研修修了後の他大学大学院への入学希望も懸念材料である。他大学院への入学者は2014年度1名、2015年度1名、2016年度3名、2017年度1名であった。

#### ・改善・向上への取組み

現在、実施している取組み内容は、以下のとおりである。

1) 大学院のリサーチワークで顕著な成果を得た学生に対して「第一種特待生」として表彰し、学術奨励金を授与することにした（資料5-23）。〔2017年度から実施〕

2) 学部で優秀な成績を残した学生に対して大学院入学後の授業料を免除する「第二種特待生制度」を創設した。2017年度は2名の新生に授与された（資料5-23）。〔2017年度から実施〕

3) 「学生研究支援プログラム」を開始した。これは研究を行なう学部学生（リサーチ・スチューデント）を受け入れる研究室へ予算を配分して、学部学生による研究を支援するというものである。2017年度は8名の学生が学部学生研究を実施している。この制度によって、学部学生にとって大学院進学を身近なものとして結びつけさせたい（資料 5-24）。〔2017年度から実施〕

4) 大学院のホームページをリニューアルして、各研究室の研究内容を検索することができるように改善を図った。大学院入学ガイド、指導教員インタビュー記事、大学院生活のプロモーションビデオなどで、大学院生が持つ意識や大学院研究の意義や面白さを発信していく（資料 5-25）。〔2014年度から実施〕

5) 研究科運営委員会による「研修歯科医臨床セミナー」を実施して、「リサーチマインドを持った臨床歯科医になる」ための大学院進学へと勧誘する。〔2016年度から実施〕また、口腔歯学部第6学年や研修歯科医に対しては、「大学院のすすめ」を開催して、大学院の研究課題や配属研究室・医局での専門性をアピールする（資料 5-26）。〔2007年度から実施〕

6) 口腔歯学部第3学年のカリキュラムの中に、研究体験をさせる授業（演習）を設け研究マインド育成を図る（資料 5-27）。〔2011年度から実施〕

7) 研修歯科医、大学院修了者を対象に大学院進学に関するアンケート調査を行い、学生の意識を把握、分析して魅力ある大学院への改善に役立てる（資料 5-22、2829〔2009年度から実施〕

8) 姉妹校との持続性のある国際研究交流を促進し、大学院生と教員の研究の活性化につなげる。〔2007年度から実施〕

9) 先端科学研究センター、再生医学研究センター、老化制御研究センター、アニマルセンターを活用して、大学院生の研究をサポートする。〔2009年度から実施〕

10) 口腔医学教育に関連して、臨床活動に有益な効果をもたらす臨床基礎研究を推進する。〔2012年度から実施〕

その他、学生募集に関する広報活動としては、本学独自の奨学金制度や TA、RA 制度による生活基盤の安定化、大学院生への海外研修派遣制度による海外留学機会の拡大による研生活の質向上、大学院卒後助教制度の整備等がある（資料 5-29～33）。これらの試みは学部学生および研修歯科医等から高い評価で受け入れられている。また、ほとんど全員が第4学年で英語論文にて学位を取得、年度によっては第3学年での早期学位取得など、所定年限内での学位授与実績も入学希望者の好感度に結びついていると考えられる（資料 5-34）。なお、このことは「現状と課題」、「改善報告書」で検証を行い、ホームページ等で公開している（資料 5-35、36）。

## 【点検・評価】

### ① 長所・特色

#### 大学全体・口腔歯学部

口腔歯学部では、『口腔の健康を通して全身の健康を守る』歯科医師の養成を目指して、従来の歯学に一般医学・福祉の要素を取り入れた、より総合的な口腔医学教育を実践して

おり、より幅広い知識、より高度なスキル、そして豊かな教養と人間性を備えた口腔医学のスペシャリストを育成すべく、『教養教育』、『基礎医学教育』、『専門教育』を三つの柱とした独自のカリキュラムを構築し、実習重視の授業体制によって、6年間一貫教育を実現していることは特色である。

また、大学入試センター試験利用入試を除く全ての入試区分において、小論文と面接試験を課し、小論文では、自己表現能力等の評価基準を設け、客観的に評価していること、面接試験では、歯科医師への意欲、学習全般、科学・生命科学への関心、生活態度、課外活動、趣味、奉仕の精神、コミュニケーション能力等について聴取のうえ評価していること、更に、2017年度入学試験では、総合評価を5段階評価とし、質問項目ごとに得点化して合計点で5段階評価を実施したことは長所である。

#### **歯学研究科**

2017年度から整合性を持たせた3つのポリシーを新たに策定した。アドミッションポリシーとして、入学試験要項やホームページにも掲載し、広く受験生に周知している。修得しておくべき学力など求める学生像がこれまでより明確になった。

学生募集や入学者選抜が適正に行なわれているが、入学定員の未充足が続いている対策として、本大学院への進学を奨励する制度（第二種特待生制度）、優秀な学生を表彰する制度（第一種特待生制度）、学部学生のころから研究に触れさせて大学院進学に繋げる取組み（リサーチチューデント制度）、研修歯科医に対する大学院進学への勧誘（研修歯科医臨床セミナー）を新たに開始した。以上の改革は、大学院入学者の増加に寄与できるものと期待できる。

#### **② 問題点**

##### **大学全体・口腔歯学部**

「現状と課題『15改善報告書』で改善すべき事項に挙げられた、実質倍率（総合格者数／総志願者数）を3倍以上とする水準まで志願者を確保する必要があるとの指摘に対して達成できていないことが課題である。

#### **歯学研究科**

大学院の充足率は、歯科医師国家試験合格率減少、研修歯科医修了者数減少、他大学院への進学などの影響も受けて安定的ではない。安定した大学院の充足率を図るためには、国家試験の合格率の安定化、入学選抜の適正化、教員の研究活動等、学生の意識を研究に向かわせる環境が不可欠であり、大学としての一体的な活動を進めていく必要がある。また、新入生へのアンケートの実施による本大学院に進学した理由などの分析や他大学院における新入生受入れ状況、カリキュラム内容、経済的支援などの分析を進めていき改善策に繋げていくことが必要である。

#### **③ 全体のまとめ**

##### **大学全体・口腔歯学部**

点検・評価項目の①から③までは、特に問題はないと考えるが、点検・評価項目の④については、改善・向上の成果が見られないので、平成30年度以降の入学志願者の確保に向けた対策の効果に期待したい。

#### **歯学研究科**

新たなアドミッションポリシーの策定によって、本研究科の求める学生像がこれまでより明確になり、学部学生、臨床研修医、教員への様々な改革を通じて収容定員に対する在籍学生数比率に改善がみられつつある。問題点を分析してさらに適切な入学者選抜を図りたい。

## 【根拠資料】

- 資料 5-1 改訂前の三つのポリシー
- 資料 5-2 平成 29 年度福岡歯科大学入学試験要項
- 資料 5-3 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）
- 資料 5-4 三つのポリシーの見直しに関する検討部会の設置について
- 資料 5-5 ホームページ(三ポリシー)（既出 1-5）
- 資料 5-6 平成 29 年度学生便覧（既出 4-2）
- 資料 5-7 平成 30 年度福岡歯科大学入学試験要項
- 資料 5-8 平成 30 年度大学院入学試験要項（既出 4-9）
- 資料 5-9 ホームページ(大学院入試)
- 資料 5-10 「福岡歯科大学学則」（既出 1-1）
- 資料 5-11 「福岡歯科大学入学者選抜規則」
- 資料 5-12 平成 28 年度オープンキャンパスの開催状況
- 資料 5-13 平成 28 年度高校・予備校訪問実績
- 資料 5-14 平成 29 年度「一般入学試験 A 日程・センター試験料入試 I 期」実施要領
- 資料 5-15 平成 29 年度「一般入学試験 B 日程・センター試験料入試 II 期」実施要領
- 資料 5-16 熊本地震により被災した福岡歯科大学志願者の受験料の免除について
- 資料 5-17 大学院入学者数表（2011～2015 年度）
- 資料 5-18 「福岡歯科大学助言教員細則」
- 資料 5-19 「福岡歯科大学スチューデント・アシスタント規程」
- 資料 5-20 大学院入学者数表（2013～2017 年度）
- 資料 5-21 福岡歯科大学スタート支援入試特待生制度
- 資料 5-22 大学院についての意識調査（平成 28 年度）
- 資料 5-23 「福岡歯科大学大学院特待生規程」（既出 3-19）
- 資料 5-24 「学生研究支援プログラム実施規則」
- 資料 5-25 ホームページ（大学院入学ガイド）
- 資料 5-26 2016 年度大学院のすすめ
- 資料 5-27 口腔歯学部シラバス「基礎研究演習」
- 資料 5-28 大学院修了者（大学病院勤務歯科医）対象 臨床一研究活動実態調査
- 資料 5-29 「福岡歯科大学大学院奨学規程」（既出 3-18）
- 資料 5-30 「福岡歯科大学リサーチ・アシスタント規程」
- 資料 5-31 「福岡歯科大学ティーチング・アシスタント規程」
- 資料 5-32 「福岡歯科大学大学院学生研修派遣規程」

- 資料 5-33 「福岡歯科大学大学院卒後助教細則」  
資料 5-34 学位授与者リスト  
資料 5-35 福岡歯科大学の現状と課題' 14 (既出 2-2)  
資料 5-36 福岡歯科大学の現状と課題' 15 改善報告書 (既出 2-3)



## 6. 教員・教員組織

### 【現状説明】

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

#### 大学全体・口腔歯学部

##### ・大学として求める教員像

大学として求める教員像として、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有するとともに、将来の医療人を育成する教員という立場から、高い人間性と倫理観を教員に求めている。基礎・教養科目の教員には、優れた研究業績と適切な教育経験を求め、臨床教員には、研究業績、教育実績および臨床能力を求めている。臨床能力においては、その疾患別・治療法別の症例数の提示を求め、専門的な研究能力については論文数と論文内容の審査を行っている。基礎・教養科目教員および臨床科目教員の両者において、本学のブランドである「口腔医学」への理解とその推進についての協力を求めている。

具体的には、教員に求める能力・資質等について、「教員選考規程」第2条で学校教育法、大学設置基準に基づく教員の資格を定め、第4条において「教員の選考は、教員定数表に基づき、教員を採用する必要が生じたとき、これを行う」としており、教育・研究・診療に支障を生じないようにしている（資料6-1）。第5条には「健康であること、志操堅実であること、教育研究に熱意を持っていること、協調性、年齢構成その他教育及び人事運営上支障のないこと、年齢が60歳未満であること」などを定め、基本的な採用方針としている。

講師以上の教員は一般公募を原則としており、教授会において教育研究業績審査委員会のメンバーを各部門から選び、学長のリーダーシップのもとに厳格な選考を行っている。公募要件に本学の建学精神の理解並びに「口腔医学」の推進を明記し、求める教員像を示している（資料6-2）。

##### ・教員組織の編制に関する方針

教員の構成は、教員定数表に基づき、4部門13講座37分野5センター1室に配置されている。各分野の構成人数は、「教員組織検討委員会」（資料6-3）および「部長会」（資料6-4）で協議し、弾力的かつ効率的な教員編成を心掛けている。

このような教員の能力については、教育、研究、臨床、管理・運営、社会貢献、に分けて年1回人事考課を行い、点検・評価している。

#### 歯学研究科

##### ・大学として求める教員像

大学院歯学研究科は、口腔歯学部を基本組織としている（資料6-5）。このため、大学院教員は口腔歯学部にも所属する教員が兼任しており、研究科の専任教員は配置していない。従って、求められる教員像としては、教授、准教授については、「教員選考規程」別表1-6で「原則として大学院設置基準第9条第1項第2号に定める資格を有する者」と定め、口腔歯学部教員と同様、研究業績、教育実績、臨床能力のバランスがとれ、人間性が優れた人物を採用している。

##### ・教員組織の編制に関する方針

大学院には学長を研究科長とする研究科委員会が置かれ、教授会で承認された教員が研

究科においても適任か否かを協議している。研究科委員会においても、教員組織の構成員の能力や適性は、建学の精神と口腔医学の理念に適う資質が基準となっている。

**点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。**

**大学全体・口腔歯学部**

**・専任教員数について**

口腔歯学部の教育を主に支える基本構造は4部門からなる。2016年5月1日現在、口腔・歯学部門は4講座10分野で構成され、専任教員数は60名である。全身管理・医歯学部門は3講座13分野からなり、専任教員数は46名である。社会医歯学部門は2講座6分野からなり、専任教員数は8名である。基礎医歯学部門は4講座8分野からなり、専任教員数は30名である。また、教員定数として大学院修了者を対象とした大学院卒後助教(6名) および重点配置教員(4名)を設定しており、優秀な若手教員の確保を行っている。このように専任教員の総数は144名であり、設置基準数を上回っている。

その他に、各センター等教員14名、客員教授・准教授14名、臨床教員28名、非常勤講師62名がサポートし、専任教員と合わせて計262名の教員から構成されている。また、診療のほか、研究および教育業務に従事する医員を62名配置している。このように口腔歯学部教育に対して、バランスのとれた専門領域とそれに見合う十分な教員数を確保している。

**・専任教員の適正な配置**

建学の精神に基づいて、超高齢社会において社会から信頼される歯科医師を育成するため、「口腔の健康を通して全身の健康を守る」歯科医師を養成すべく、従来の歯学に一般医学・福祉の要素を取り入れた、より総合的な「口腔医学」教育実践のため、教養科目から専門科目まで必要な学問構成を4部門に振り分け、それぞれ主要科目に教授等の専任教員を配置している。

**・学位課程の目的に即した教員配置（国際性、男女比、年齢構成等も含む）**

専任教員144名を職位別にみると、教授34名、准教授20名、講師35名、助教55名であり、准教授の充足が望まれる。

男女別では、男性が110名（76%）、女性が34名（24%）であるが、うち教授・准教授が4名と少なく、今後も積極的な登用が望まれる。

教員の平均年齢は44.9才であるが、年齢別では、20歳代が2名（1%）、30歳代が51名（36%）、40歳代が39名（27%）、50歳代が40名（28%）、60歳代が12名（8%）の年齢構成になっている。40歳代の中間層の割合が少ないことが課題であり、30歳代の優秀な教員の確保が重要となる。

また、非常勤の英語教員はいるものの、常勤の外国人教員がいない。グローバルな人材育成の観点から、口腔歯学部という特性から国際的コミュニケーション能力をできる教員組織体制の構築の検討が必要となっている。

**・教員の授業担当負担への適切な配慮**

第1学年から第6学年までの課程表によって（資料6-6）、教養教育、基礎医学・基礎口腔医学教育、臨床口腔医学教育、一般医学教育、総合臨床教育に適切に配分し、教員の授

業時間が過度にならないように、学生部長を委員長とする学務委員会で協議し(資料6-7)、教授会で承認を得ている。

#### ・学士課程における教養教育の運営体制

建学の精神にある優れた医療人の育成には豊かな人間性が求められる。そのため態度教育を含めた教養教育の充実を重要視している。教養教育の主体は、社会医歯学部門の医療人間学講座の教員が担い、学務委員会がその内容や成果を検証している。必修科目と選択科目からなり、「福博の歴史と文化探訪」は福岡市内5大学との共通授業であり、教養科目の特色となっている。また、「ディベート演習」や「医・口腔医学概論」には社会医歯学部門の教員だけでなく、全部門の教員が参加している。

#### **歯学研究科**

#### ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置

研究科教員は口腔歯学部教員と併任である。従って、口腔歯学部の分野構成が基本となっており、学生の多様な研究ニーズに対応可能な構成と配置となっている。また、教員の資格として、医師または歯科医師である必要はないが、博士号の学位を要求している。

#### ・各学位課程の目的に即した教員配置（国際性、男女比等も含む）

歯科医師および口腔医学研究者を育成するために、分子生物学や再生医学などの基礎医学の専門家、臨床歯学および臨床医学の研究者、医師および歯科医師としての臨床経験がある教員、研究倫理や生命倫理の専門家が適切に配置されている。

研究科教員60名中、外国人教員は0名だが、本学の教育研究の性質上（研究対象が日本人の患者が多いこと、優秀な日本人研究者を確保していることなどの理由）、必ずしも外国人教員を必要としていない。

また、教員のうち、女性教員は4名（7%）であり、わが国の男女共同参画の施策上、まだ女性教員が少ない。学内に保育園を設置する計画があり、女性教員の職場環境の改善を進める予定である。

#### 点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

#### **大学全体・口腔歯学部**

#### ・教員の募集・採用・昇任等に関する基準、手続き、規程の整備について

専任教員の募集、採用(昇任を含む)は「教員選考規程」に基づいて行っている。「教員選考規程」第7条に基づき教員の採用は教育研究業績審査委員会を設置して検討している。選考資料として履歴書、業績目録等の提出を、特に教授については教育、研究、診療に対する抱負の提出を求めており、教授としての総合的な能力を選考書類で精査するとともに、公開(意見発表会)で教育・研究・診療に対する考え等を聞くことを必須としている。こうした情報をもとに、教育研究業績審査委員会としての意見をまとめ、大学長が教育研究業績審査委員会の報告に基づき、教授会の意見を聴き、理事会で採用を決定している。准教授以下の教員については、原則、公開の意見発表に代えて、大学長が教育研究業績審査委員会の報告に基づき、教授会の意見を聴いている。

特任教員、非常勤講師、助教、助手については、「教員選考規程」第16条に基づいて、大学長が選考している。客員教員(客員教授並びに客員准教授)、臨床教員(臨床教授並び

に臨床准教授)の採用についても非常勤講師の採用に倣って、大学長が選考している。教授並びに准教授(客員教員を含む)は教授会の推薦に基づいて理事会で採用の可否を決定し、講師および臨床教員は教授会の推薦に基づいて理事長が常任役員会に付議し、決定している。助教並びに助手は「教員選考規程」第19条に基づき、教授会の推薦によって理事長が採用の可否を決定する。

この他、相当の業績のある教員については、同選考規程第3条および第17条によって定数の範囲内で特別に昇任させることができる。

#### ・教員の募集・採用・昇任等の実施状況

上記の手続きに則って、教員の採用・昇任等を適切に実施している。

#### 歯学研究科

#### ・教員の募集・採用・昇任等に関する基準、手続き、規程の整備について

大学院教員としての採用(兼任発令)は教授および准教授に留めており、口腔歯学部教員としての採用に併せて研究科委員会で審議し、適任となった場合、大学院教員候補者として理事長に推薦し、理事会で採用の可否を決定している。

#### ・教員の募集・採用・昇任等の実施状況

上記の手続きに則って、教員の採用・昇任等を適切に実施している。

#### 点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

#### 大学全体・口腔歯学部

#### 歯学研究科

#### ・ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の組織的な実施

教員の資質向上を図るため、FD、人事考課、研究業績の公開、研究活動に対する理事長・学長等との面談等を実施している。

FDは、学則第10条の2に基づきFD委員会の下で、学生支援の充実、教員の資質向上、研究の活性化の三つの観点から年度当初に年間計画を立案し、計画的に実施している(資料6-8)。今年度も効果的なFDを事業別に3つに大別し、1)学生支援の充実、2)教員の資質向上、3)大学院及び研究の活性化、について実施した。また、文部科学省大学改革推進等補助金(大学改革推進事業)の大学教育再生加速プログラム(「学修成果の可視化」)に採択された取り組みとして、FD講演会を6月に1回、FDワークショップを9月～11月に6回開催した。その他、FD関連事業として、ハラスメント防止等対策委員会との共催でハラスメント講演会及び助言教員制度を充実させるためのワークショップを6月に開催する等、教員の教育力向上に努めた。

2016年度は、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーの改訂について全学をあげて協議した。さらに、教育支援・教学IR室を取りまとめ役として、3つのポリシーの内容に関連づけたアウトカム基盤型教育を実現するために、各授業のコンピテンスとコンピテンシーを再考・修正し、それに沿ってシラバス作成を行った。その説明会や作業を通じて全教員に本学の教育目的の意識付けができた(資料6-9)。

また、学生アンケートによる授業評価を、全授業を対象に実施している。授業評価は、教員・学生の準備状況、授業方法の適切性、教員の熱意、学生の授業態度等を学期末の授業終了時にアンケート調査として実施している。調査結果は担当教員にフィードバックするとともに、教員は「学生の評価をどのように捉えているか」「今後どのような改善・工夫をするか」等について回答し、授業ごとにアンケート結果と改善方策を授業評価報告書やホームページ（学内）で公開している（資料6-10）。2014年から、学生証をIC化し、カードリーダーを利用した、授業時間毎のアンケート実施を開始した。アンケート項目を6項目に絞り、アンケート結果が次の授業に生かせるように進めている。

また、授業アンケートと代表学生、教員、学務課職員へのアンケートを参考にして、学務委員会が前年度の優秀な教員を選考して、「最優秀教育改善賞」として開学記念式典（7月27日）で表彰している（資料6-11）。

「口腔医学」の推進を図るため、学内に「口腔医学推進PT」を編成し、2008年度から月1～2回の勉強会等を継続して行っている。同PTで議論された企画の実施は、その可否も含め正規の委員会（学務委員会・FD委員会等）で審議している。

#### ・教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

教員の人事考課は教育、研究、診療（臨床系のみ）、管理・運営、社会活動の領域における各教員が設定した目標の達成度等を勘案し、その実績、意欲・態度、能力を評価し（5段階評価で数値化される）、各教員に評価結果をフィードバックすることにより、それぞれの有する能力を育成活用することによって、教育研究等の活性化を図り、年度末手当等の処遇に反映させることを目的としている（資料6-12）。

2010年からは人事考課に併せて、アカデミック・ポートフォリオの作成を義務づけており、人事考課の数値的な評価に加えて、被評価者の目標達成に向かうプロセスに配慮する考課システムに改良した（資料6-13）。

外部資金の一つである科学研究費補助金の獲得促進策として、全教員の申請を人事考課で確認するほか、科学研究費申請についての講習会を毎年実施している。2015年からは、若手教員の申請に対して助言する「科研費獲得プロジェクトチーム」をつくり、若手教員の科研費獲得の支援体制を強化している（資料6-14）。

研究活性化に向けての取り組みとして、半年ごとに教授を対象に理事長、学長等による面談を実施している。面談では医員を含む所属教員の研究進捗状況および指導状況を確認することで、研究意識の向上を図っている（資料6-15）。

教員の研究活動は、人事考課制度による評価の他、全教員と講座の研究活動状況を「研究業績データベース」としてホームページで公開している（資料6-16）。

**点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

**大学全体・口腔歯学部**

**歯学研究科**

#### ・適切な根拠に基づく教員組織の点検・評価

教員の個人ごとの点検・評価は、2004年度から導入した人事考課制度によって、教育・

研究・臨床・管理運営・社会貢献の考課項目ごとに各教員が設定した目標の達成度等を勘案し、その実績、意欲・態度、能力を評価している。

教員組織の適切性については、学長等が各講座・分野の教育・研究等の実績や理事長等との教授面談等を通じて課題を把握し、「教員組織検討委員会」および「部長会」で点検・評価している。

#### ・点検・評価に基づく改善・向上の取り組み

上記、点検・評価に基づき、口腔・顎顔面外科学講座内にあった「口腔顔面美容医療センター」を、臨床内容や教育内容の整合性の観点から咬合修復学講座へ2017年度から移すこと、総合医学講座に内視鏡センターの設置並びに小児科学分野等の定数見直し等を決定した。

また、医科歯科総合病院での医療安全の教育強化を目的に、2015年度に専門の客員教授を雇用して組織強化を図った。

その他、2016年には、教員に対する多面的な評価の一環として、かつ、診療体制の充実及び職務意欲の向上に向け、医科歯科総合病院で顕著な臨床実績を有する医師及び歯科医師に称号を付与するとともに手当を支給するため「福岡歯科大学医科歯科総合病院における病院教授等の称号付与等に関する規則」等を制定した（資料6-17）。

### 【点検・評価】

#### ① 長所・特色

##### 大学全体・口腔歯学部

##### 歯学研究科

・教員組織の編成を効果的に行い、適宜改善していくために、2016年度に行った3つのポリシー（アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー）の改訂協議は非常に意義あるものであった。ポリシーを実現するために、教育アウトカムの視点から各授業の一般目標と行動目標を、コンピテンスとコンピテンシーに捉えなおして、2017年度シラバスの改訂が2016年度になされた。この作業を通じて、それぞれの授業が、本学の教育体系のどこに位置づけられるかが明瞭となり、全教員が意識を統一し、教育目標を明確にできた。

・本学では、全教育の総括的で客観的な評価基準として、第4学年の最後にある共用試験、第5学年の臨床実習および第6学年の卒業試験並びに歯科医師国家試験がある。これらの実習や試験は建学の精神を実現するためには避けて通れない評価である。本学の教員はこの評価に向けて意識の統一ができており、学長のリーダーシップのもとに、教員組織検討委員会、部長会、教授会とが円滑に連携して教員組織を分析している。そんな中で、教育成果が上がらない場合は、教育支援・教学IR室の協力のもとに、これらの委員会で速やかにその理由を分析し、その欠点を補うように講義内容を修正している。

・FD委員会が年間のFD事業を計画し、計画的に教員の資質向上を図っている。本学の教育理念であり大学のブランドと位置づけている「口腔医学」の実現のために教育組織を見直している。特に、8大学（北海道医療大学、岩手医科大学、昭和大学、鶴見大学、神奈

川歯科大学、九州歯科大学、福岡大学、福岡歯科大学)による戦略的大学連携事業は2016年度で9年目を迎え、その口腔医学を目的にしたFDワークショップでは、「多職種連携教育」をテーマにして、8大学の教育内容が紹介され、教育改善のための協議がなされた。

・教員の教育効果の点検・評価においては、学生授業アンケートによるフィードバックと人事考課制度が担っている。しかし、共用試験や歯科医師国家試験などの試験結果は教育アウトカムを如実に示しており、その結果に迅速かつ弾力的に対応するために、学長、部長会、教授会の意志統一がなされている。

## ② 問題点

### 大学全体・口腔歯学部

#### 歯学研究科

・教員の選考においては、「教員選考規程」第5条や教員一般公募の際の要件を掲げているものの、画一的な内容であるため、大学基準協会が求めている「求める教員像」、「教員組織の編成方針」等の明文化を検討する必要があると思われる。

・教員組織において、今後、准教授の充足および教授・准教授の女性教員配置の促進を検討する必要がある。

・海外の姉妹校大学（上海交通大学、中国医科大学、韓国慶熙大学、ブリティッシュコロンビア大学、リバプール大学）に学生を派遣して国際交流に努めているが（資料6-18）、本学に在学している海外留学生は1名と少ない。歯学部という特性から国際的コミュニケーション能力をできる教員組織体制の構築が課題である。

・教員の資質向上策として、各教員同士の授業参観などFD講演会やFDワークショップ以外の方策、例えば、他大学との人事交流なども検討する必要がある。

## ③ 全体のまとめ

・大学教育再生加速プログラム（「学修成果の可視化」）に採択された取り組みから、教育支援・教学IR室が機能を発揮し、3つのポリシー、各授業のコンピテンス・コンピテンシーおよびシラバスとが有機的に関連し合うシステムを構築することによって教員の意識を統一し、教員組織を見直す機会を得たことは有意義であった。このシステムが機能して教育アウトカムが実現できるかを、継続的に点検・評価し、同時に教員組織編制の見直しに結びつけ、いわゆるPDCAサイクルをまわすことのできる点検・評価システムを構築したい。

・歯学教育のモデルコアカリキュラムと歯科医師国家試験出題基準の改訂が計画されており、臨床実習後のアドバンスOSCEの導入も検討されているため、上記のような教員および教員組織の適切な編成と迅速な対応とが益々必要となるだろう。モデルコアカリキュラムと口腔医学教育との整合性についても検証が必要である。

## 【根拠資料】

資料6-1 「福岡歯科大学教員選考規程」

資料6-2 教員公募要領

- 資料 6-3 「福岡歯科大学教員組織検討委員会規則」 (既出 3-11)
- 資料 6-4 「福岡歯科大学部長会規則」 (既出 3-13)
- 資料 6-5 福岡歯科大学大学教員一覧
- 資料 6-6 福岡歯科大学課程表 (既出 4-3)
- 資料 6-7 「福岡歯科大学務委員会規則」
- 資料 6-8 福岡歯科大学 FD 実施一覧
- 資料 6-9 シラバス作成 FD 報告書
- 資料 6-10 授業評価報告書
- 資料 6-11 開学記念式典次第
- 資料 6-12 「大学教員人事考課マニュアル」
- 資料 6-13 アカデミック・ポートフォリオ
- 資料 6-14 「福岡歯科大学科研費獲得プロジェクトチーム設置要綱」
- 資料 6-15 研究テーマ取組み進捗状況等の報告書
- 資料 6-16 ホームページ (研究業績データベース)
- 資料 6-17 「福岡歯科大学医科歯科総合病院における 病院教授等の称号付与等に関する規則」 (既出 3-16)
- 資料 6-18 国際交流実績表



## 7. 学生支援

### 【現状説明】

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

#### ・学生支援に関する目標設定

第三次中期構想において学生の支援等に関する目標として以下の、三つの方針を明示している（資料7-1）。

- ・個々の学生ニーズに応える修学支援システムや主体的学習支援体制の整備・充実を図る。
- ・学生への経済支援・課外活動支援を充実するとともに、口腔医療、口腔保健、看護、介護を志向する学生への就職活動支援の拡充に取り組み、保護者の会、学生共済会や同窓会との連携強化を図る。
- ・学生の能動的な時間外学習を支援するため、学習環境の整備を行う。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

#### ・学生支援体制の適切な整備

学生支援体制については、学生部長、学生部次長のもと、厚生補導を所管する学務委員会、教育支援・教学IR室及び学務課等が連携し、教職協働によって学生支援を行う体制が整備されている。

また、助言教員制度を1994年度から発足させ、助言教員（各学年12名、講師以上）が、学生相互の交流を図り学生と教員が親しく接することができるよう、クラス全体（助言教員一人当たり8名程度の学生）の学生生活と学習状況の把握に努めており、成績不振学生に対する学習方法、生活態度の改善など、きめ細かい助言指導に当たっている（資料7-2、3）。

更に、学生が教員に修学上の問題などについて容易に相談できるよう、週1日、一定の曜日及び時間帯を設定した教員別のオフィスアワーを設けており、講師以上の全教員が担当している（資料7-4）。

2012年度からは、助言教員が、担当学生の6年間を通じた学生ポートフォリオ（学生指導記録）を作成（学務課で厳重に保管）し、必要に応じて、担当学生の助言指導に活用している（資料7-5）。

学生の心身の健康等への配慮については、「学生相談室」を設置している。

#### ・学生の能力に応じた補習教育・補充教育

学生の能力に応じた補習教育・補充教育については、入学前の学習支援として、A0入試や推薦・指定校推薦入試の合格者に対して、入学前の学力補強を目的に、自学自習の課題提出と合宿形式での入学前教育を実施している（資料7-6）。

第1学年においては、入学時に主要科目の総合学力テストを行い、補強を必要とする者に対しては、高校課程の主要科目の補強講義を学外教員によって週末に実施し、成績不振学生の学習支援に取り組んでいる（資料7-7）。

また、第1、2学年の理科科目（数学、物理、化学、生物）および文系科目（英語、哲学）の評価責任者により2014年度に作成された「低学年教育改善にむけた提言」および第1～4学年の助言教員により作成された「助言教員の役割」に基づき学生教育および指導を行っている（資料7-8、9、10）。

#### ・正課教育、正課外教育

正課教育では、第1学年の前期に、高校で履修していない理科科目のリメディアル教育として、基礎理科（必修単位）を開講し、不得意科目の補強対策に取り組んでいる。

2014年度からは、上級生が下級生に対する学習支援や学生生活支援業務に従事するスチューデント・アシスタント制度を発足させ、日常的に成績不振学生に対して、スチューデント・アシスタントによる個別指導を行っている（資料7-11、12）。

更に、きめ細かな履修指導を行うために、定期試験以外にも多くの科目で小テストや到達度を確認する試験を適宜実施し、教員が各学生の理解度を把握するとともに、成績不振学生に対するフィードバックを実施している。これに加えて、教育支援・教学 IR 室において、各学年で実施した数種類の試験結果の分析を行い、各教科担当教員及び助言教員に周知し、分析結果を学生にフィードバックすることにより、成績不振学生への指導を適宜行っている。また、成績不振学生の指導、留級者及び休学者の対応並びに退学希望者については、当該学生の保護者を招致し、三者面談によって対応を行っている（資料7-13、14）。

正課外教育については、第6学年を対象にした、外部講師による国家試験対策講座を実施している（資料7-15）。

#### ・留学生支援、障がいのある学生

留学生支援については、第二次中期構想に、優秀な留学生確保のための活動を推進するとともに、学習支援、経済的支援を充実すると掲げていたが、積極的な活動は行われず、第二次中期構想期間中に留学生の受入れはなかった。また、障がいのある学生の在籍者はない。

#### ・経済的支援

学部学生の経済支援については、2016年度は、学生納付金納付猶予者5名、特待生12名（学生納付金を150万円免除）、一般入試A日程特待生3名（授業料を約246万円免除）を決定した。

また、外郭団体として1975年4月に発足した、福岡歯科大学学生共済会からの学生の経済支援として、就学共済給付金（授業料の半額を給付）が5名に給付され、一般奨学金（甲種：月額5万円、乙種：月額10万円）が30名に貸与されるとともに、スチューデント・アシスタント採用者56名に対して手当（時給1,000円（夏季休暇中は時給1,500円））を支給した。

2016年度日本学生支援機構の奨学金は、第一種奨学金（月額3万円～6万4千円（無利子））が17名に、第二種奨学金（月額3万円～16万円（有利子））が31名に貸与され、民間団体の奨学金は1名が給付を受けた。また、2018年度入学者から初年度納付金が入学金（50万円：20名）のみとなるスタート支援入試特待生制度を新設することになっている。

大学院生の経済援助については、2016年度は、特別奨学金（年間192万円給付）及び奨学金（年間70万円給付）をそれぞれ9名に給付した。2017年度から奨学金制度を改定し、特別奨学金の給付対象者を2016年度以前の入学者までとした。更に、2017年度には特待生制度として、①大学院での学業成績が特に優秀であり品行方正な者を表彰し、研究に専念する環境を支援するため、学術奨励金として年額120万円を給付する制度（第一種特待生：対象は、2017年度以降入学者の第2学年から第4学年の者）並びに②本学若しくは他大学の学部における特待生制度又はそれに準ずる制度で表彰を受けた者に大学院在学期間中（標準修業年限を超えて在学する期間及び休学期間を除く。）の授業料（280万円）を免除する制度（第二種特待生）を新設した。

各種アシスタント制度としてのRA（年間約38万円支給）、TA（年間27万円支給）、SA（時給1,000円（夏季休暇中は時給1,500円）支給）を経済支援に活用し、2016年度は、RA14名、TA7名、SA2名を採用し、それぞれに手当を支給した。奨学金制度、各種アシスタント制度ともに、2016年度から2017年度にかけて拡充し、大学院生の経済援助の充実化に努めている。2016年度日本学生支援機構の奨学金は、第一種奨学金（月額3万円～6万4千円（無利子））が5名に貸与され、民間団体の奨学金は1名が給付を受けた。

#### ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル等）防止のための体制

ハラスメント（アカデミック、セクシュアル等）防止のための体制については、1999年1月に「学校法人福岡学園ハラスメント防止規則」を制定し、ハラスメント防止ガイドラインを定め、教職員及び学生に周知している。また、ハラスメント防止等に適切に対応するため、ハラスメント防止等対策委員会、ハラスメント相談員、統括相談員、ハラスメント調査班、ハラスメント調停班の設置など、ハラスメント苦情・相談等の体制を整備している（資料7-16）。

#### ・学生の心身の健康等への配慮

「学生相談室」を設置して、毎週特定の曜日・時間帯に、心療内科学の教授等2名が学生のプライバシー保護に十分注意を払って、学業、課外活動、対人関係、心と身体の健康などのカウンセリングに当たっている。

また、特定時間以外でも学生の申し出により、随時相談に応じており、福岡歯科大学医科歯科総合病院心療内科とも連携をとっている。

#### ・学生の保健衛生及び健康等への配慮

学生の保健衛生及び健康等への配慮については、例年、全学生を対象にした健康診断を5月に、第4学年を対象にした、B型肝炎予防接種の抗体検査を4月と2月に、ワクチン接種を5月、6月及び11月に実施している。また、交通安全教室及び薬害防止等講習会は、例年、第1学年は5月に、第2学年から第4学年は4月に実施している。

#### ・学生のキャリア支援の体制

学生のキャリア支援の体制については、文部科学省の補助金で実施した2009～2011年度学生支援推進プログラムによる就業支援の一環として、第5学年を対象に、本学卒業生によるキャリアパス講演会を実施し、就業意識の向上と地域医療の体験意欲や職業倫理観の向上を図った。

2012年度からは、キャリアプランニング支援としての学生支援推進事業を実施し、第6学年の臨床実習の中で、本学臨床教員の診療施設を訪問し、院長の診療ポリシーや施設等の説明を受けた後、診療の見学を行うといった地域志向の医療体験の内容を充実している。

#### ・学生の本課外活動（部活動等）充実に向けての支援

学生の本課外活動（部活動等）については、2005年6月に、「責任ある自治の精神に則り、会員相互の親睦融和を図るとともに、会員の学術の向上、人格の陶冶及び身体の練磨に努め、もって明朗かつ伝統ある学園の発展に寄与すること」を目的として発足した、福岡歯科大学学友会を中心に、学友会構成員と学友会会費によって、体育及び学術文化の振興に関する活動、福利・厚生に関する活動、施設慰問・地域交流・ボランティア活動等の推進と支援を行っている。会員は、正会員（学生）と特別会員（学長、学生部長、学務委員会委員、学務課長、体育部会顧問、学術文化部会顧問）で構成し、学友会の主な機関として、協議会、学生委員会、学生総会、総務委員会、体育部会、学術文化部会等を組織し、学生と教職員が一体となって本課外活動の充実を図っている。なお、体育部会及び学術文化部会には顧問を、各クラブには部長を置き、教員がその任に当たっている（資料7-17）。

また、外郭団体として1973年4月に発足した、福岡歯科大学父兄後援会（2017年度から学生後援会に改称）からは、全日本歯科学生総合体育大会に係る参加経費の助成を受けている。

#### ・学生の要望に基づいた学生支援

学生の要望に基づいた学生支援については、2014年度から学務課受付カウンターに「学生意見箱」を設置し、学生からの意見聴取を行っている。

また、学生部長と学生の学年委員等による「学生懇話会」を定期的で開催し、学生の要望に対して大学から回答を行うとともに、回答内容について掲示により一般学生に周知している。

2015年度からは、「学生実態・満足度アンケート」を実施し、その結果を学務委員会において検証のうえ、学生の意識を把握するとともに、学生支援の改善に活用している（資料7-18）。

### 点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

#### ・学生支援の適切性についての点検・評価

助言教員制度を今後も有効に機能させるため、FD委員会において、例年、助言教員の資質向上に向けたFD活動を実施し、助言教員の学生指導マニュアルの改善に努めている。「学生実態・満足度アンケート」や「学生意見箱への投書」並びに「学生懇話会」において、学生から聴取した意見を学務課で集計・分析し、学生部長、学務委員会等において、学生支援の在り方の適切性について点検・評価している。

#### ・点検・評価結果に基づく改善・向上の取り組み

「学生実態・満足度アンケート」や「学生意見箱への投書」並びに「学生懇話会における学生からの要望」に対する分析結果とそれに対する点検・評価結果に基づき、教育

関係並びに学生支援等に関する改善を要する事項については、学務委員会等において検討のうえ、教育支援・学生支援の改善に取り組んでいる。また、施設・設備や環境等の整備に関する事項については、関係部署と協議のうえ、改善・向上に取り組んでいる。

なお、例年、自己点検評価委員会において、「現状と課題」若しくは「現状と課題の改善報告書」の作成に当たり、学生支援の適切性についての検証を行い、ホームページ等で公表している（資料7-19、20）。

## 【点検・評価】

### ① 長所・特色

・学生支援体制については、助言教員制度を1994年度から発足させ、助言教員が、クラス全体の学生生活と学習状況の把握に努め、きめ細かい助言指導に当たっていること、上級生が下級生に対する学習支援や学生生活支援業務に従事するスチューデント・アシスタント制度を2014年度から発足させ、日常的に成績不振学生に対して、スチューデント・アシスタントによる個別指導を行っていることは、本学独自の特色である。

・学生の正課外活動（部活動等）支援については、2005年6月に、「責任ある自治の精神に則り、会員相互の親睦融和を図るとともに、会員の学術の向上、人格の陶冶及び身体の練磨に努め、もって明朗かつ伝統ある学園の発展に寄与すること」を目的とした、福岡歯科大学学友会を発足させ、学友会構成員と学友会会費によって、体育及び学術文化の振興に関する活動、福利・厚生に関する活動、施設慰問・地域交流・ボランティア活動等の推進と支援を行っていることも、特色であると言える。

・学生の能力に応じた補習教育・補充教育については、A0入試や推薦・指定校推薦入試の合格者に対して、入学前の学力補強を目的に、自学自習の課題提出と合宿形式での入学前教育を実施していることは、他大学には例のないことである。なお、平成29年度入学前教育（勉強合宿：物理、化学、生物）に関する受講学生のアンケート結果では、授業効果の評価は、生物が84.6%、物理が76.9%、化学が53.8%であり、受講後の感想の記載では、とても良かったが多かった。

また、教科担当教員や助言教員を介して、成績不振学生へのきめ細かな履修指導が行われていることは、特長である。

### ② 問題点

・国際交流の推進のためには、留学生の受入れが重要であるので、今後、優秀な留学生を確保するための方針を策定し、留学生の受入れの促進を推進することが望まれる。

### ③ 全体のまとめ

・点検・評価項目の①から④までのうち、留学生支援を除く項目については、特に指摘することはないが、国際交流の推進のためには、留学生の受入れが重要であるので、今後、優秀な留学生を確保するための方針を策定し、留学生の受入れ促進に向けた取組の推進に期待したい。

## 【根拠資料】

- 資料 7-1 福岡学園第三次中期構想（既出 1-3）
- 資料 7-2 「福岡歯科大学助言教員細則」（既出 5-19）
- 資料 7-3 平成 29 年度助言教員名簿
- 資料 7-4 平成 28 年度教員別オフィスアワー設定表
- 資料 7-5 学生ポートフォリオ（学生指導記録）様式
- 資料 7-6 平成 29 年度 A0 入試 I 期、推薦・指定校推薦入試合格者への入学前教育
- 資料 7-7 1 学年の修学支援について（2016 年分）
- 資料 7-8 2016 年度修学支援講義実施記録
- 資料 4-9 低学年教育改善作業部会報告書
- 資料 4-10 「助言教員の役割」ワークショップのプロダクト集
- 資料 7-11 「福岡歯科大学スチューデント・アシスタント規程」（既出 5-20）
- 資料 7-12 スチューデント・アシスタントによる補習状況
- 資料 7-13 過去 5 年間の休学者、留級者、退学者数
- 資料 7-14 平成 24 年度～平成 28 年度退学者・除籍者の主な理由及びその対策について
- 資料 7-15 平成 28 年度国家試験対策講座実施状況
- 資料 7-16 「学校法人福岡学園ハラスメント防止規則」
- 資料 7-17 「福岡歯科大学学友会会則」
- 資料 7-18 平成 28 年度学生実態・満足度アンケート結果
- 資料 7-19 福岡歯科大学の現状と課題' 14（既出 2-2）
- 資料 7-20 福岡歯科大学の現状と課題' 15 改善報告書（既出 2-3）

## 8. 教育研究等環境

### 【現状説明】

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

- ・大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

第二次中期構想の基本構想に「自主的に勉学に励むことができる教育研究環境の整備・充実を図る。」と明記し、「学生や地域の人々にとって快適・安全で環境に配慮した魅力あるキャンパスづくり」を目標に、キャンパス整備及び教育研究に必要な設備整備を行ってきた（資料8-1）。2017年度が初年度となる第三次中期構想においても、その方針を引き継ぐとともに「病院棟・教育棟・講堂等の施設の計画的な改新築によって、教育研究診療施設の充実を図り、学園・地域の安全を確保する。」として、老朽化した施設についての整備方針も明記し、優先順位を考慮しながら整備を進めている（資料8-2）。

キャンパス内には福岡歯科大学、医科歯科総合病院、学生研修センター、体育館、アニマルセンター等を配置しているほか、併設校の福岡医療短期大学、福岡看護大学（平成29年4月開設）も同じキャンパス内に設置している（資料8-3）。また、介護老人保健施設、介護老人福祉施設（社会福祉法人学而会が設置）の二つの介護施設がキャンパス内にあり、隣接する医科歯科総合病院と連携し地域の保健・医療・福祉の拠点としての役割を担っているだけでなく、学生の教育・実習の場としても活用している。

2011年12月に歯科医師の生涯研修及び病診連携の拠点として、各地からの交通至便な博多駅前に開設した口腔医療センターにおいても、臨床実習を実施している。

2017年5月1日現在、校地面積は93,582㎡（設置基準面積11,047㎡）、校舎面積は31,475㎡（同17,200㎡）で、学部学生（615名）1人当たりの校地面積152.2㎡、校舎面積51.2㎡で大学設置基準を大きく上回り恵まれた教育環境にある。主たる教育・研究棟である本館、診療・臨床実習施設である病院（口腔医療センターを含む）および学生研修センターに32室の講義室・セミナー室、演習室（総面積2,424㎡）を配置し、本館および病院に18室の実験・実習室（同3,569㎡）を設置している。学生研修センター（総面積1,655㎡）は、講義室、セミナー室のほか居室30室、ゲストルーム4室があり、希望する学生が入居することができるほか、ゲストルームは学外来客者用の宿泊・滞在施設として活用している。

キャンパス・アメニティの向上、学生生活を支援するための施設として、学内に学生食堂、学生ホール、日用品売店、歯科材料売店、自動販売機、ATMコーナーなどを設置している。学生ホールは、オープンスペース化され、パソコンや無線LANのほか可動式で自由に移動できるテーブル、椅子、ノートパソコン、モニター、プロジェクター、ホワイトボード等が整備され小人数から大人数まで様々なグループにも対応可能で自主学習に最適な環境となっている。

正課の体育実習及び課外活動等に必要な施設として、グラウンド、体育館や同館内のアスレチック施設をはじめ、テニスコート、射場及び体育・文化部室等を設置するとともにラグビー場、サッカー場、野球場、テニスコートには夜間照明装置を設けている。

キャンパスへの交通アクセスについては、福岡空港、JR博多駅方面からは地下鉄空港線

で天神駅下車、天神南駅まで徒歩7分で地下鉄七隈線に乗り換え、賀茂駅で下車し徒歩10分ほどの位置にあり、福岡空港から約50分、JR博多駅からは約45分と交通アクセスは整っている。また、2016年6月に藤崎方面から医科歯科総合病院玄関前まで西鉄路線バスの乗り入れが開始され、病院に通院する患者様だけでなく、学生・教職員の利便性も大きく向上した。

**点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。**

**・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備**

ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器に関しては、1996年4月学内LANを設置、2007年3月に学内ネットワーク関連機器を更新し、幹線ネットワークは1Gbpsと高速化した。さらに、2009年1月には、学外（SINET）との間も1Gbpsにしインターネットの高速化を図った。2010年12月には、e-learningの学習環境を改善するため無線LANを整備した。また、無線LANについては2012年12月にサービス範囲を拡大するため、アクセスポイントの拡張整備を行った。2017年3月には文科省のICT活用推進事業で各フロアスイッチ及びFireWallを更新し、支線部も含めたGigabitEthernetの学内LANサービスを開始した（資料8-4、5）。

これまで様々な学生へのシステムが導入されパスワードの管理が困難になったため、パスワードを一元管理することを目的として、2010年12月にLDAPサーバを整備した。学内LANシステムはセキュリティ対策のために学外からのアクセスを制限しているが、学生が自宅等の学外からシステムへのアクセスができるよう、セキュリティ対策が充分に行われた外部からのアクセスを許可するシステムであるSSL-VPNを2012年12月に整備した。昨今、サイバー攻撃が深刻化しているため、ネットワーク側でのセキュリティ対策機を2015年度に整備した（資料8-6）。

**・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保**

学園の施設・設備等のうち、土地・建物及び附属設備は「施設管理規程」、運動場や体育館は「体育施設管理運営規則」、固定資産及び物品は「固定資産及び物品管理規程」、図書は「情報図書館規程」に基づき維持・管理を行っている（資料8-7）。

防災面では、2009年2月から本館耐震改修工事に着工、研究棟も2009年9月着工、いずれも2010年3月に竣工した。また、本館等のエレベーターを耐震仕様とした。研究棟を除く病院については、築後40年以上経過し老朽化も進んでいることから、2017年5月に医科歯科総合病院建替え委員会を設置し、2020年竣工を目途として建替えの検討を行っている（資料8-8）。以上により、建替え予定の病院を除き、全ての建物は新耐震基準を満たしている。

安全・衛生等に関連する委員会として、衛生委員会、環境保全管理委員会、エネルギー管理委員会を設けている（資料8-9）。防火・防災は、「防火・防災管理規程」に基づき、自衛消防隊の編成及び防火訓練などを毎年実施している（資料8-10）。

建物・構築物、電気設備、空調設備等の維持管理は施設課が担当している。2017年5月現在、5名の専任職員を配置している。学内保安・警備は業務委託を行い、警備員による常駐警備（昼間2名、夜間3名体制）と機械警備により学内の安全対策の徹底を図っており、施



設棟にある高圧受変電設備(学園内全設備への送電設備)の更新を2015年10月に着手し2016年6月に竣工した。

また、本学が広く社会の健康を守る立場にある医療人を養成する教育機関であることを鑑み、2007年12月から敷地内の全面禁煙を実施している。しかし、学園敷地周辺での喫煙に伴う吸殻散乱等のマナー違反が著しく、近隣住民への配慮と環境保全管理上の学園美化の観点から、2015年1月から経過措置として学内駐輪場の一角に喫煙可能場所を設置したが、禁煙困難者への禁煙指導の観点から、喫煙可能場所を禁煙の日(毎月22日)を閉鎖するとともに閉鎖前一週間の利用者数の統計を取っている。

なお、古い建物(福岡医療短期大学・施設棟・本館1階学生ロッカー室等)の屋上防水の劣化による漏水及びアニマルセンターの給排水管の劣化が激しいため2017年度に改修する。

#### ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備

バリアフリーに関する整備としてキャンパス内の歩道段差解消、本館玄関への車椅子用通路の設置および出入口の自動扉化、本館エレベーターの障がい者対応化、本館に隣接する病院・研究棟1階に障がい者トイレ設置等、キャンパス内のバリアフリーは整備されている。

また、学習環境に配慮した、エコキャンパス整備計画に基づき本館601、701、801、901講義室および情報図書館の照明を高機能照明器具(LED)へ改修した。

#### ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

本館1階学生ホールにパソコン4台、9階情報図書館内にパソコン6台と9階ラーニング・コモンズに5台、各階の講義・実習室、情報図書館、病院等に無線LANアクセスポイントを97箇所設置し、情報処理機器を用いた学生教育環境は充実している。また、学生の能動的学習の場としては、情報図書館のほか、大学病院4階のセミナー室や9階のラーニング・コモンズを自学自習用のオープンスペースを整備している。また、2017年には1階の学生ホールを「新たな人間関係と学びの在り方を支援する空間」として小グループ学習等に対応できる環境に整備した。

#### ・教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

2011年12月に福岡学園情報セキュリティポリシーを制定し(資料8-11)、これまで教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組みを実施している。

学生の情報倫理の確立に関する取り組みとしては、新入生オリエンテーション時にSNS等取扱いに関する注意事項を学生部次長より説明している。また、教職員に関する取り組みとしては、情報システム委員会で検討の上、2014年度から教職員を対象とした安全・安心な情報環境を維持するためのセキュリティ講習を実施し、2015年度に初級・中級の選択受講を実施した。2016年度は新規採用者には採用時の初級受講を徹底し、2015年度初級受講者について中級の受講を徹底した(資料8-12、13)。

また、歯学研究科においては大学院生の情報倫理の確立に関する取り組みとしては毎年実施している研究倫理講演会に大学院生の出席を義務付け研究に関する情報の取扱いの教育を実施している。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。  
また、それらは適切に機能しているか。

・**図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備**

本学図書館は開設当初から国内で発行される歯科医学・歯科医療に関する書籍の積極的な収集を続けており、2016年度末現在で159,386冊の蔵書を保有し、歯学分野の蔵書では西日本において有数の規模と考えている(資料8-14)。図書および学術雑誌の購入・収集は、情報図書委員会において選書方針等を策定し実施している。

このうち図書に関しては新刊歯学書、選定図書、大学院用洋書、学生・教職員のリクエスト図書に分類し整備している。また、2009年度以降は、本学が目指している「歯学から口腔医学へ」の取組みに係る図書資料の充実を図っている。外国雑誌の購入に関しては、雑誌の価格上昇から購入の選定基準(コアジャーナル選定基準)を作成し、費用対効果を念頭に外国雑誌の効果的な購入を図っている。

電子ジャーナルは、現在88種を購入しているが、電子ジャーナル単独は80種で、残りは全て冊子体との併用購入である。限られた予算の有効活用を前提に、外国雑誌希望アンケートを毎年実施するとともに、利用実績等も調査し情報図書委員会で検討の上、電子ジャーナルを決定している(資料8-15)。

視聴覚資料は、学生、臨床研修医などが学習効果を高めるのに有効であり、2005年度からDVD教材の購入を予算化、電子ジャーナルと同様に利用者アンケート等を実施し整備している。

なお、2014年度文科省教育研究装置施設整備事業として補助を受け、学生教育支援事業に係る蔵書管理システムやICカードを利用した入退館システム等を整備し、情報図書管理ICT化図書システムを2015年3月に設置した。

さらに、2015年度は利用者サービス向上(蔵書情報の充実)と図書管理の電子化の一環として、未整備図書台帳(1971年度～1985年度)の目録データ(手書)約94,000タイトルを電子化するため、委託業者に入力を委託し、2016年3月末に入力と点検を終え、データの整備を行なった。

また、蔵書情報の点検整備について、情報図書委員会で検討の上、これまで実施されていなかった学園の全所蔵図書の点検整備を2015年度から2017年度にかけて実施することとした。2015年度は、第1弾として福岡歯科大学情報図書館9階閲覧室(約49,000冊)と福岡医療短期大学情報図書館分室(約11,000冊)に配架されている全図書について、バーコード未整備図書の確認と同コードの作成・貼付を含め点検整備を行った。

2016年度は第2弾として引き続き未点検となっている残りの福岡歯科大学1階保存書庫の製本学術雑誌(約40,000冊)の点検整備を実施した。

2017年度は第3弾として残りの1階保存書庫の製本学術雑誌を除く図書(約51,000冊)と研究室所蔵の図書(約6,000冊)について、点検整備を開始しており、学園の全所蔵図書(約157,000冊・2016年度末)の点検整備を完了する予定としている。

・**国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備**

他の教育研究機関とは、国立情報学研究所が運営する相互貸借システム(NACSIS-ILL)の利用、九州地区の医学図書館との協定による相互利用、九州大学を代表校とする九州地域

大学教育改善FD・SDネットワークなどを中心に図書館相互利用の拡充を図っている。国内外への研究業績情報の公開は「研究業績データベース」を2006年より学内外に公開している。2011年度には研究業績データベースのホームページ英文化も実現した。

また、学位論文をインターネット利用により公表するため、福岡歯科大学学術リポジトリを構築し、2013年10月より学内外に公開している。

#### ・学術情報へのアクセスに関する対応

学術情報へのアクセスに関する対応については、2014年度文科省教育研究装置施設整備補助事業として設置した学生教育支援事業に係る蔵書管理図書システムを学内LAN及び無線LANを介して各研究室及び各講義室等から利用できるようになり、WEBによる文献検索、外部データベース(医中誌WEB等)のアクセスが可能となり利便性が向上した。

#### ・学生の学習に配慮した図書館利用環境(座席数、開館時間等)の整備

本学図書館の規模は、本館9階に閲覧室(面積407.11㎡)、事務室(同78.93㎡)、LAN管理室(同55.07㎡)、ブラウジングホール(同433.09㎡)、ラーニング・コモンズ(同55.08㎡)があり、本館1階に保存書庫(同289.96㎡)がある。

学生閲覧室の座席数は88席で、閲覧室にパソコン6台と無線LANのアクセスポイントを設置し、学内情報ネットワークや、インターネットの利用を可能にしている。開館時間は、平日9:00から20:00まで、土曜日9:00から12:30までとしている。

#### ・図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

現在、情報図書館課図書係員は4名で全員が司書資格取得者であり、利用者に適切な各サービスを提供している。また、同課情報係員には各情報関係の資格取得者2名を配置し、各システムのネットワークサービス等の提供と維持管理を行っている。

### 点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

#### ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示

第三次中期構想の基本構想として、「口腔医学を基盤とする研究レベルの向上を図るとともに、全学的独自色を打ち出す研究事業を通じて先進的学術成果を社会に発信する。」と定めている。

また、研究に関する目標において、(1)研究の質の向上として、①口腔医学を基盤とする基礎的応用的研究を推進するとともに、関連大学・研究機関との連携による研究を斬新的に実施する。②研究の適正化を図り、意欲的な研究活動を支援するための研究マネジメント体制を充実するとともに、研究センターによる先進的研究プロジェクトの展開と学園内共同利用研究拠点としての設備の活用を図る。③学部学生から医療従事者までに広がる研究マインドの幅広い定着に向けた取組みを推進する。④口腔医学・口腔保健学・看護学・介護福祉学領域の共同研究を推進し、時代のニーズを先取りした医療・保健・福祉分野における新たな研究領域を創設する。と定めている。また、(2)研究ブランドの確立として、①全学的独自色(研究ブランド)を打ち出すために最優先研究課題を設定し、地域社会・国際社会のニーズに応える研究成果を生み出す。②学長のリーダーシップの下、研究センター機能の充実、関連研究機関との交流と若手研究者の育成を通じて、先進的学術

研究拠点の創出を目指す。③全学的独自色に向けての取組みを加速させるために、全学的研究活動の管理・支援・評価体制の整備を進めるとともに、研究課題の事前調査と事後評価のための学園内外の連携体制の構築を推進する。とし、全学的に方針を明示している。

#### ・研究費の適切な支給

教員の研究費については、教員の職位に応じた教員積算額、基準講座費および実習経費の合算額を講座教育研究費として各講座に配分している。講座教育研究費の年度末予算残は、次年度に繰越すことができるため、高額な機器備品の整備等についても、講座内で計画的に購入することが可能となっている。

私立大学戦略的研究基盤形成支援事業として2017年度は、先端科学研究センターに2,800万円の研究予算を配分した。再生医学研究センターは2014年度で補助事業は終了したが、登録した研究者が誰でも利用できる利便性が高い共同利用研究拠点として運営するため研究費213万円の予算を配分した。その他、外部資金として、科研費や学外団体および企業からの助成金(奨学寄付金・受託研究費)がある。科研費は教員全員が応募することを義務付けられており、2017年度の申請件数209件で67件の採択があり、間接経費を含む補助金額は11,167万円となった。

専任教員に配分された2016年度の研究費(旅費除く)予算は、一人当たり約160万円となり、これに科研費等の外部資金を加えると、研究費は十分に確保されていると考えられる(資料8-16)。

さらに、長期および短期研修派遣に対する助成を学術振興基金として予算化している。この研修派遣制度によって海外への学会出張、研究出張等に旅費の補助が行われており、こうした本学独自の助成制度を利用して毎年多くの教員が研究成果を発表している。

#### ・外部資金獲得のための支援

日本学術振興会が公募する「科学研究費助成事業」について、専任教員は特別な理由がない限り、全員応募することを義務づけている。また、研究及び教育の補助的な役割を担う「医員」においても、学位取得者及び希望者に応募資格を与え、研究意欲の向上を図っている。その他、毎年度公募要領説明会に教員と事務職員が参加し、その説明会での受講内容等を学内説明会において、応募予定の教員へ広く周知している。(資料8-17)

また、科学研究費助成事業における採択率向上、若手研究者の研究意欲の向上等を目的とした「科研費獲得支援プロジェクトチーム」を2015年度に設置し(資料8-18)、若手研究者が作成する研究計画調書を対象として、プロジェクトチーム構成員による研究計画調書のブラッシュアップを実施し、2017年度における若手研究(B)における採択率を前年度と比し、16.7%向上させるなど一定の成果を上げている。この取り組みは、2018年度公募についても継続しており、前年度不採択となった研究計画書について、全学的なブラッシュアップを実施している。さらに、恒常的に研究助成金を獲得している教員によるブラッシュアップも実施しており、全学的に外部資金獲得マインドの向上を図っている。(資料8-19)

その他の外部資金として、公益財団法人等の助成金(奨学寄付金・受託研究費)がある。この研究助成金にかかる公募情報を一覧表にまとめて、全教員へメールにて周知するとともに、学内電子掲示板においても周知している。このような取り組みにより、申請件数は年々増加傾向にある。(資料8-20)

### ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等

教員の研究室は教授、准教授には個人の研究室がある。教員研究室の総面積は6,367㎡、専任教員1人当たりの平均面積は39.8㎡であり、教員の研究室は十分に確保されている。

教員の研究時間は、歯学教育を取り巻く環境の変化に伴うカリキュラムの改編や、多様な学生に対応するための教育の工夫・改善等の必要性により、教育に係る時間が急激に増加している。さらに臨床系教員においては患者増による診療時間の増加や、臨床実習・臨床研修の教育に費やす時間も増加傾向にあり、十分な研究時間を確保することが困難になっている。特に臨床系の准教授や講師は臨床教育、診療の両方の場で中心的役割を担っているため、必然的に研究に取り組む時間が割かれることになる。臨床教員・医員を増やし診療時間の負担を軽減するよう努力しているが、歯科大学が直面している厳しい状況から多くの制約があり、研究者個人が自ら研究時間の創出に努力しなければならない状況である。

### ・ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制

教育研究活動の支援体制については、2016年度はスチューデント・アシスタント（SA）56名を採用し、口腔歯学部生の学習支援活動を行い、歯学研究科において、2016年度はティーチング・アシスタント（TA）7名、リサーチ・アシスタント（RA）14名の大学院生を採用し、教育研究活動の活性化を図った。

### 点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

#### ・研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程の整備

研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組みについては、「福岡歯科大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針」を定め、関連規則として「競争的資金の取扱いに関する規則」、「研究活動における不正行為への対応等に関する規則」、「研究データの保存期間等に関する細則」を制定し、科研費等採択者を対象とした説明会において、紙媒体で配布するとともに、ホームページで公開している。（資料8-21、22）

#### ・コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施

コンプライアンス教育及び研究倫理教育については、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（資料8-23）に基づく管理体制の整備策として、「研究活動における不正行為への対応等に関する規則」を制定した。同規則に基づく競争的資金の管理体制として「最高管理責任者」、「統括管理責任者」、「コンプライアンス教育責任者」と「研究倫理教育責任者」を設置している。（資料8-24）

なお、コンプライアンス推進責任者に「倫理審査委員会委員長」を、研究倫理教育責任者に「研究科委員会運営委員長」を任命し、それぞれ専門的知識を持った教員を配置している。

コンプライアンス教育については、科研費等採択者を対象とした交付内定者説明会において、本学における科研費執行要領等を説明し、その中で不正使用等の防止について説明している。また、2017年度の採択者については、文部科学省から提供されているコンプラ

イアンス教育コンテンツも活用し、同教育を充実させたことにより、参加者から回収した理解度アンケートでは全体の97%が「よく理解できた。」または「理解できた。」の結果を得ている。(資料8-25)

また、2016年度の研究倫理教育として、北海道大学臨床・疫学倫理審査委員長を務めている八若保孝教授を講師として招へいし、「研究不正を防止するための研究倫理意識の向上」と題して、大学教員、医員、大学院生等を対象としたFDを9月に実施し、大学教員104名、大学院生9名、その他研究に携わる教職員36名の計146名が受講した。なお、このFDを受講できなかった研究者については、日本学術振興会が運営するeラーニングシステム「eL CoRE」の修了を義務付けて、研究者全員が研究倫理教育を受講する体制を整備している。また、このeラーニングシステムを大学院生の研究倫理教育として活用し、研究者としての初期教育を行った。(資料8-26)

#### ・研究倫理に関する学内審査機関の整備

研究倫理に関する学内審査機関の整備については、本学で実施される研究及び本学の教員が主体的に関わる他大学・他研究機関との共同の臨床研究や動物実験を安全にかつ効果的に実施するために、文部科学省や厚生労働省、学術団体の各種法令、指針や勧告に準拠して学内規程・規則・細則を整備し、各種委員会を設置している。基礎研究の領域においては、遺伝子組換え生物の使用について「遺伝子組換え生物使用の安全確保に関する規則」、「遺伝子組換え生物等の使用に関する管理規則」、「遺伝子組換え生物等の使用細則」を制定している。また、病原微生物などの研究に関しては「研究用微生物等安全規則」がある。(資料8-27)。

動物実験に関しては「動物実験規則」、「動物実験委員会規則」を制定し、さらにアニマルセンターでは「アニマルセンター規程」、「アニマルセンター使用心得」に基づいて動物実験を行っている(資料8-28)。

臨床研究の領域においては、治療的研究以外の臨床的研究を対象とする「倫理審査委員会規則」があり、専門審査機関設置のために「ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理審査専門委員会細則」を制定している(資料8-29)。治療的研究については医科歯科総合病院に「治験実施規則」並びに「治験実施施行細則」を制定している(資料8-30)。

既述の学内規程、規則に準拠して、該当する委員会が設置され、委員会は研究計画申請時等、必要に応じて適切に活動している。

基礎研究の領域で行われる遺伝子組換え生物を使った実験を管理するため、学内に「遺伝子組換え生物安全委員会」を置き、申請ごとに実験計画の審査を行うとともに、遺伝子組換え生物を取り扱う実験室及び生物の管理、実験の遂行の安全面の監督等も行っている。さらに新たに遺伝子組換え生物研究をはじめめる研究者及び5年ごとの更新者に対して、年1～2回、講習会を開催している。

病原微生物に関しては「バイオセーフティー委員会」が、動物実験に関しては「動物実験委員会」が、案件が生じるごとに審査を行っている。

臨床研究の領域で、治験については「治験審査委員会」で審査し、治験以外の臨床研究及び集団を対象とする疫学研究については、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に基づき「倫理審査委員会」で申請ごとに審査が行われる。

ヒトゲノム・遺伝子解析研究は倫理審査委員会の下部委員会であり、学外有識者も構成員となっている「ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理審査専門委員会」において、案件が生じるとともに審査が行われ、認められた研究だけが実施される。遺伝性疾患を対象にする際には遺伝カウンセリングが必要な場合もあり、九州大学病院臨床遺伝医療部の協力を得ることとしている。

また、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」は平成 29 年 2 月 28 日に一部改正されたが、すでに審査承認されている研究課題において、修正等が必要となる課題に関して、新指針に適合させる対応を行った。

**点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

- ・適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価
- ・点検・評価結果に基づく改善・向上

自己点検・評価委員会では、法令に基づき作成する「事業計画」や「事業報告書」等の根拠資料に基づき、大学基準協会の評価基準に準拠し「現状と課題」を 2 年ごとに作成するとともに、同冊子で示された課題等がどのように改善されたかを同冊子が作成された翌年に「改善報告書」としてまとめ、自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムを確立している（資料 8-31、32）。

## 【点検・評価】

### ① 長所・特色

・「第二次中期構想」で学生支援に関する目標として「学生のニーズに応える就学支援システムや主体的学習支援体制の整備・充実を図る」を掲げ、私立大学等教育研究活性化設備整備費補助金の助成を受け、「新たな人間関係と学びの在り方を支援する空間の創造」として学生ホールに小グループ学習等に対応できる環境を整備した。

「歯学から口腔医学へ」の理念の下に、口腔医学教育を推進している。なかでも診療参加型臨床実習の充実を力を入れており、毎年、計画的に施設・設備の整備を行っている。

・研究面においては、戦略的研究基盤形成支援事業に採択された 3 つの研究センター（先端科学・老化制御・再生医学）を学園内の共同利用研究拠点として位置づけ、各研究センターは、施設・設備の整備が図られてきた。再生医学研究センターが、2015 年 9 月に本館 8 階から 6 階に移設されたことにより、各研究センターが本館 6 階に集約され、より利便性の高い研究拠点となっている。

また、口腔医学を基盤とする研究レベルの向上を図るとともに、全学的独自色を打ち出す研究事業を通じて先進的学術成果を社会に発信している。研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組みについては、「福岡歯科大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針」を定め、関連規則として「競争的資金の取扱いに関する規則」「研究活動における不正行為への対応等に関する規則」を制定し、科研費等採択者に説明会を実施し

ホームページで公開している。

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器に関しては、文科省の ICT 活用推進事業で各フロアスイッチ及び FireWall を更新し、支線部も含めた GigabitEthernet の学内 LAN サービスを開始した。

- ・情報倫理の確立に関する取り組みとしては、新入生オリエンテーション時に SNS 等取扱いに関する注意事項を学生部次長より説明している。教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組みとしては、2014 年度から教職員を対象とした安全・安心な情報環境を維持するためのセキュリティ講習を実施し、2016 年度は新規採用者には採用時の初級受講を徹底し、2015 年度初級受講者については中級の受講を徹底した。

- ・情報図書館では、図書管理の電子化の一環として、未整備図書台帳（1971 年度～1985 年度）の目録データ（手書）約 94,000 タイトルを電子化するため、委託業者に入力を委託し、2016 年 3 月末に入力と点検を終え、データの整備を行なった。また、蔵書情報の点検整備のため、これまで実施されていなかった学園の全所蔵図書の点検整備を 2015 年度から 2017 年度にかけて実施している。

- ・施設・設備面では、施設棟・本館 1 階学生ロッカー室等の屋上防水の劣化が激しいため 2017 年度に改修する予定である。また、アニマルセンターの給排水管の改修についても 2017 年度に改修する予定である。

## ② 問題点

- ・経年劣化に伴うアニマルセンターの給排水管の改修・体育館等の外壁補修等が必要である。また、病院建替えに伴う、インフラ調査（土壌汚染調査等）およびキャンパス内の建物配置にかかる検討を実施している。

## ③ 全体のまとめ

- ・学校法人で定めた「第三次中期構想」の基本構想である「医療人を志向する意欲ある学生を受け入れるとともに、主体的学習の支援体制や修学環境の整備・充実を図る。」「口腔医学を基盤とする研究レベルの向上を図るとともに、全学的独自色を打ち出す研究事業を通じて先進的学術成果を社会に発信する。」に対応できるソフト・ハード面の整備に取り組んでいる。特に、戦略的研究基盤形成支援事業に採択された 3 つの研究センター（先端科学・老化制御・再生医学）を学園内の共同利用研究拠点として位置づけ、各研究センターは、施設・設備の整備が鋭意図られてきた。また、科研費を含めた外部資金の獲得に努めている。情報図書館では、これまで実施されていなかった学園の全所蔵図書の点検整備を 2015 年度から 2017 年度にかけて実施することとした。学園の全所蔵図書（約 157,000 冊・2016 年度末）の点検整備を完了する予定としている。

- ・研究倫理に関しても、北海道大学において臨床・疫学倫理審査委員長を務めている八若保孝教授を講師として招へいし、「研究不正を防止するための研究倫理意識の向上」と題して、大学教員、医員、大学院生等を対象とした FD を 9 月に実施した。

- ・設備面においては、今後さらに、既存校舎および教育研究・医療設備等の改修・更新を進める。福岡歯科大学医科歯科総合病院の建替え等、既存施設の老朽化や新たな施設需要に対応するため、財政状況に応じた実効性のある施設マネジメント（施設整備や維持管理、既存施設の有効活用、省エネルギー対策、財源確保等）により、計画的・重点的な整備を



推進する。学生・教職員および地域住民の安全に配慮し、自然災害等に対応できる安全安心なキャンパス環境を維持していく。

### 【根拠資料】

- 資料 8-1 福岡学園第二次中期構想
- 資料 8-2 福岡学園第三次中期構想（既出 1-3）
- 資料 8-3 キャンパス配置図
- 資料 8-4 フロアスイッチ及び Firewall 配置概略図
- 資料 8-5 アクセスポイント配置概略図
- 資料 8-6 ネットワーク型セキュリティ対策機導入
- 資料 8-7 「福岡学園施設管理規程」、「福岡学園体育施設管理運営規則」、「福岡学園固定資産及び物品管理規程」、「福岡歯科大学情報図書館規程」
- 資料 8-8 病院建替えスケジュール
- 資料 8-9 「福岡学園衛生委員会規則」、「福岡学園環境保全管理委員会規則」、「福岡学園エネルギー管理委員会規則」
- 資料 8-10 防火訓練報告書
- 資料 8-11 「福岡学園情報セキュリティーポリシー」
- 資料 8-12 情報セキュリティ講習(初級)案内
- 資料 8-13 情報セキュリティ講習(中級)案内
- 資料 8-14 図書、資料の所蔵数及び受入状況
- 資料 8-15 2017 年外国雑誌オンラインジャーナルリスト
- 資料 8-16 専任教員の研究費(2016 年度)
- 資料 8-17 公募要領説明会報告書
- 資料 8-18 「福岡歯科大学科研費獲得支援プロジェクトチーム設置要綱」（既出 6-14）
- 資料 8-19 平成 29 年度科学研究費助成事業 業交付内定状況
- 資料 8-20 研究助成金等一覧
- 資料 8-21 「福岡歯科大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針」、「福岡歯科大学競争的資金の取扱いに関する規則」、「福岡歯科大学研究活動における不正行為への対応等に関する規則」
- 資料 8-22 交付内定者説明会実施報告書
- 資料 8-23 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」
- 資料 8-24 競争的資金にかかる責任体系図
- 資料 8-25 交付内定者説明会実施報告書、理解度アンケート集計結果
- 資料 8-26 研究倫理教育 FD 実施報告書、eLCoRE ホームページ
- 資料 8-27 「福岡歯科大学・福岡看護大学・福岡医療短期大学 遺伝子組換え生物使用の安全確保に関する規則」、「福岡歯科大学・福岡看護大学・福岡医療短期大学 遺伝子組換え生物等の使用に関する管理規則」、「福岡歯科大学・福

岡看護大学・福岡医療短期大学 遺伝子組換え生物等の使用細則、研究用微生物等安全管理規則、バイオセーフティー委員会規則」

資料 8-28 「福岡歯科大学・福岡看護大学・福岡医療短期大学動物実験規則」、「福岡歯科大学・福岡看護大学・福岡医療短期大学動物実験委員会規則」、「福岡歯科大学アニマルセンター規程」、

資料 8-29 「福岡歯科大学・福岡看護大学・福岡医療短期大学 倫理審査委員会規則」、  
[福岡歯科大学・福岡看護大学・福岡医療短期大学 ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理審査専門委員会細則]

資料 8-30 「福岡歯科大学医科歯科総合病院 治験実施規則」、「福岡歯科大学医科歯科総合病院 治験実施施行細則」

資料 8-31 福岡歯科大学の現状と課題’ 14 (既出 2-2)

資料 8-32 福岡歯科大学の現状と課題’ 15 改善報告書 (既出 2-3)

## 9. 社会連携・社会貢献

### 【現状説明】

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

#### ・大学の理念・目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の明示

学則第1条（建学の精神）には、「社会福祉に貢献すると共に歯科医学の進展に寄与すること」を使命とすることが謳われている（資料9-1）。この理念を踏まえ、口腔歯学部並びに歯学研究科の教育方針（資料9-2）には、より具体的に「医療・福祉に対する奉仕の精神を身に付けた人材を育成（口腔歯学部：カリキュラムポリシー教育内容 1）」「国内外での研究成果の公表や研究研修を通じて、地域社会および国際社会に貢献する能力を育成（歯学研究科：カリキュラムポリシー教育内容 4）」する方針が明示されている。

さらに、「第三次中期構想」（資料9-3）では、大学が有する人的・知的・物的資源を最大限に活用して、社会の要請に的確に対応し、保健・医療・福祉の発展に貢献するために、社会との連携・貢献に関する目標を、①医科歯科総合病院、②口腔医療センター、③介護老人保健施設、④新病院の開設、⑤社会連携、⑥国際連携の項目に分けて明示している。

また、社会連携等の中核組織である福岡歯科大学・福岡看護大学・福岡医療短期大学地域連携センターは、「学校法人福岡学園が有する人的・物的・知的資源を活用するとともに、地域や行政および医療・保健・福祉関係機関等との連携関係を構築し、健康長寿社会の形成および地域社会の活性化に資する」ことを目的に2014年度に設置された。当該地域連携センター設置要綱（資料9-4）には、地域連携活動についての方針として、センター長である学長のリーダーシップのもと、専任教授が①地域連携推進戦略の策定および地域連携の在り方の体系的整理、②地域や県・市の自治体および医師会・歯科医師会等の公共団体との連絡調整、③公開講座、出前講座、講演会等による教育研究成果等の還元、④歯科医師卒後臨床研修等の生涯研修の実施企画などを主な活動とすることが規定されている。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

#### ・学外組織との適切な連携体制の構築にもとづいた社会連携・社会貢献活動による教育研究活動の推進等

1) 厚生労働省、九州地区連合歯科医師会、福岡県歯科医師会との連携に基づく社会貢献活動・教育研究活動

①平成28年熊本地震被災地への歯科医療支援チーム派遣（平成28年4月24日～5月1日、5月15日～22日）

・厚生労働省からの九州地区連合歯科医師会・福岡県歯科医師会への災害派遣要請に基づき、発災後10日後から支援チーム派遣を行い、あわせて災害歯科医療支援に関する調査研究を行った（資料9-5）。

2) 地方自治体（福岡市、早良区）との連携にもとづく社会貢献活動・教育研究活動

- ①福岡市早良区中山間高齢化地区住民健康調査（8月18日）福岡市早良区保健福祉センター、曲淵校区自治会と協議し、中山間高齢化過疎地域住民の健康調査と見守りを6年間継続して実施している（資料9-6）。
- ②福岡市介護予防教室事業受託実施（3クール総計15回）福岡市から受託した地域住民対象の介護予防教室を、福岡市早良区地域保健福祉課と協議調整して実施し、口腔機能改善の効果について研究を行った（資料9-7）。
- 3) 大学連携体制による社会貢献活動・教育研究活動
- ア. 地下鉄七隈線沿線三大学連絡協議会での社会貢献活動・教育研究活動
- ①地下鉄七隈線沿線三大学ウォーキングイベント（4月24日）
- ・参加者の生涯教育として教育研究成果の還元を実施した（資料9-8）。
- ②中村学園大学栄養クリニック健康フェスタ 講師派遣・ブース出展（6月11日）
- ・参加者の生涯教育として教育研究成果の還元を実施した（資料9-9）。
- ③地下鉄七隈線沿線三大学連携講義「食と栄養と健康」（8月25日、26日）
- ・中村学園大学、福岡大学、本学学生を対象に三大学の講師が講義を行ない、教育研究成果の還元を実施した（資料9-10）。
- ④七隈祭&地域ハロウィーンパレード2016（10月30日）
- ・地下鉄七隈線沿線三大学連絡協議会の事業として、福岡大学七隈祭実行委員会主催のパレードに、本学学生教職員が中村学園大学学生とともに参加し、地域住民並びに三大学学生間の交流を行った（資料9-11）。
- ⑤第12回地下鉄七隈線沿線三大学合同シンポジウム「食とスマイルと感動で元気になる」開催（11月5日）
- ・三大学が連携のうえ各大学の特色を活かしたシンポジウムを開催し教育研究成果の還元を実施した（資料9-12）。
- イ. 福岡市西部地区五大学連携懇話会の連携にもとづく社会貢献活動・教育研究活動
- ①地域志向科目「博多学」現地見学授業および集中講義実施（4月23日～5月21日、8月22日～24日）
- ・西部地区五大学連携懇話会での協議にもとづき教育研究成果の還元を実施するとともに、履修生の地域志向性の獲得を促している（資料9-13）。
- ②西部地区五大学職員研修の相互開放（5月19日～1月18日の間の9回）
- ・西部地区五大学連携懇話会での協議にもとづき教育研究成果の還元を実施した（資料9-14）。
- ウ. 福岡市「大学ネットワークふくおか」（福岡都市圏18大学）の連携にもとづく社会貢献活動・教育研究活動
- ①共通WEBサイトでの広報について「大学ネットワークふくおか」（本学を含む福岡都市圏18大学、福岡市と福岡商工会議所）で協議した（資料8-15）。
- エ. 九州地域大学教育改善FD・SDネットワーク（Q-Links）の連携にもとづく社会貢献活動・教育研究活動
- ①九州地域大学教育改善FD・SDネットワーク（Q-Links）の活動は、教育活動の発展と推進に寄与することを目的に2016年度も活動を継続し、本校はその幹事校として中心的

な役割を務めた（資料9-16）。

オ. 文部科学省助成事業「口腔医学の学問体系の確立」参加大学の連携にもとづく社会貢献活動・教育研究活動

① 文部科学省が助成した平成20年度戦略的大学連携支援事業「口腔医学の学問体系の確立」を補助金期間が終了した後も継続し、本学を代表校とする全国8つの公私立大学・歯学部、医学部が連携し、TV配信授業、モデルシラバスや共通教材の作成、シンポジウムの開催、FD・SDおよび教職員短期研修派遣を実施している。2016年度は市民向けシンポジウムとして盛岡市において「口腔と精神医学」をテーマに公開シンポジウムを実施し、103名の参加があった（資料9-17）。

カ. 海外の大学との姉妹校協定・国際交流協定にもとづく連携社会貢献活動・教育研究活動

① ヨーロッパ、北米およびアジアの姉妹校大学へ、本学学生・教職員を派遣し、国際交流を行った。具体的には、中国は2大学、韓国は1大学、カナダは1大学と姉妹校協定を締結しており、毎年、学生や研究者等を相互に派遣して、文化・教育・学術・研究の国際的・学際的交流を図っている。また、2016年度にイギリスのリバプール大学歯学部と学術交流を開始した（資料9-18）。

4) 学校教育機関との連携にもとづく社会貢献活動・教育研究活動

① 近隣中学校の職場体験生徒受け入れとして、本学医科歯科総合病院では、歯科医師、歯科衛生士あるいは看護師志望生徒の職場体験を積極的に受け入れている。2016年度は、福岡雙葉中学校、福岡女学院中学校、福岡市立次郎丸中学校・内浜中学校から合計39名の生徒が本学および医科歯科総合病院を見学した（資料9-19）。

② 併設の介護老人保健施設サンシャインシティでは、介護や口腔ケアを実践する実習の場として本学および併設校の福岡医療短期大学の学生はもとより、近隣の大学の医学部および看護学科の学生等を受け入れているほか、職場体験として中学生・高校生を受け入れている（資料9-20）。

5) 職能団体との連携による社会貢献活動・教育研究活動

① 第41回福岡市民の健康を歯と口から守る集い ブース出展（6月5日）

・福岡市歯科医師会等が主催する口腔保健の普及啓発活動に共催として参加し、教育研究成果の還元を実施した（資料9-21）。

6) 近隣地域自治協議会・社会福祉協議会等との連携による社会貢献活動・教育研究活動

① 金山カフェ 無料歯科相談（2月24日）

・金山校区自治協議会・同社会福祉協議会・福岡市城南区金山公民館と協議して実施し教育研究成果の還元を実施した（資料9-22）。

② コミュニティカフェ「かふえもりのいえ」共催（毎月一回）

・別法人の介護老人福祉施設、田村校区自治協議会・田村校区社会福祉協議会・田村公民館と共同運営について協議し、教育研究成果の還元を実施するとともに、参加ボランティア学生の地域志向性の獲得を促している（資料9-23）。

③ 田村校区夏祭りや運動会へのボランティア学生参加勧奨（8月6日、10月2日、計22名）

・田村校区自治協議会・田村校区社会福祉協議会・田村公民館との協議にもとづいて

参加を奨め、参加学生の地域志向性の獲得を促している（資料9-24）。

④地域住民等に体育施設（グラウンド）を教育や学生の課外活動に支障をきたさない範囲でほぼ毎週開放している。

⑤介護老人保健施設職員による月1回の公園清掃への参加と参加者への体操指導を行っており、学生についても課外ボランティア活動の一環として福岡市交通局が実施する乗車マナー向上キャンペーンへの参加など地域社会との良好な関係を築いている。

**点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

**・社会連携・社会貢献の適切性についての点検・評価**

自己点検・評価委員会では、法令に基づき作成する「事業計画」や「事業報告書」等の根拠資料に基づき、大学基準協会の評価基準に準拠し「現状と課題」を2年ごとに作成するとともに、同冊子で示された課題等がどのように改善されたかを同冊子が作成された翌年に「改善報告書」としてまとめ、自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムを確立している（資料9-25、26）。

その他、社会連携・社会貢献活動については、「地域連携推進協議会」において、地域（早良区田村地区）、自治体（福岡県、福岡市）、医療・保健・福祉関係団体（福岡県医師会、福岡県歯科医師会、福岡市医師会、福岡市歯科医師会）および同窓会代表者が一同に会し、改善に向けた取り組みについて協議している（資料9-4）。

**・点検・評価結果に基づく改善・向上への取り組み**

- ①平成28年熊本地震被災地への歯科医療支援チーム派遣  
・災害歯科医療支援に関する調査研究結果に基づき、2017年北部九州豪雨被災地への医療支援チームの編成と派遣形態を最適化した。
- ②福岡市早良区中山間高齢化地区住民健康調査  
・地域住民数の減少の要因について、口腔医学の観点から分析し、その結果を行政に対する提言としてまとめる準備を行っている。
- ③福岡市介護予防教室事業受託実施  
・介護予防教室修了者に対するフォローアップの必要性について福岡市早良区地域保健福祉課と協議し、修了者グループに対する理学療法士の派遣を行っている。
- ④地下鉄七隈線沿線三大学ウォーキングイベント  
・健康に関する意識の高い地域住民に向けたイベントの告知を行った。
- ⑤中村学園大学栄養クリニック健康フェスタ 講師派遣・ブース出展  
・歯周病検査を行うブースを出展し、参加者の口腔の健康意識の向上を図った。
- ⑥地下鉄七隈線沿線三大学連携講義「食と栄養と健康」  
・担当講師、講義内容を見直して実施した。
- ⑦七隈祭&地域ハロウィンパレード  
・多職種連携につながる交流の機会を増やすべく、三大学学生交流会において、三大学で関わりのある地域カフェ・子ども食堂などで連携活動を行うように検討中である。

- ⑧地域志向科目「博多学」現地見学授業および集中講義実施
  - ・開講時期について協議検討を行っている。
- ⑨文部科学省助成事業「口腔医学の学問体系の確立」参加大学の連携にもとづく社会貢献活動・教育研究活動
  - ・平成20年度戦略的大学連携支援事業「口腔医学の学問体系の確立」でTV配信授業、モデルシラバス新規作成や共通教材の見直し、シンポジウムのテーマ見直し、FD・SDおよび教職員短期研修派遣の改善を実施した。
- ⑩海外の大学との国際交流協定
  - ・2016年にリバプール大学歯学部との学術交流協定を締結した。
- ⑪近隣中学校の職場体験生徒受け入れ
  - ・受け入れ元の中学校数が増加した。
- ⑫第41回福岡市民の健康を歯と口から守る集い
  - ・ブース出展の内容を検討し、改良を加えた。
- ⑬金山カフェ 無料歯科相談
  - ・地域包括支援センターの担当保健師と連携して健康相談を行った。
- ⑭コミュニティカフェ「かふえもりのいえ」共催（毎月1回）
  - ・地域集会所を開催会場とし、新たな参加者を取り込んだ。
- ⑮田村校区夏祭りや運動会へのボランティア学生参加勧奨
- ⑯地域住民等に体育施設（グラウンド）を教育や学生の課外活動に支障をきたさない範囲でほぼ毎週開放している。

## 【点検・評価】

### ① 長所・特色

福岡歯科大学の社会貢献活動の長所は、近隣大学、行政、自治体や職域団体との緊密な連携に基づいた活動を展開していることである。

また、地域住民をはじめとして「口の健康を通して全身の健康を守る」口腔医学のブランドイメージを定着させたことは大きな特色で、公開講座等の教育研究成果還元イベントに必ず参加されり健康意識の高い住民に対し、地域の健康づくりをめざして協働する場としてカフェ活動が用意されている。

### ② 問題点

社会貢献活動に参加する学生・教職員の数が少ないことである。その背景には学内への情報提供が少なく、動機づけが適切に行われていないことなどの要因が予想される。これらを整備していくことが課題である。

### ③ 全体のまとめ

社会貢献の質と量をさらに改善・向上するため、地域連携センターを中心に構築された連携ネットワークを拡大するとともに、健康をキーワードにした教育研究を通して、地域志向の歯科医師の育成を図りたい。

## 【根拠資料】

- 資料 9-1 ホームページ（建学の精神）
- 資料 9-2 ホームページ（福岡歯科大学三ポリシー）（既出 1-5）
- 資料 9-3 福岡学園第三次中期構想（既出 1-3）
- 資料 9-4 「福岡歯科大学・福岡看護大学・福岡医療短期大学地域連携センター設置要綱」
- 資料 9-5 平成 28 年熊本地震被災地への歯科医療支援チーム派遣（福岡歯科大学雑誌発表論文）
- 資料 9-6 福岡市早良区中山間高齢化地区住民健康調査（新聞記事）
- 資料 9-7 福岡市介護予防教室事業受託実施（福岡市広報）
- 資料 9-8 地下鉄七隈線三大学ウォーキングイベント（チラシ）
- 資料 9-9 中村学園大学栄養クリニック健康フェスタ（チラシ）
- 資料 9-10 地下鉄七隈線沿線三大学連携講義「食と栄養と健康」（シラバス）
- 資料 9-11 七隈祭&地域ハロウィーンパレード 2016（地下鉄七隈線沿線三大学地域連携 WG 設置委員会会議資料）
- 資料 9-12 第 12 回地下鉄七隈線沿線三大学合同シンポジウム「食とスマイルと感動で元気になる」
- 資料 9-13 西部地区五大学連携共同開講科目「博多学」（シラバス）
- 資料 9-14 西部地区五大学職員研修の相互開放
- 資料 9-15 「大学ネットワークふくおか」WEB サイト
- 資料 9-16 九州地域大学教育改善 FD・SD ネットワーク（Q-Links）
- 資料 9-17 戦略的大学連携支援事業「口腔医学の学問体系の確立」
- 資料 9-18 リバプール大学との国際交流協定書
- 資料 9-19 中学校職場体験生徒受入れ
- 資料 9-20 介護老人保健施設サンシャインシティ医学部および看護学科の学生等の受入れ（中村学園大学 HP）
- 資料 9-21 第 41 回福岡市民の健康を歯と口から守る集い（チラシ）
- 資料 9-22 金山カフェ（金山公民館だより）
- 資料 9-23 コミュニティカフェ「かふえもりのいえ」（社協のカフェ紹介誌）
- 資料 9-24 田村校区夏祭りへのボランティア学生参加
- 資料 9-25 福岡歯科大学の現状と課題' 14（既出 2-2）
- 資料 9-26 福岡歯科大学の現状と課題' 15 改善報告書（既出 2-3）



## 10. 大学運営・財務

### 10- (1) 大学運営

#### 【現状説明】

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

#### ・大学の理念・目的を見据えた大学運営に関する方針の明示、周知

中・長期的な本学園の運営方針として2017年3月に「第三次中期構想」（資料10(1)-1）を策定した。同構想の中で大学運営に関する目標として、「組織運営に関する目標」と「財務・施設に関する目標」に分け、「組織運営に関する目標」の項目として「教育・研究組織の活性化」、「人事制度の充実と人材確保」、「評価システムの導入」、「情報公開の充実」、「危機管理体制の強化」を挙げている。「財務・施設に関する目標」の項目としては「財政基盤の強化」、「キャンパス整備計画の策定」を挙げている。中期構想は策定段階から教職員の意見を聴取し、決定後はホームページや学園広報誌（New Sophia）、教授会等を通じて、教職員に周知している。さらに、教職員の採用時、教員の再任時の辞令交付後、全員に、学長等が中期構想、口腔医学等に関する講話を行い、学園目標の教職員への浸透の徹底を図っている。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

#### ・学長の選任方法と権限の明示

学長の選考は「学長選考規程」に基づき、学長候補者選考委員会（委員長は理事長、委員には常務理事のほか、学外理事、学長の推薦する教授）を設置し選考している（資料10(1)-2）。

選考は、理事、教授、准教授、常勤講師、事務局長、次長、課長が投票によって学長候補者を推薦する。推薦された候補者は、所信表明書（将来構想、口腔医学の推進等）等を選考委員会に提出し、選考委員会は候補者に対して適宜、ヒアリング等により選考を行い、最終学長候補者を決め、理事会に推薦、理事会が決定する。学長の職務については、「学則」第43条の2で「理事長の命を受け、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。」と明示している（資料10(1)-3）。

学長の選考は既述のとおり学園と教学が一体となって選考を行うことから、学長は学園と教学の総意に基づいた選考となり、教学運営にリーダーシップを発揮しやすいシステムとなっている。

#### ・役職者の選任方法と権限の明示

学長を補佐する役職教職員として「学則」第43条に基づき、医科歯科総合病院長、情報図書館長、学生部長等を置いている。これら役職教員の選考は「役職教員選考規程」に基づき、学長が教授のうちから選考し、理事長に推薦、常任役員会等の審議を経て理事会で決定することとしている（資料10(1)-4）。このように学長がリーダーシップを発揮しやすい選考システムとなっている。役職教職員の職務については、「学則」第43条の2で各々

明示している。

#### ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備

学長の権限は既述のとおりであるが、具体的には「教員選考規程」で、教員人事の核となる教員選考委員会は学長が中心的役割を担い、理事長と事前協議している（資料10(1)-5）。財務面でも、学長のリーダーシップを資金面で担保し、教育研究の活性化を図るため、学長重点配分経費を設け、教育改革にかかる経費等に重点的に支出している。2017年度の予算額は10,000千円である。

その他、学長の意思決定を補佐するため、医科歯科総合病院長、情報図書館長等の役職教職員で構成する部長会を置き（資料10(1)-6）、同会では教育の改善・改革に関することや教員組織改革に関すること等の教学マネジメントに関する諸事項について提言を行っている。

#### ・教授会の役割の明確化、学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化

「学則」第44条で教授会の役割を規定している。その内容は、

教授会は、大学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして大学長が定めるもの

3 教授会は、前項に規定するもののほか、大学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び大学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

と規定し、第3号に関しては大学長裁定により次のとおり定めている（資料10(1)-7）。

1 教育課程の編成に関する事項

2 教員の教育研究業績の審査等に関する事項

3 キャンパスの移転に関する事項で大学長が必要と認めたもの

4 組織再編等に関する事項で大学長が必要と認めたもの

と規定し、教授会の役割を明確にしている。

#### ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化

教学組織と法人組織の権限と責任の明確化に関しては、「福岡学園寄附行為」（以下、「寄附行為」という）第16条で「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と規定し（資料10(1)-8）、理事長の任務については、同第11条で「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する」と規定している。他方、「学則」第44条で「教授会は、学長が学生の入学、卒業および課程の修了、学位の授与等について決定を行うに当たり意見を述べるものとする」と規定し、教学の責任者である学長については、「学則」第43条の2で「学長は、理事長の命を受け、校務をつかさどり、所属教職員を統督する」と規定している。

つまり、法人の最終意思決定機関は理事会であり、法人の代表者である理事長は、法人全体の統括者として教学組織を含む学内諸機関の健全運営を基本的な役割としている。一方、教学の代表者である学長は理事として法人の役割を分担し、所属職員を統督、教

育研究の充実・向上を図ることを基本的な役割としている。

なお、教学組織と法人組織の意思疎通、意思統一を強化するため、理事会、評議員会に提案・報告する全ての事項は、常任役員会(月2回開催)、学園連絡協議会(月1回開催)で審議している(資料10(1)-9、10)。また、理事12人のうち9人が教育関係者であり、教育に対する理事会の造詣は深い。

#### ・学生、教職員からの意見への対応

学生の意見・要望は、学生自治組織である「学友会」内にある総務委員会、体育部会及び学術文化部会で協議された後、顧問(教員)、学生部長及び学長に随時意見・要望を上げている。その他、学生部長、学生部次長らと学生代表による学生懇話会を定期的に開催し、学生意見箱に寄せられた要望などに対して、学習環境等の改善等の検討を行い、要望に対する回答を掲示により周知している。

2017年3月に策定した「第三次中期構想」は策定段階から教職員の意見を聴取し、まとめたものである。また、事務職員の行動指針や求める職員像等は、事務職員が自主的に策定したものである。

#### ・適切な危機管理対策の実施

地震等の自然災害や火災は「防火・防災管理規程」に基づき、防災等の訓練を実施している(資料10(1)-11)。情報セキュリティの基本方針等を「情報セキュリティポリシー」として定め(資料10(1)-12)、学生成績、診療情報等の重要情報が万一漏洩した場合に備え「重要情報漏洩等対応マニュアル」等を定めている(資料10(1)-13)。その他、危機管理対応として「公益通報に関する規程」(資料10(1)-14)、「個人情報保護規程」(資料10(1)-15)、「倫理審査委員会規則」(資料10(1)-16)等を制定している。

### 点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

#### ・内部統制等

2016年度までの第二次中期構想を検証し、2017年3月に制定された第三次中期構想においては、6年間の構想期間(2017~2022年度)の財務計画を明示しており、予算編成に際しては、財務計画を含めた中期構想を基に、事業計画および予算基本方針を策定している。(資料10(1)-17、18)。これらに沿って各部署の予算作成責任者等(各事務課長等)から、「予算規則」に基づき作成された予算要求書が提出され、財務課で精査した後、常任役員会メンバーで構成される予算会議において、予算作成責任者等に直接のヒアリング(予算査定)が行われる(資料10(1)-19)。予算査定において、事業計画との整合性および重要性を勘案のうえ要求額を調整し、真に必要な額を予算化する。このほか、大学講座等の教育研究経費予算は、財務課で教員数等を基準として予算配分原案を作成し、常任役員会等で協議のうえ予算化する(資料10(1)-20)。これらを基に学園全体の予算原案を財務課が作成し、常任役員会での審議を経て最終的な予算案となる。理事長は予算案について、学外理事を加えた財務委員会で意見を聞くほか、あらかじめ評議員会の意見聞いた後、理事会に付議し、年度予算が決定する。このように学園の中期構想を基本として、事業計画に対応し、明確なルールに基づいて予算編成が行われている(資料10(1)-21)。また、予

算決定後、事業計画とともに学園ホームページにおいて公表し、予算編成の透明性を高めている。

予算執行は、各予算執行責任者の管理の下、「経理規程」、「経理規程施行規則」及び「学校法人会計基準」に則り、適正かつ効率的に執行することとしている。配分された予算の執行に当たっては、各責任者から回付された支払要求書、証憑書類及び会計伝票を、財務課において精査のうえ支出している（資料 10(1)-22）。

監査については、「私立学校振興助成法」第 14 条第 3 項に基づく公認会計士による監査と「私立学校法」第 37 条第 3 項及び「寄附行為」第 15 条に基づく監事による監査及び「内部監査規則」に基づく内部監査を行っている（資料 10(1)-23）。

① 公認会計士による監査は、10 月から 5 月の間に、期中監査・決算監査が行われ、2016 年度は延べ 52 名によって実施された（資料 10(1)-24）。

② 監事による監査は 2 名の監事により行われる。監事のうち 1 名は毎週 1～2 日間出勤し、業務監査及び会計監査について学園全般にわたって「監事監査規則」に基づき監査を行っている（資料 10(1)-25）。また、監事は理事会及び常任役員会に毎回出席して学園の運営全般に関する状況把握に努めており、10 月と 5 月の年 2 回監事会を開催し、監査結果を理事長以下常勤役員に報告し、意見を述べる。

③ 内部監査は業務全般を公正かつ客観的に調査し、その結果に基づき助言・提言を行い本学の健全な運営に資することを目的としている。理事長の下に設置された監査室において、監査計画書に基づき業務監査及び財務監査を実施している。監査結果は、理事長に報告され、改善事項の指摘があった場合は、被監査部署の長は、改善措置を講じ、その結果を改善報告書により理事長に報告することとなっている。

以上、公認会計士、監事、内部監査室により独立した監査が実施されるが、監事は公認会計士と定期的に監査内容についての意見交換を行うほか、内部監査室との情報及び意見交換を行うなど、三者が連携し内部統制の強化が図られている。

#### ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

予算執行状況については、財務課で月次試算表を作成して分析を行い、毎月理事長に報告している。各部署においては会計システムにより随時、予算執行状況が把握できる仕組みとなっている。各部署は、次年度の予算要求書を作成する際に予算執行状況により分析・検証を行い、それを基に要求額を決定する。各部署から提出された予算要求額は、財務課での精査および予算会議等で要求部署のヒアリングを行うなど費用対効果の検証を行い、必要とされる額を予算化している。

#### 点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

#### ・職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況

事務組織については「組織規程」（資料 10(1)-26）、事務分掌に関しては「事務分掌規程」（資料 10(1)-27）を定め、各部署が果たす役割を明確にしている。

職員等の採用は「就業規程」に基づき行っている。採用時期は、定年退職等の補充は 4

月、依願退職等で緊急に補充の必要がある場合はケースバイケースで対応している。採用に際しては、ホームページ、ハローワーク、新聞広告等で公募し、面接に重点を置いて選考している。

昇給、昇格は、「給与規程」に基づき人事考課結果等により適切に行っている（資料10(1)-28）。

・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備

業務内容の多様化、専門化に対応するため、有能な新卒者だけでなく、多様な経験、専門知識を持つ職員の採用し、多様化、専門化に対応する職員体制を整備している。

また、2012年度には管理職としての意識を高め、能力を最大限発揮させる等して、組織の活性化を図るため、管理職任期制を導入した他、2016年度には職員の資質向上を目的に業務上有用な資格等を取得した職員に対して支援を行う「資格取得支援規則」を制定し職員のスキルアップを推進している（資料10(1)-29）。

・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）

職員は「事務分掌規程」に基づき、各々の分掌事務に基づき教育研究等に関する支援を行っている。また、教職協働の一環として、ほぼ全ての委員会に事務職員を委員として参画させ、教職員が協働して学生の教育、厚生 補導等の支援に当たっている。

・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

人事考課に基づき、「中期構想」等をベースに各人が設定した1年間(1～12月)の目標の達成度を勘案したうえ、その者の「業績」「意欲・態度」「能力」を評価し、その結果を本人にフィードバックする等により、各人の有する能力を育成、活用し、学園の活性化を図るとともに、評価結果を年度末手当、昇給・昇格等の処遇に適正に反映させている（資料10(1)-30）。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

・大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

職員等の資質向上を目指し、学内では階層別研修、専門研修を実施するほか、学外の各種研修会への参加を促進している。また、戦略的大学連携支援事業として、連携大学間で職員の短期研修派遣を行い、神奈川歯科大学等と相互派遣を行っている。2017年度は、福岡西部地区5大学連携事業として中村学園大学に職員を3か月間派遣した。

2016年度には職員の資質向上を目的に業務上有用な資格等を取得した職員に対して支援を行う「資格取得支援規則」を制定した。

教員については、毎年、学生支援の充実に関するFD、教員の資質向上に関するFD、大学院及び研究の活性化に関するFD等を実施している。

なお、ハラスメントやクレーム対応等については、FD・SD共催として開催している。

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

・大学運営の適切性について定期的に点検・評価

自己点検・評価委員会では、法令に基づき作成する「事業計画」や「事業報告書」等の根拠資料に基づき、大学基準協会の評価基準に準拠し「現状と課題」を2年ごとに作成するとともに、同冊子で示された課題等がどのように改善されたかを度同冊子が作成された翌年に「改善報告書」としてまとめ、自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムを確立している。

#### ・監査プロセスの適切性

私立学校振興助成法に基づく独立監査人による監査の他、「寄附行為」、「監事監査規則」により監事は、法人の業務を監査および財産の状況を監査している。両者はそれぞれの業務を有効に行うため、定期的に協議の場を設け計画の摺合せ、情報交換を行っている。また、理事長のもとに内部監査室を置き、「内部監査規則」に基づき、適時・適切に業務監査および財務監査を行い、大学運営の適正化を推進している。

#### ・点検・評価結果に基づく改善・向上への取り組み

大学運営体制の強化に向け、2015年に学園の経営方針を企画立案し連絡調整することを目的とした「経営企画委員会」を設置した。また、内部監査室を設け監査体制の整備を行った。

### 【点検・評価】

#### ① 長所・特色

なし

#### ② 問題点

なし

#### ③ 全体のまとめ

中・長期的な本学園の運営方針として2017年3月に「第三次中期構想」を策定し、ホームページや学園広報誌（New Sophia）等で学内外に公表している。適切な大学運営のため教授会等の必要な組織を整備している。また、事務組織も大学等の運営等に適切に機能しており、大学基準に照らして良好な状態にあると思われる。

### 【根拠資料】

- 資料 10(1)-1 福岡学園第三次中期構想（既出 1-3）
- 資料 10(1)-2 「福岡歯科大学学長選考規程」
- 資料 10(1)-3 「福岡歯科大学学則」（既出 1-1）
- 資料 10(1)-4 「福岡歯科大学役職教員選考規程」
- 資料 10(1)-5 「福岡歯科大学教員選考規程」（既出 6-1）
- 資料 10(1)-6 「福岡歯科大学部長会規則」（既出 3-13）
- 資料 10(1)-7 「大学長裁定」
- 資料 10(1)-8 「福岡学園寄附行為」

資料 10(1)-9	「福岡学園常任役員会規則」
資料 10(1)-10	「福岡学園連絡協議会規則」
資料 10(1)-11	「福岡学園防火・防災規程」
資料 10(1)-12	「福岡学園情報セキュリティポリシー」 (既出 8-11)
資料 10(1)-13	「福岡学園重要情報漏洩等対応マニュアル」
資料 10(1)-14	「福岡学園公益通報に関する規程」
資料 10(1)-15	「福岡学園個人情報保護規程」
資料 10(1)-16	「福岡学園倫理審査委員会規則」
資料 10(1)-17	福岡学園第三次中期構想 (既出1-3) 、平成29年度事業計画
資料 10(1)-18	平成29年度予算基本方針
資料 10(1)-19	「福岡学園予算規則」
資料 10(1)-20	平成29年度大学講座等予算について
資料 10(1)-21	予算編成のフローチャート
資料 10(1)-22	「福岡学園経理規程」 、 「福岡学園経理規程施行規則」
資料 10(1)-23	「福岡学園内部監査規則」
資料 10(1)-24	公認会計士監査日程表 (平成28年度)
資料 10(1)-25	「福岡学園監事監査規則」
資料 10(1)-26	「福岡学園組織規程」
資料 10(1)-27	「福岡学園事務分掌規程」
資料 10(1)-28	「福岡学園給与規程」
資料 10(1)-29	「福岡学園資格取得支援規則」
資料 10(1)-30	「福岡学園人事考課規程」

## 10－（２） 財務

### 【現状説明】

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

#### ・大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

学園「第二次中期構想」が2016年度で6年間の構想期間を終え、「第三次中期構想」が2017年3月に策定された。財政面に関する基本構想は「安定的な組織運営を継続するため、収入基盤の確立および効率的な組織運営による財務構造の改善を図り、病院棟・教育棟・講堂等の施設の計画的な改新築によって、教育研究診療施設の充実を図り、学園・地域の安全を確保する。」とし、財務基盤強化のための目標を次のとおり定めている。（資料10(2)-1）

- ・本学園が継続的に発展し、社会からの要請に的確に応えるため、第三次中期構想を踏まえた財務計画を策定する。（資金収支計画、事業活動収支計画）
- ・学生納付金を安定的に確保するとともに、外部資金（補助金・寄付金等）の獲得および保有資産の運用による増収に努める。
- ・医科歯科総合病院、口腔医療センター、介護老人保健施設は収支改善に努め、早期に独立採算による安定した運営を目指す。
- ・効率的予算執行と業務合理化により経費の抑制を図る。

また、「第二次中期構想」以前は具体的な財務計画を示していなかったが、「中期構想」に示された構想内容を実現していくための経営的な裏付けとして、財政計画を明確にする必要がある。このため「第三次中期構想」においては、病院改築など構想期間に予定されている事業及び2017年4月に開設した看護大学の推移を踏まえて資金収支・事業活動収支計画を策定した。

#### ・当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

2012～2016年度における学園全体の「貸借対照表関係比率」と「事業活動収支計算書関係比率」の経年推移は表10-1（財務関係比率）のとおりである。2016年度の各比率は貸借対照表関係比率では、特定資産構成比率は74.3%で全国平均（22.9%）を大きく上回っており、財政基盤は安定していると言える。純資産構成比率は95%以上で推移し、基本金比率もほぼ100%で推移し良好な数値を示している。また、本学は、すべて自己資金で運営しており、総負債比率は4.0%で全国平均（14.5%）を下回り、安定した経営状況となっている。事業活動収支計算書関係比率の人件費比率は、2015年度に退職金の減により53.7%に減少したが、2016年度は歯科大学・看護大学の教員及び職員の増により前年度比で3.7ポイント上回り57.4%となった。教育研究経費比率は32.5%で、前年度比1.7ポイント上昇した。学生生徒等納付金比率は44.0%で学生納付金を引き下げた2013年以降、ほぼ同じ水準で推移している。経営状況を示す事業活動収支差額比率（旧：帰属収支差額比率）は、2016年度は4.9%で福岡看護大学の開設に係る人件費及び用品費等の教育研究経費の支出増により、前年度より6.4ポイント下げたが、全国平均（4.4%）を若干上回っている。

※全国平均（平成27年度）は、日本私立学校振興・共済事業団『平成28年版今日の私学財政』より引用。



表10-1 財務関係比率

## (1) 貸借対照表関係比率

No.	比率名	算出方法	評価	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	27年度 全国平均
1	特定資産構成比率	$\frac{\text{特定資産}}{\text{総資産}}$	△	76.2%	77.6%	77.8%	76.4%	74.3%	22.9%
2	純資産構成比率	$\frac{\text{純資産}}{\text{総負債+純資産}}$	△	95.5%	95.9%	95.9%	96.2%	96.0%	85.5%
3	繰越収支差額構成比率	$\frac{\text{繰越収支差額}}{\text{総負債+純資産}}$	△	2.7%	1.4%	0.3%	△ 0.3%	△ 3.6%	△ 17.7%
4	流動比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$	△	101.9%	142.4%	149.8%	214.3%	120.3%	248.2%
5	総負債比率	$\frac{\text{総負債}}{\text{総資産}}$	▼	4.5%	4.1%	4.1%	3.8%	4.0%	14.5%
6	前受金保有率	$\frac{\text{現金預金}}{\text{前受金}}$	△	131.2%	162.5%	213.8%	353.1%	141.3%	364.6%
7	基本金比率	$\frac{\text{基本金}}{\text{基本金要組入額}}$	△	99.8%	99.9%	100.0%	100.0%	100.0%	97.0%
8	積立率	$\frac{\text{運用資産}}{\text{要積立額}}$	△	105.5%	103.0%	102.0%	101.3%	97.4%	74.0%

(注) 評価：△高い値が良い ▼低い値が良い ～どちらともいえない

## (2) 事業活動収支計算書関係比率

No.	比率名	算出方法	評価	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	27年度 全国平均
1	人件費比率	$\frac{\text{人件費}}{\text{経常収入}}$	▼	51.4%	51.2%	56.5%	53.7%	57.4%	49.9%
2	教育研究経費比率	$\frac{\text{教育研究経費}}{\text{経常収入}}$	△	29.3%	28.1%	30.1%	30.8%	32.5%	39.0%
3	事業活動収支差額比率	$\frac{\text{基本金組入前当年度収支差額}}{\text{事業活動収入}}$	△	15.6%	19.3%	8.3%	11.3%	4.9%	4.4%
4	学生生徒等納付金比率	$\frac{\text{学生生徒等納付金}}{\text{経常収入}}$	～	47.0%	43.7%	44.3%	43.6%	44.0%	51.9%
5	経常補助金比率	$\frac{\text{教育活動収支の補助金}}{\text{経常収入}}$	△	5.4%	8.6%	6.4%	8.1%	7.7%	9.4%
6	基本金組入率	$\frac{\text{基本金組入額}}{\text{事業活動収入}}$	△	42.3%	29.9%	17.2%	19.4%	34.1%	11.1%
7	経常収支差額比率	$\frac{\text{経常収支差額}}{\text{経常収入}}$	△	15.1%	17.0%	6.0%	10.8%	4.6%	3.5%
8	教育活動収支差額比率	$\frac{\text{教育活動収支差額}}{\text{教育活動収入計}}$	△	3.4%	5.0%	△ 7.1%	△ 0.4%	△ 6.2%	2.0%

(注) 評価：△高い値が良い ▼低い値が良い ～どちらともいえない

**点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を  
確立しているか。**

**・大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務  
基盤（又は予算配分）**

収入面では、補助金・寄付金等の外部資金の積極的な導入、医科歯科総合病院・口腔医療センターにおける医療収入の増収および資産運用による増収など多様な財源の確保に努めている。一方、支出面では、人件費の抑制に努めるほか、その他の経常的な経費についても、予算の効果的な執行、管理的な経費の縮減を図るとともに、不要不急の支出は厳しく抑制している。この結果、2016年度決算における大学部門の経常収入は、学生生徒等納付金 27 億 1,673 万円、経常費等補助金 3 億 9,441 万円、寄付金 6,511 万円など、合計 33 億 6,045 万円となった。一方、経常支出は、人件費 22 億 1,138 万円、教育研究経費 9 億 8,486 万円、管理経費 1 億 2,138 万円など、合計 33 億 1,763 万円となり、経常収支差額は 4,281 万円の前年度比 1 億 8,358 万円の減となったが、収入超過を維持している。また、学園全体で見ると、経常収入は、学生生徒等納付金 29 億 9,383 万円、経常費等補助金 5 億 2,433 万円、医療収入 17 億 8,899、受取利息・配当金 6 億 9,029 万円など、合計 68 億 878 万円となった。一方、経常支出は、人件費 39 億 763 万円、教育研究経 22 億 1,619 万円、管理経費 3 億 7,276 万円など、合計 64 億 9,680 万円となり、福岡看護大学設置に係る人件費、教育研究経費の増加が影響したものの、経常収支差額は 3 億 1,197 万円収入超過となっている（資料 10(2)-2）。

2016年度決算における学園の総資産は約 612 億円となり、看護大学の設置など学園規模の拡大等により 2012 年度から 5 年間で約 29 億円増加した。また、病院建設等に備えた第 2 号基本金引当特定資産 114 億円、教育研究の充実を目的とした第 3 号基本金引当特定資産 235 億円など各種特定資産も計画的に積み上げ、学園の財務基盤の強化を図っている（資料 10(2)-3）。

**・教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み**

教育研究の充実を促進し振興を図るため、第 3 号基本金引当資産として福岡歯科大学奨学基金、同学術振興基金、同教育研究基金及び福岡学園田中健藏基金を設置しており、2016 年度末での保有額は、奨学基金約 18 億円、学術振興基金約 17 億円、教育研究基金 200 億円、田中健藏基金約 3,000 万円で総額約 235 億円となっている。これら第 3 号基本金による運用果実は、運用環境の悪化により減少傾向ではあるが 2016 年度では約 3 億 5,000 万円となり、教育・研究遂行のための財源として活用されている。（資料 10(2)-4）

**・外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得  
状況、資産運用等**

外部資金の導入については、教育研究の活性化及び財務基盤の強化を図るため、教職協働体制で積極的な取り組みを行ってきた。2012 年度から 2016 年度における科学研究費補助金及びその他の外部資金の受入れ状況は、10～13 種目に亘り 77～101 件で、受入れ総額は 2 億円から 3 億 5,000 万円で推移している（表 10-2：外部資金導入の推移）。

科学研究費補助金については、2017 年度の申請件数は 209 件で前年度比 17 件の増となったが、採択件数は前年度に比べ 6 件減、獲得額は 671 万円の減となった（表 10-3：科学研

究費補助金獲得額等の推移)。2012年度以降、採択件数は50～70件で、獲得額は間接経費を含め毎年約1億円前後で堅調に推移している。科学研究費補助金の申請に関しては、専任教員に対して申請を義務付けていることもあり、一人当たり1件以上の申請があり申請率は毎年100%を超えている。また、申請予定者を対象として科研費獲得に向けた説明会を毎年開催するほか、若手研究者の計画調書については科研費獲得プロジェクトチームを中心としたブラッシュアップメンバーが評定基準ごとに評点を付けアドバイスをを行うなど、教職員が一体となって科研費獲得に向けた努力を行っている。

受託研究費（共同研究含む）については、教員個人の対外的な活動や業績に頼らざるを得ない状況であるが、2016年度は6件で、3,786万円を受入れた。

寄付金については、「特定公益増進法人」の証明に加え、2012年6月に「税額控除対象法人」の証明を取得し、寄付金を受けやすい環境を整えた。本学への寄付に対する税制上の優遇措置について、ホームページや広報誌等で周知するなど、寄付金収入の積極的な増収を図っている（資料10(2)-5）。2016年度の寄付金は150件、6,286万円で、そのうち教員に対する企業等からの奨学寄付金は17件、932万円であった（資料10(2)-6）。

表 10-2 外部資金導入の推移

分類	年 度	2012年度		2013年度		2014年度		2015年度		2016年度		
	種 目	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	
科学研究費補助金	基盤研究(B)	5	26,650	5	23,790	4	19,500	3	18,200	3	14,950	
	基盤研究(C)	24	39,650	30	45,240	26	39,260	30	46,020	36	57,108	
	挑戦的萌芽研究	5	8,060	6	13,130	7	11,180	5	6,500	6	6,370	
	若手研究(B)	15	28,210	16	25,220	17	21,710	14	19,110	20	29,120	
	研究活動スタート支援	3	4,290	1	1,430	3	4,160	5	7,020	7	10,140	
	特別研究員奨励費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	700
	小 計	52	106,860	58	108,810	57	95,810	57	96,850	73	118,388	
施設設備関係補助金	私立大学等研究設備整備費等補助金	4	23,659	2	17,931	2	6,052	0	0	0	0	
	私立学校施設整備費補助金	0	0	9	166,685	4	114,781	3	35,694	1	8,906	
	私立大学等教育研究活性化設備整備費補助金	1		1	12,902	1	46,380	0	0	1	10,066	
	小 計	5	23,659	12	197,518	7	167,213	3	35,694	2	18,972	
	大学教育再生加速プログラム	-	-	-	-	1	16,339	1	17,000	1	14,000	
	戦略的研究基盤形成支援事業	3	53,885	2	31,200	3	47,595	2	33,911	2	30,194	
	受託研究費	2	6,377	3	4,470	2	3,021	7	6,262	6	37,861	
	奨学寄附金	15	6,538	23	12,859	25	21,174	25	24,501	17	9,329	
	合 計	197,319		354,857		351,152		214,218		228,744		
	( )内:施設設備関係補助金を除く金額	(173,660)		(157,339)		(183,939)		(178,524)		(209,772)		
	受入れ総件数	77		98		95		95		101		
	受入れ種目数	10		12		13		10		12		

注) 科学研究費補助金は、間接経費を含む。

表 10-3 科学研究費補助金獲得額等の推移

種目	2012年度			2013年度			2014年度			2015年度			2016年度			2017年度		
	申請 件数	採択 件数	獲得額 (千円)	申請 件数	採択 件数	獲得額 (千円)	申請 件数	採択 件数	獲得額 (千円)	申請 件数	採択 件数	獲得額 (千円)	申請 件数	採択 件数	獲得額 (千円)	申請 件数	採択 件数	獲得額 (千円)
新学術領域 研究	0	0	0	0	1	2,860	2	1	2,860	2	0	0	1	0	0	2	1	3,900
基盤研究 A	2	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0
基盤研究 B	14	5	26,650	14	5	23,790	12	4	19,500	16	3	18,200	13	3	14,950	13	3	15,990
基盤研究 C	62	24	39,650	66	30	45,240	80	26	39,260	84	30	46,020	84	36	57,108	106	38	56,030
挑戦的 萌芽研究	22	5	8,060	24	6	13,130	21	7	11,180	24	5	6,500	22	6	6,370	16	6	8,190
若手研究 A	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
若手研究 B	85	15	28,210	77	16	25,220	72	17	21,710	78	14	19,110	49	20	29,120	49	17	24,700
研究活動 スタート支援	15	3	4,290	11	1	1,430	15	3	4,160	16	5	7,020	22	7	10,140	21	2	2,860
特別研究員 奨励費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	700	0	0	0
合計	200	52	106,860	194	59	111,670	202	58	98,670	222	57	96,850	192	73	118,388	209	67	111,670
研究者総数	143			142			146			152			158			160		
申請率(%)	139.9			136.6			138.4			146.1			121.5			130.6		
採択率(%)	26.0			30.4			28.7			25.7			38.0			32.1		
研究者1人当 たりの獲得額 (千円)	747			786			676			637			749			698		

注1) 申請率=申請件数/研究者総数 採択率=採択件数/申請件数

注2) 科学研究費補助金は、間接経費を含む。

資金運用については、学園の「資金運用規程」に基づき、安全性を最優先としたうえで、有利な運用を行っている（資料 10(2)-7）。2017 年度の受取利息・配当金収入は 6 億 9,029 万円で現下の金利水準の影響等により前年度比 8,268 万円の減となったが、学生生徒等納付金収入、医療収入に次ぐ重要な財源となっている。2017 年度決算における特定資産等の運用可能資産は 465 億円で 2012 年度から約 6 億円増加したが、平均運用利回りは 1.69% から 1.48% に下降している（資料 10(2)-8）。

## 【点検・評価】

### ①長所・特色

・補助金については、2015 年度に理事長、学長のもとに設置された経営企画委員会を中心に「私立大学等改革総合支援事業」、「私立大学等経営強化集中支援事業」など文科省の大型補助事業に迅速な対応がなされ、2つの事業ともに毎年、支援対象校に選定され、経常費補助金の増額、私立学校施設整備費補助金採択に繋がっている。

### ① 問題点

・学納金の引き下げ及び奨学金の充実を図るなど受験生の経済的負担に配慮した措置を実施し、2016 年度入試の出願者は 321 名で前年度比 5% 増となったが、2017 年度入試では、出願者は 281 名で 12.5% の減となり、入学者は 87 名で 96 名の入学定員を確保することが出来なかった。学生確保は学園財政安定化の大前提であることから、早急に原因を分析し、

対応をしなければならない。

・寄付金については、現在、恒常的な寄付募集しか行っていないが、学園の大型事業として控えている「福岡学園・福岡歯科大学創立 50 周年記念事業」に向けて寄付金募集の体制を整備し、本学同窓生や在学生・保護者等だけでなく、広く企業や一般の方々にも支援を呼びかけていく必要がある。

・2017 年 5 月に医科歯科総合病院建替え委員会が発足し、2020 年の開設を目途に新病院の本格的な検討が始まったが、建替資金については計画的に第 2 号基本金の組入れを実施しており、2019 年度末の第 2 号基本金引当特定資産の残高は 132 億円となる見込みである。本学は今まで、借入を行わず、すべて自己資金で学園の規模拡大、設備更新を行ってきたところであるが、現下の低金利状況では保有債券を取崩し建替え資金に充当するより、借入を行う方が有利であることから、借入も視野に入れた資金計画を検討する必要がある。

### ③ 全体のまとめ

・学園の教育研究活動を永続的に維持していくため「第三次中期構想」を策定し、その中で構想期間 6 年間の財務計画を示し、構想内容を実現していく財政的な裏付けを明確にした。事業の変更や新たな事業の実施などにより、財務計画との差異が生じてくることから、予算、決算において毎年検証を行い、必要があれば修正を行っていく。

学園の事業活動収支差額は収入超過で推移し、2016 年度決算の事業収支差額比率は 4.9%で全国平均を上回っている。このほか、純資産構成比率は 96%で自己資本の充実度を示している。また、将来の施設設備の更新、教職員の退職資金等及び奨学金の原資となる基金について、どの程度保有資産の裏付けがあるかを示す積立率は 97.4%と全国平均を大きく上回る結果となっており、安定した財務基盤を示している。

外部資金の導入については、理事長、学長の強力なリーダーシップの下、科学研究費補助金をはじめ、文科省の各種補助金の獲得に全学を挙げて取り組んでおり、結果として「私立大学等改革総合支援事業」、「私立大学等経営強化集中支援事業」に毎年連続して対象校として選定されるに至っている。

### 【根拠資料】

資料 10(2)-1	福岡学園第三次中期構想（既出 1-3）
資料 10(2)-2	平成 28 年度決算書
資料 10(2)-3	平成 28 年度財産目録
資料 10(2)-4	平成 28 年度計算書（第 3 号基本金の組入れに係る計画集計表）
資料 10(2)-5	ホームページ（ご寄付のお願い）、広報誌用（ご寄付のお願い）
資料 10(2)-6	平成 28 年度寄付受入れ状況
資料 10(2)-7	「福岡学園資金運用規程」
資料 10(2)-8	受取利息・配当金収入（特定資産等）の推移